387
1
25

内外商取引上注意すべき慣習其他に關する調査

附　輸出商品の製作上注意すべき海外の風習及好尚

農商務省商務局

337-25

緒言

本書ハ當局商品陳列館ニ於テ在外帝國公館及本邦開港地各商業會議所ニ委囑シ商取引上參考トナルベキ慣習其他ニ關シ調査シタルモノニ係リ當業者ノ參考ニ資スル爲メ茲ニ印刷ニ附ス

明治四十四年三月

農商務省商務局

明治 44. 4. 10 内交

目次

第一　海外之要地に於ける商慣習　　頁數

一　清國……一
二　比律賓……四
三　蘭領東印度……九
四　暹羅……十五
五　孟買……十九
六　シドニー……二十七
七　紐育……二十八
八　市俄古……四十
九　里昂……四十一
一〇　露西亞……四十六
一一　智利……五十一
一二　伯剌西爾……五十四

第二　本邦商人が海外各地と直輸出入取引を開始するに當り參考とすべき各國商人の直輸入取引に關する營業方法

一　間島……五十九
二　安東縣……五十九
三　奉天……五十九
四　遼陽……五十九
五　鐵嶺……六十
六　長春……六十
七　哈爾賓……六十
八　芝罘……六十
九　青島……六十一
一〇　南京……六十二
一一　蘇州……六十二

一二 重慶……六十二
一三 福州……六十二
一四 厦門……六十二
一五 汕頭……六十三
一六 香港……六十三
一七 マニラ……六十四
一八 新嘉坡……六十五
一九 蘭領東印度……六十五
二〇 カルカッタ……六十六
二一 濠洲……六十六
二二 ホノルル……六十六
二三 ポートランド……六十七
二四 市俄古……六十七
二五 オッタワ……六十八
二六 里昂……六十八
二七 莫斯科……六十九
二八 ニコラエウスク……七十一
二九 浦潮斯德……七十二
三〇 伯剌西爾……七十三

第三　本邦重要貿易港に於ける貿易業者及其の他關係當業者間の商習慣

一 横濱……七十五
二 神戸……七十六
三 大阪……八十五
四 函館……九十一
五 長崎……九十二

附錄

輸出商品の製作上注意すべき海外の風習及好尚……一
一 牛莊……一

二 重慶……三
三 福州……五
四 厦門……八
五 天津……十二
六 長沙……十八
七 遲羅……十九
八 比律賓群島……二十
九 シドニー……二十一
一〇 タウンスヴキール……二十一
一一 桑港……二十三

內外商取引上注意すべき慣習其他に關する調査

第一　海外主要地に於ける商慣習

一　清國

本編は在上海諸外國商業事務官が本國政府に報告したるものにして多少重複の點あるも本邦の對清貿易業者にとりて參考となるべき事項少なからざるを以て敢て收錄することとなしぬ

支那に於ける外國商人は、現時非常の困難を極む、其原因は外國人相互の競爭激烈なると、支那商業界に於て尙ほ屢々利權回收の主張せらるゝことに依れり。之に加ふるに絕へず貨幣相場に動搖を來し、爲めに最も確實なる商人すら、弗相場の投機を試みる危險あり。其他近年に於ける一般商業の衰微及不景氣は一層其情勢を高めたるものゝ如し。

此時機に於て支那貿易の困難及複雜なる狀態に於て、一言を費すは敢て無用の業ならさるへし。支那の商業關係を攻究するには國語及商慣習の異れる爲め、他國に比を見さる長時期と苦心とを要す。依て支那に自己の支店を有せす其取引を同市場に於ける一般輸入業者に依頼し居るが如き小商會にありては、此外國商及在支那輸入業者間の一時的關係を變更し、確固たる根底を有する取引機關を設くるを得策とす。即ち例へは同種商品を供給する多數商人は相互に競爭を爲さず、協同して東亞市場に一代理者を置き、之れに相當の歩合と一定報酬とを與へ仲介を掌らしむるか如き是れなり

斯の如き特種輸入業者を創置するときは、之に依り又當該商品の研究及販路の狀況を探知するに難しとせず。從來の如き一般輸入業者の關係にては其歩調の歸一を望む可からず。併し此代理方法は、唯販路の永續する商品に在てのみ有益にして、流行品其他需用の增減若くは時々中止すべき商品に對しては、不可なること勿論とす。該代理業者は又屢々自己の管理すへき小資本を支那商人と合同して有利に使用するの便を有すのみならす其密接の交際に依り、支那市場の商況を容易に攻究し、屢々變動する支那人の需用を

速かに聞知し、幷に支那顧客の嗜好を充分習得するの利益あり。蓋し從來是等狀況を知悉する爲めには、往々數年の時日を要したればなり。其他合同の支那商會は、自己の利害關係より打算し、合同せる歐羅巴人の產出品を購入すべき顧客を得ることに努むるが如き又其有利なる一例とす。仲介者に依らず、支那內地と直接貿易を圖らんとするは困難なるべく、此困難は支那人の商業團結が、廣く蔓延して勢力を有するが爲め一層大なるべし。此場合に於て、支那內地の狀況は、唯內地へ旅行し、長く滯在して之を視察するの外なからん。多方面の報告を綜合するは、又內地に開店して成効せるものあるが如きも是れ概して常該商人が、有力なる商業組合員の信用を得たるに依るべし。何れの途最も肝要なるは有力の支那商人と常に連絡を保つの一事なり。

併し歐羅巴商人の敏腕と、製品の精良を以てするも、又支那商人との密接なる商業關係に依るも、若し歐羅巴商品にして支那人に知悉せられざるに於ては、決して滿足すべき好果を得べからず。是に於て支那に於ては他の商業國と異なり、大道廣告を爲すこと盛んなり。蓋し重要諸港以外の

支那人には歐語を能くする者尠なく、加ふるに支那文字は習得容易ならざる爲め、大部分の人民は又之を讀書し得ず、重要なる新聞紙の記事及廣告と雖ども、獨り清語學に通ずる少數支那人によりて、僅かに傳播するのみなればなり。

然れども歐羅巴輸入業者が支那商人の助力に依らず、單獨に支那內地の顧客に資弘を爲さんとするときは、唯支那新聞へ廣告するの外なし。其廣告は貿易港の著明なる商業新聞例へば Wa kuo tschang ye yueh pao Thanghais（上海世界貿易月報）と幷に又內地の小新聞に於てするを有効とす、其他には目立ち易き繪入引札を可とするも、之は支那人の嗜好に投するを專一とし、勿論支那文にて記載するを要す。

特に注意すべきは商會名の飜譯にして、其飜譯は清文學に通する支那人に依頼すべし。然らざれば支那文字の多意味なる爲め、頗る滑稽なる附帶意義を顯はすことあればなり。日本人は繪入の引札廣告に多費を掛くるを以て大に成効し、其製品の價値劣れるに拘はらず、競爭を見すして良成績を擧けつゝあり。

支那の大商人は、概して英語に通ずるを以て、之に送附する代價表は、英語にて編纂するを可とす。

新見本送附の爲めには、費用を吝むべからず。見本は現品の形狀を示すに足る丈けの量を送附すべし。而して或る商標の物品が、最初保守的の支那人より信用を受くるときは、永遠に確實なる販路を期待し得べく其出費の如きも充分之れを償ふて餘りあり。見本及商品に貼付する摸樣張紙及商標用紙には、獨り當該商會の商標のみならず、商品の說明、原產地、性質及用法を支那文字にて詳細に記載し、殊に商品內に包入する廣告書は、支那人の愛する所なるを以て、其嗜好に投する圖書及色模樣を撰むべし。商品の容器には又注意を拂ふの要あり。廉價品に對しても可成有益にして趣味ある容器を用ゆるを可とす。即ち靑島に於て獨逸石鹸が琺瑯質容器の爲め大に好評を博したる如き其一例なり。最も困難を感するは、支那市場に適する商標の撰擇に在り、各商會か支那市場に輸入する自己の製產品に對し、特種の商標を付するは無論にして、多く行はるゝは妄誕的動物の畫像、即ち鳳凰一角獸の如きものにして、最も愛せらるゝ

は支那流の龍又は寓意的の商標なり。故に商標の撰定は之を支那人に商るべし。支那人は支那國民の趣味を熟知すると勿論なれば其適否に就ても最も能く判斷すればなり。商標に關して支那人は頗る保守的にして、或る商標にして一度採用せらるゝときは、永く之を購入するに至るべし。一般に商標には寓意又は動物畫を可とす。

之か一例とすべきは、即ち鷲印「コンデンスミルク」（有名の Eagle Brand）の輸入なり。他の商會が此物品の輸入を圖らんとするときは、其商標には鷲に類似の鳥畫を撰定するを必要とす。假令へば若し全く異なれる龍の如きを附するときは、支那人は全く之を購買せざるべし。新品の輸入には斯の如き困難以外に又日本との競爭を期待せざるべからず。即ち日本人が往々他國品の商標を毫も顧慮することなく摸倣する是れなり。此行爲に對し支那に於ては尙ほ未だ別に確實なる保護の方法を欠くを以て此不正なる日本人の行爲に對して、唯一の防禦策は不廉の商標登錄稅を厭はす、日本政府の登錄を受くるに在り。支那市場に模倣品を見るときは、既に或鋭敏なる日本人が登錄を爲せる後にて、

最早支那に於ては之に對し施すべき策なし。

商品の性質及代價に關して、支那人は一般に品質の劣れるものにても、唯廉價品を購買す。例へば不良なる日本石鹸（埃國製品を殆んど全く模造せる）が、多量に上海の支那街に輸送せられたるに、其價格廉なる爲め、品質の粗惡なるに拘はらず、充分の賣行を見たり。之に徹するも、貧窮にして生活簡易の支那人に對しては、一般に廉價品の賣行多し。大道廣告、新聞廣告及代價表には他の海外諸國に於ての如く、又到着値段を示すは勿論、一體に他國に對してより、一層購買者の便利を圖るの必要あり。

商品の包裝は、運搬の經路長きを以て、殊に堅牢を要し、其の箱及包の容量は餘り重くせざるを可とす。就中支那内地へ直接輸送する場合に在ては運搬輸送機關の不備に應するの用意なかる可からず、蓋し之に依りて包み直しの時間と費用とを節するを得ればなり。硝子製品及葡萄酒瓶の如き破損物は、圓形の樽に包裝するを大に便利なりとす此樽の内容は多量と爲さず又包裝の際は充分の注意を施すべし。

前述の事項は既に支那との貿易連絡を有する商人に對しては、恐らく一二の事項を除き多大の參考にならざるべしと雖とも、今より以後貿易連絡を得んとする者に對して、繁雜なる探究を節約するの一助とならんことを希望す。吾人の對清貿易は、尚ほ大に擴張の餘地を有し、又之れが發達を計るは我が輸出政策を遂行なるものなり。

二　比律賓

（在比島本省實業練習生井原宇吉報告）

（イ）季節　比律賓群島に於ける取引の季節を分ちて二とするを得べし、一は十月末より五月までにして此季節は農産物中砂糖、麻、煙草、コプラなどの盛に積出さるゝ時にして、クリスマスを中心として輸入品の增加を見、地方に於ける金融は農産物の收獲と共に動きて乾燥期に在るが故に、陸上、海上共に交通の便ありて、取引の最も盛に行はるゝ季節なり、六月より十月までは雨期に在りて一般の商況活潑ならず、加ふるに暴風雨等の起るは多く此季節に在るを以て、時に交通を鎖し金融の固著するも、多く此季節に在りて非取引季節とも稱するを得べし。

（ロ）取引狀態　賣買の取極め又は約條等は、主としてマニラ、イロ〳〵、セブー等重なる市に於て起るものにして、例へば輸出品に在りては市の輸出商が海外よりの注文に依り、又は自己の思惑にて之れが積出を要するや内地に入りて仲買人の手を經て其の望みの品を買入るゝに在りて、内地に在りては只僅に農產物の所有者が之れを仲買人の手に渡して其賣捌を委任するか、又は仲買人に依りて買取らるゝかに依りて其取引は行はれ、内地の仲買人なるものは之れを他の市に住する仲買人に送るか、或は直接市の輸出商に送るかに依りて其貨物は始めて輸出品となるなり、而してマニラ市に於ける輸出商は農產物の重なる產地に代理人即ち仲買人を置きて自己の手に於て其農產物の買入に從事せり、されば輸出品に對する仲買人は主として内地に在りて其農產物の出盛り季節に於て其買入をなし、更にマニラ、セブー、イロ〳〵等に送り、一般輸出品の相場は一先づ右三市に於て定めらるゝものなり。

輸入品に在りては當地に於ける輸入商は一面卸賣商にして、海外に本店又は代理店を有し、其の手に依りて賣捌を委托に附せられるか、又は自己の手に於て相應の見計ら

ひ注文をなし、更に之を小賣商に賣渡すか、又は小賣商の注文に依りて輸入をなすものにして、輸入商と卸賣商とを兼ねたるもの多し、又輸入商と小賣商との間に立ちて仲次をなす商人ありと雖も、當地の習慣は多く輸入商自ら卸賣商にして中には輸入、卸賣、小賣を併せ兼ねたる者少なからず、獨り食料品取引に於ては輸入商と卸賣商又は各卸賣商間に完全なる仲立人の在るありて貨物値段引渡の取極より代金取立まで役立つの便あり、相場は内地より來る注文に依りて其發送をなすと雖も皆市に於て定めらるゝなり。

（ハ）貨物引渡　貨物の引き渡し等は其取引成立の時の約束に依るものにして、貨物の種類に依りて自ら異なると雖も、多くは賣手の倉庫渡とせるが、普通にて、輸出品も輸入品も皆多くは貨物の所在に於て相場を定め、内地より港に積出すか市内に在りては賣手の倉庫より買手の倉庫に送る費用又市より内地に送る運賃等は皆買手に於て負擔すべき慣習に在り、海外の商人と當地輸出商との間に在りては、FOB、又はCIF等之れまた其輸出品の種類と契約とに依りて自由になし得べしと雖も、中には全く其貨物の所在

に於て引渡をなすに非らざれば契約の成立せざるものあり、即ちコプラの如きは積込斤量と陸揚後の斤量とは時の經過に依りて其乾燥に從つて多大の變差を來し其引渡を完全に爲す能はざるが如きあり、輸入品に在りては近來多くCIFに依るもの多きが如しと雖も、送り狀面に於ては原價と諸式を區別して記入するを以て通關手續上稅金等の關係より便利なり。

（二）代金支拂　當市に於ける決算期は一般にクリスマスを以てせり、故に卸賣商或は小賣商が輸入商に向て其引取貨物に對し一週間毎に一部代金の支拂をなす習慣を有するものと雖も、取引上の殘額等は皆此季節に於て決濟するを例とせり、而して無條件の場合と雖も、賣買上一ケ月拂は普通にして、貨物引取の上直に代金支拂をなす時は年六分の割合を以て割引の上支拂ふ習あり、而して小賣商に在りては一般顧客よりバレと稱する一種の代金支拂保證狀と貨物の受取證とを兼ねたる紙札を受取りて月末に至り之れを示して其代金の支拂を求むるなり、當市には掛代金の蒐集を業とせる會社ありと雖も普通商店に於てはコプラドルと稱する掛代金取集め人を置きて之れにバレと受取とを與へて其取集に從事せしめつゝあり。

（ホ）輸出入商　輸出入商の重なるものは悉くマニラ市に在りてセブー、イロ〳〵等に其支店又は代理店を有す、而して其國別を見るに、其取扱ふ商品の種類に依りて自ら差異あるべしと雖も、西班牙が永く地盤を植たる事とて西班牙商を以て多數を占む、次は英商にして獨商、米商の如きは近年の事に屬す、英商に次で數多きは支那商にして、本島人に至りては極めて少なし、而して其勢力を見るに、信用の固まれるものは英商、西商にして、獨商は近年に到り英商に次で覇を爭はん域に進めり、西商に至りては從來の地歩を守るに過ぎずして、進んで他を爭ふが如き氣力なし、思ふに英商の信用を植え其力を固めし所以のものは十九世紀の半頃に際然英國が群島を占有せしが如き形勢に在りしを以て其間に英商が彼等の地盤を植付たるに依らんか、當地に於ける輸入商は當地の小賣商と海外輸出業者との間に於ける卸賣商にして又輸出商は群島輸出品は皆悉く製造原料たる農產物なるが故に、農產者と海外輸入商との間に在る問屋の地位に在り、而して輸入商に在りては稅關に輸入貨物通關上保證金を積立つるを要す、而して其積立つる金高は輸入高に從て差異ありと雖も、稅關の指定に依る、而して其積立金に對しては當地にボンド會社なるものありて輸入商に代りて其保證金の立替積立をなし輸入商は右に對する利子及手數料を支拂ふを以て足る。

（ヘ）小賣商　群島に於ける小賣商は殆んど支那人に依りて營まれ、次に西班牙との混血兒に依りて行はるゝもの多し、比律賓人に依りて行はるゝものは或種の商業に限り極めて小範圍に屬す、又印度人の行商ありて支那人の行商と共に商品販路の擴張を助く、而して人家の集まれる處必ず支那人の商舖なき處なく、又支那人の行商は常に群島に周りて商舖なき新天地を發見するや其處に小店舖を設けて住ふ、思ふに十六世紀の初に當りて三萬有餘の支那の殖民到來して以來、比律賓に於ける小賣業の範圍を奪ひ、或は新に開拓して今日に到れるものなるべし、而して支那人に在りては輸出入商より仲買小賣商等各級の商業を有せざるなく、商人としての勢力の一部を確實に固守せるは又疑を要せざるなり、されば英國人の如きは盛に清商に接して自己の範圍の下に集めて以て其發展の資に供せんとしつゝあり。

（ト）物　價　比律賓群島に於ける工業は煙草、酒、燐寸其他二、三のものを除きては見るべきものなく、從て日常消費する一切の製品は之れを海外に仰がざる可からず、又農產物の種類に限りありて野菜の如きすら、之れを外國より輸入せるの狀態に在り、されば物價は一般に高騰にして、內地に深く入り交通の便自由ならざる所に在りては、外國製品否內國製品にても之を購ふ時は其高價なるに驚かざるを得ざるなり、而してマニラ市の如きに於てすら、既に原價の約三倍位を以て一般物價の標準とせり、又當市には商品取引所なく其他物價の建場なく、各商店に依りて同一商品の價値も一樣ならず、西領時代に在りては勞銀等の低廉なりしに依り物價も從て低かりしが、米國時代となりて勞銀の增加と共に物價も又高騰を示すに至れり。

（チ）稅　金　今左に商人が負擔すべき營業上の稅金幷に印紙料等を示せば、一般の商業又は製造者は年の初に於て

又は事業の初めに於て二ペソを支拂ひ、更に一年間の總取引高又は總製造高の一分の三分ノ一（1/3%）の稅金を年四回に分ち三ヶ月毎に收むるを要す、製造業又は商業の中にても別に異なれる鑑札料に從ふものあり、

質商	一箇年	一百ペソ
株式仲買人	同	八十ペソ
不動產仲買人	同	八十ペソ
通關手續仲立人	同	八十ペソ
一般仲立人	同	八十ペソ
酒類（Fermented）小賣商	同	四十ペソ
酒類（Femented）卸賣商	同	六十ペソ
蒸餾火酒類（Spirit）小賣商	同	四十八ペソ
蒸餾火酒類 Spirit）卸賣商	同	二百ペソ
酒類、煙草の行商（徒歩）	同	十六ペソ
同（一頭の馬又は他の動物に依るもの）	同	廿四ペソ
同（二頭の馬又は他の動物に依るもの）	同	四十ペソ
同（二頭以上の馬又は他の動物に依るもの）	同	八十ペソ
人頭稅男子十八才以上六十才まで	一箇年	二ペソ

銀行業　資本金の一分の二十四分の一（1/24%）及拂込資本を超過せざる額に於ける流通資本の一分の十二分の一（1/12%）拂込資本を超過せる凡ての流通資本の一分（1%）及び一箇月に付預金平均額の一分の十八分の一（1/18%）

保險業　一箇年間に於ける總保險料及其他著しき收入の一分、但し會社に依りて爲されたる再保險は五厘とす

燐寸販賣　一グロース又は百二十個以下の箱詰毎に四十仙とす、但輸入燐寸も亦此負擔あり

酒類販賣　一リツターに付四仙

紙卷煙草　千本に付二基（ヤロ）以下のもの一ペソ、以上のものは二ペソ

葉卷煙草　千本に付卸賣値段二十ペソ以下のものは千本に付二ペソ二十ペソ以上五十ペソまで千本に付四ペソ、五十ペソ以上千本に付六ペソ

印紙稅の重なるものを示せば

借用證書	一通二百ペソ又は其端數毎に	二十仙
株券	一通額面二百ペソ又は其端數毎に	二十仙
賣買契約書、賣渡の〆も、株券の配當の讓渡證書	二百ペソ毎ニ及其以內	四仙
所得又は動產の利子等を表示する證書	二百ペソ及其端數毎ニ	二仙
銀行の小切手、爲替、利子を附せずして一覽又は要求拂の預金證書		二仙
群島內に於て支拂はるべき爲替手形		二仙
利子を有し一覽又は要求拂にあらざる爲替手形	二百ペソ毎に	二仙
約束手形	二百ペソ又は其端數毎に	二仙
利子を有する預金證書	二百ペソ又は其端數毎に	二仙

群島外に於て支拂はるべき外國爲替	二百ペソ又は其端數毎に	四仙
信用狀　海外に發送せらるべきもの	二百ペソ又は其端數毎に	四仙
（若し外國の貨幣を以て表記せるものは政府に依りて定められたる單位に位りて打算す）		
生命保險の保險證書	二百ペソ又は其端數毎に	十仙
財產、利益、所得等の海上、內地水路、電雷等の危險に對する保險の證書は其保險料の四ペソ毎に		二仙
海上、陸上、電雷等に對する損害賠償に對する證書は保險料の四ペソ毎に		二仙
三十ペソを超過せし受取、〆も		二仙
倉庫に於ける貨物預り券		二十仙
外國行貨物の船積證書		十仙
內地行貨物の船積證書		二仙
外國行汽船乘客切符	六十ペソ以下	一ペソ
同	六十ペソより百二十ペソまで	二ペソ
同	百二十ペソ以上	三ペソ
會社の總會に於て役員選擧の爲め投票權に對しての委任代理狀		二十仙
一年間契約の不動產貸借の證書		二十仙
一年間以上三年間以下契約の不動產貸借の證書		五十仙
三年間以上契約の不動產貸借の證書		一ペソ
動產又は不動產の抵當券		五十仙
千ペソより三千ペソまで、三千ペソ又は其以內を加ふる毎に		五十仙
不動產の契約書	三百ペソ以上千ペソ以下	四十仙
傭船契約書	總噸數三千噸以下	六ペソ
同	三千噸以上六千噸以下	十ペソ
同	六千噸以上	二十ペソ

（リ）商標　比律賓群島に於ける商品は主に其商標に依りて販賣せらるゝ傾きありて新しき商標を以て其市場を奪ふに到るは容易の事に非らず、されば近來商人等は其販路を發見するや其商標の登記等をなして其侵害を防ぎつゝあり。

三　蘭領東印度

（在バタビヤ帝國領事館報告）

一商業上外國人の嫌忌する日本人の行爲

（一）店舗の構造體裁は顧客を吸收する一方法たること勿論なれば、皆相當の注意をなし居り、新規開店は幾分安價なると目先變りたる商品を有すと信ぜられ、一般の注意を惹くこと多し、故に新たに開店する者も特に

舊くより存在せるが如く裝ふ者なしと云ふ。

(二)品により見本取引行はるゝも、見本と異なる商品の送付を受け迷惑すること屢々なりと

新規注文の場合注文者の說明足らざるに依るべきも、使用の目的及品質に於て甚だしく懸隔せる物を送付せらるゝことあり

取扱店により同一物品にて價格に非常なる相違あることあり

本邦商品は價格の變動多く、漸く販路を開くも俄かに原價の騰貴により一時之が取引を中止するの止むを得ざる場合ありて、從來獲得せる販路を同種の外國品に奪食せられ又た下落の場合には退け物買得に巧みなる清商等に賣り崩さるゝことあり共に非常なる打撃なりと云ふ

(三)當地方一般に馬來語を以て通話することを得れども之に精通する者少なく、充分販路を擴張すること能はざるが如し

看板商標等には相當に注意し居れば此點に關し障碍あるを聞かず

(四)日露戰爭の際より當地に始まれる日本人の內地行商は其當時日本に向て表せる清人及土人の同情に乘し、法外なる高價を以て賣藥其他取扱に便なる商品を賣り付けしが、斯の如きことの永續すべき筈なく、漸次賣れ行きを減ずるや、强迫押賣を始むる者あり、此風一時我が行商者間に流行し、益同情者の嫌惡を招き、中には日本人と見れば戶を閉ぢて入れしめざる者ありと云ふ。現今未だ如斯不法行爲の跡を絶つに至らざるも、一部の從業者は賣れ行き減少の爲め廢業の止むなきに至り、尙ほ之に從事する者も其商品は殆んど全く賣藥に限らるゝ現狀なりと云ふ。

二、取引關係

(一)代金支拂期間は「マンチエスター、グーヅ」及當高物にて三箇月、金物雜貨類は概して六箇月なるを通例とし三箇月拂と云ふも當初の約束に止まり、實際之が回收を見るは四箇月の後なるを普通とす

即金拂の割引歩合は、三箇月物六分、六箇月物壹割と

す。

獨逸商人は期限の永きを厭はずして、小賣商人の喜ぶ處となり、英國商人は主として綿纖物を取扱ふによるべきも、三箇月以上の約束をなさざるが如し。

(二)取引期節は土地により產出物を異にすれば、概言すること能はざるも砂糖及米の產出を主とする當爪哇島に於ては、其出廻期節即ち六月より九月迄を商業活潑の時期とし

土人の新年(回敎曆による本年は一月二十四日)前は土人向き舊曆新年前には清人向き商品の賣れ行きあり

其他の地方は住民多からず、商況概して沈靜なるが如し

(三)宗敎の信念により嫌惡するは一般回敎國に普通なる犬及豚なるも豚印香水が一般の愛用を受けつゝある事實あれば、必ずしも然りと斷定するを得ず

頭及足の物に動物の模樣あるを嫌ふ傾向あり

之に反して星及象は宗敎上尊崇の對象物なれば、商標

として最も適當なるも(日月は何等特別の印象を與へず)殆んどあらゆる樣式の圖案登錄せられあれば、新規に之を附するも登錄覺束なかるべしと云ふ。其の他土人は尙武の氣風に富むを以て劍の如きも宜しと云ふ。

當地方には最先の輸入者に其輸入品の商標登錄を許し之を保護する特別の法令あり、

同種類の商品にして、登錄商標類似の商標を附しあれば、商標侵害となることあり。當業者の注意を要す。

從て新たに商品を輸入する者は、優先權を他人に奪はれざる樣、可成速かに其商標を登錄するを要す。

三、關領東印度地方商業界に於ける二、三の事實

一、當地方の言語は頗る複雜にして、蘭人は和蘭語を、爪哇生れの支那人(パパと稱す過半散髮洋裝し一見日本人の如し)の全然馬來語を、當「パタビヤ」市の存在する西爪哇の土人は「スンダ」語を、爪哇島の舊都「ハーロー「ジヨクジヤ」(本名「スーラカルタ」「ジヨクジヤ

カルタ」共に「ニロン」更紗の産地として有名なり）以東の土人は上流下流により全く異なる爪哇語を、「マヅーラ」島（爪哇島の東方に位する一小島にして、爪哇島と同一行政區域に編入せられ蘭領東印度諸島中其の重要なる部分の一にして、各種法令の如き、右二島と其他領地とに二大別す）住民は「マヅーラ」語を使用し、「ボルネオ」内地の未開人（嘗て外人と接せざるもの）間には「ダイヤク」語「アルフーア」語等あり其他許多の島嶼に於ても各異なる土語を有す。例せば爪哇島を東南に距る一葦帶水の「バリー」島の如き約百方哩の小島なるも、土人は別に「バリニーヌ」語を用ふる有樣なり。然れども蘭國政府は土人の公用語を馬來語と定めあるが故に、土地により幾分の土習を帶ぶるも、交通の便ある地方にては、一般に馬來語により通話することを得と云ふ。尤も是は主として男子に關して云ふを得べく、婦人には土語の外通せざるもの多き由なり。

斯の如く未開の地多くして、其内地各部に特別の土語あるは諸外國人の通商貿易上至大の障碍を來らす原因なるべきも、永き居住と交通の歴史を有し、内地の商業を獨占し種々の便益を享有する清商及印度商殊に前者にとりては、愈々其根底を固ふする所以、（部落によりて衣服飲食の微に至るまで殆んど全く清人に化せられたる所ありと云ふ）にして、亦以て彼等が如何に廣濶なる營業地域を有するかを知るを得べし。

而して馬來語は語法比較的簡單にして、努力如何により數箇月にして、日常の用務を達することを得べけれども、商品の用途、取扱の說明等特殊事項に關しては如此容易なること能はず。販路の擴張には商品の價格、品質の程度及樣式等購買者の現情に應ずべきは勿論なれども、其の商品使用の利益を知らしむること亦商業上の一必要條件にして、之を爲す必らず先づ販賣地に使用せらるゝ言語に通ずるの必要あること言を俟たず。就中土人中文字を解する者多からざる當地方に在りては土語に通ずるの必要一層大なりとす。然るに在留邦人の此點に盡力する者多からざるは殊に遺憾とする所なり。

一、當地方住民は通じて、一般に敏活を缺くの風あり。商業界亦た其數に洩れずして、所謂「ビジネスライキ」なることを望むこと能はざるも、此事實は營業者の注意如何により却つて利する所あるべきを示すものと信ぜらる。

一、本邦商品の大部分は、主として前記の如き便益を有する清商印度商等によりて輸入し販賣せらるゝも、其品目には限りありて、蝙蝠傘、革製スリッパー、綿、絹等其主なるものなり。而して其品質は劣惡（是は主として彼等が本邦又は中繼港に於て歐米向商品の退け物を安價に仕入るゝによるが如し）にして、英國品獨逸品等の如き手堅き物にあらず。故に之を歐人殊に獨逸商が確乎たる根據を有し、相當聯絡の下に販賣地の民度を精査して賣り得べき程度に於て堅牢を旨とし、土人の嗜好に適する商品を特製輸入する等の事實に比すれば、本邦商品の當地方に於ける信用の維持及其販路の擴張は專ろ至難の傾向あり。

なり。

一、當地方住民は通じて、一般に敏活を缺くの風あり。商業界亦た其數に洩れずして、所謂「ビジネスライキ」なることを望むこと能はざるも、此事實は營業者の注意如何により却つて利する所あるべきを示すものと信ぜらる。

一、本邦商品の大部分は、主として前記の如き便益を有する清商印度商等によりて輸入し販賣せらるゝも、其品目には限りありて、蝙蝠傘、革製スリッパー、綿、絹等其主なるものなり。而して其品質は劣惡（是は主として彼等が本邦又は中繼港に於て歐米向商品の退け物を安價に仕入るゝによるが如し）にして、英國品獨逸品等の如き手堅き物にあらず。故に之を歐人殊に獨逸商が確乎たる根據を有し、相當聯絡の下に販賣地の民度を精査して賣り得べき程度に於て堅牢を旨とし、土人の嗜好に適する商品を特製輸入する等の事實に比すれば、本邦商品の當地方に於ける信用の維持及其販路の擴張は專ろ至難の傾向あり。

本邦商人の直輸入に係る商品は前者に比すれば幾分か良好なるも資本の潤澤ならざると、店費其他の維持費清人の如く輕便ならざるとを以て其卸、小賣價格共兎角割高なるは遺憾なり。

一、前已に記せるが如く、當地方小賣業者の大多數は、清商印度商（主として孟買人）にして、就中清商最も多く彼等は言語文字を異にするが故に、之れが商習慣及び信用の程度を知ること外國人にとり頗る難きに拘はらず、大抵口約により取引を爲し、取引開始後多少の信用を得て、漸次仕入高を增し、相當額に達したる頃、賣上多額を隱蔽し、其商品を廉價に賣り飛ばし、若しくは兄弟朋友等の名義にて、別に店舗を設け賣却の名目にて其商品の大部分を之れに移して、後當店舗は破產し當國商法の規定に從がひ、舊負債の整理を爲したる後、再びに兄弟朋友の名義にて開きたる店舗にて、同一の營業を繼續し、其の資產の增殖を圖るものあり。中には如斯不當行爲を常業の如くする者ありて、之れを彼等社會にて「何々商會を喰ふ」と唱へ、以て

同輩に誇ると云へば、本邦當業者が是等小賣商人との取引開始には、充分其信用の調査を爲すこと最も必要なるべし、歐米商人は此困難を輕減せむが爲め、彼等の使用する帳簿に羅馬數字の使用を强行せむことを望み、之れを當局者に嘆願するも未だ採用せられずと云ふ

三十日拂（30 Jours Sans le mois）とは、仕切書の日附け（荷渡日）より其月を計算せずして、翌月末に受拂をなすを云ふ。而して仕切書日附けが月の廿五日以後なるときは、翌月に荷渡しを受けたるものと見做さる、今例を以て之を明かにせば、

仕切書日附　　入金日
一月十四日……三月卅一日
一月廿四日……同　上
二月廿五日……四月三十日
二月廿八日……同　上

以上の仕拂契約に因て賣るも、若し顧客が荷渡後凡そ一週日以內に仕拂をなすときは、一分の割引を與へ、其以後仕拂期前の拂込みに對しては、年六分の割引をなすを習慣とす。

三十日の五日、十日、十五日拂（30 Jours S, L, M; le 5, le 10 le 15 とは三十日拂の場合と略ぼ同樣なれども、只翌月末に仕拂ふべきものを、翌々月の規定日に支拂ふを謂ふ、例へば三十日の十日拂ひとは

仕切書日附　　入金日
一月十四日……四月十日
一月廿四日……同　上
二月廿五日……五月十日
二月廿八日……同　上

六十日拂（60 Jours S. L. M.）とは、仕切書を作成したる月を除き、二月後の末日に於て仕拂をなすを云ふ。

六十日の五日、十日、十五拂日（60 Jours S. L. M les. le 10 el 15.）とは、計算方法全く（八）と同樣にして、只仕切書作成の月を除き、三ヶ月目の月の五日、十日、十五日に仕拂ふを云ふ。

日附後九十日拂（90 Jours apris la date do facture）は稍や前揭の場合と異なれども、文字の示す如く仕切書日附後九十日目に仕拂ふを云ふ。

割引に關する習慣は、荷渡後凡そ一週日以內に仕拂を受けたるときは、一分の割引をなし、其以後仕拂期日以內の仕拂に對しては、年三分の割引を與ふるを習慣とす。而して此場合は何れの場合も皆同じ。

上記述するもゝの內、最も普通行はるゝは三十日拂にして、此れに次ぐを現金拂とす。以下記載の順序に行はるゝが如し。

(五)取引期節　上述の如く當地日本人商店は皆生糸若くは羽二重輸入商をして本邦雜貨商の如きものなく、皆卸賣商人なれば一年を通じて繁閑の時節なきが如し。是れ本業の如きは專ら相場の高低に支配せられ、顧客の見込に因りて先約取引を爲すもの大部分なればなり、而して本邦輸入羽二重は現時其用途頗る廣く各所に之を使用せらるれども「ローブ」又は「ユルテージ」等の衣服用としては春期若くは夏期を以て最も盛んに是が使用を見るが故に、今强いて繁閑の時節をいはば、春期用としては十一月より二月に至り、夏期用としては三月より六月に至る間を取引期節となし得るが如し。而して七月より九月に至りては輸入外商の大部分は避暑旅行をなすを以て此間に於て先づ閑靜なる時節となさんか。

(六)宗教の信念により商品に附する記號商標等に就ても當國の如き文明國に於ては何の故障もなく之れが爲め外國人の嫌惡を招くが如き事なし。

四　遲　羅

（在遲羅特命全權公使吉田作彌報告）

一　商業上外國人の嫌惡すべき日本人の行爲

抑も遲羅國內に住する人種は、種々樣々にして或は印度人あり或は馬來人あり其他老撾人、爪哇人、東埔寨人等ありて殆んど枚擧に遑あらずと雖も、然かも遲羅王國に於て人口の多數を占むるものは固より遲羅人にして、之に次ぐものを支那人とす、而して商業上遲羅人は消費者の位置に立ち、之れが物品の供給をなすものは、殆んど全部支那人と稱するも不可なからん、顧みて遲羅王國內に居を有する二百萬內外と概稱する支那人中所謂「遲羅化（シヤムナイズ）」せし者なきにあらざるも、其の多くは依然として本國の風俗習慣を墨守せり。而して當國在留支那人の十中八九は南淸地方のものにして、主として廣東、汕頭（潮州）及海內の三ヶ所より來る

ものなるが故に、同地方に於て商業上嫌惡せらるべき日本人の行爲は、復た當地在留支那人間にも嫌惡せらるべき行爲たるや明瞭のことなりとす。想ふに其等の點に關しては南清地方各地の帝國領事館より詳細なる報告あるべきを以て之を略し、茲には專ら商業上還羅人の嫌惡すべき日本人の行爲に付き述ぶるに止めんとす。

（一）佛敎に反する行爲　先づ其商業の何たるを不問、第一に日本人の平素最も注意すべきことは、當國は佛敎國にして還羅人は悉く熱心なる佛敎信者にして、上は皇族より下庶民に至るまで一般に若干時日の間僧となり、袖衣洗足修養を爲すの風あり。故に苟且にも日本人にして內心は兎に角外面に於て佛敎輕蔑の態度を示すが如きは、還羅人の大に嫌惡する所なり。左れば若し佛敎に緣しある佛畫佛像等の意匠を商業上使用せんとするが如きに際しては、先づ其の物品の用途如何に付き熟考を要すべきものにして、例へば燒寸、箱、罐、若しくは剛扇等の如き一定時日の使用後は廢業するが如きもの或は總て下廻り物等に斯の種の意匠を施さんか、恐らくは一人買手をも見出すこと能はざるは

（二）粗野の擧動及風姿　簡便敏捷主義は或程度迄は固より必要なるも亦同時に當國人士に對しては大に之が斟酌を加ふべきものにして、特に主なる消費者たる貴族及上流社會の人士に對しては、商事に敏活なるのみならず亦禮節を重んじ其の動作を愼むこと肝要なり。凡そ敏活なる工商業の國に在りては商店の主人は自ら刻苦精勵して顧客の信用を得ることを努むるも、斯の如きは當國人の倣り好まざるところにして當國習慣としては主人たるべき者は、寧ろ身邊を美くし優然たる紳士風の態度に重を置くの傾あり。固より斯の如きを小資營業者に求むるは不可能の事なれども、要は此の精神を服膺以て顧客に接する時は、直接間接に利益する事少からざるべし。以上の二點は日本人の當國に於て商業を營むに際し、特に心得置くべき要點なりとす。

二　取引を開始するに當り日本商人の必ず心得置くべき特種の商習慣

（一）外國貿易に關する商習慣　當地商人間に於て從來行はれ來りたる代金支拂期限、商品檢査等は各自の欲する所に從て之を爲す習慣なりしが本年初めより在留輸入外商の重なるもの數度集合相談の結果、過般左記の事項を決議し將來は各自此の方針に從ひ營業することゝなれり。即ち左の如し。

第一條　信用の許與は品物の引渡より三ケ月以內とす。

第二條　若し期限に至り支拂の出來ざる時は、約束手形日付より三ケ月支拂迄最低率年九歩の利子を課し、其れ以上は支拂迄最低率年一割二歩の利子を課すること

第三條　品物の取引は磐谷着後二ケ月以內なること若し期限に及び引取らざる時は其後は買手方の責任に歸し約束手形に署名し第一、第二條に準じて利子の仕拂を爲さしむべし。又倉敷料、火災保險料を左の歩割を以て支佛ふべし。

火災保險料　月$\frac{1}{10}$%

倉　敷　料　從價$\frac{1}{2}$%又は賣手方の都合により荷物一箇に付一仙

一、委托品注文の諸掛りは船積の日より委托者の計算たるべきこと

第四條　商品中織物品に付ては特別の契約あらざれば通常左記の解釋に從ふべきこと、（一）切地の色合（shade）に成るべく見本に酷似すべきは勿論なるも、全然同一なるを要せず、（二）積面は成るべく注文の通りたるべきは勿論なるも、長さ及幅に於て$\frac{1}{16}$%以內の相違を許與すること綿毛にありては長さ、幅及重量に於て5%以內の相違を許與す。

第五條　總て商品の檢查は本會指定の檢查員により取扱はること、本會は平素より各種商品の檢查に適當なる者の名簿及其の手數料表を會員の爲めに備へ置くべし。

第六條　黑屋帳（Black List）を作り、之に（一）皆て破產せしことある個人又は會社（二）皆て債權者と和解をなせしことある個人又は會社（三）其の原因の如何を問はず取引すべく好ましからざる個人又は會社（四）土着願客の地位に關し會員又は其他よりの報告等を本會常記の下に保管し會員は請求により何時にても隨意に縱覽し得べきこと。

各規約は本年八月一日より實行せらるべし。

右は前記輸入外商等多年來經驗に據り且は當地の支拂及び印度商人に對する從來の商習慣を斟酌の上制定せしものなれば、若し相互に之を嚴守するに於ては其の結果の良好たるべきは推知するに難からずといふべし。

（二）土人間の商習慣　一方營業規模の小なる支那及印度商人間に於ける取引を見るに、其の同族、鄉人若しくは同階級の者に對しては、信用貸借をなし或は店舗の質入を爲し又は少許の保證金を納めしものに對しては、低歩の金利にて委托販賣を爲さしめ、普通三ケ月內外を以て一勸定期となせり。然れども信用の薄き者に對しては、一週間或は

四五日毎に其委托品販賣額を決算取立つる有樣なり。此點は殊に印度商人間に於て屢々見受けらるゝところなりとす

(三)內國人間の取引期節　盤谷の一般商業が最も活氣を呈するは例年十月より翌年四月に至る期間にして、此は云ふ迄もなく當國第一の物產たる米穀の收獲既に終りし地方農民は其を賣捌き爰中豐に出府する者多く、加ふるに十一、十二月は一年中の氣候最も良く市中は國王即位式紀念祭(例年數日間執行す)其他各種の宗教的祭典等の催し屢々あり、間もなく在留支那人の最も樂む陰曆正月之に引續き遍曆正月(我が三月末又は四月始めとす)ある等商況一層の活氣を呈するものとす。此れに反し五月に至り雨期に入れば地方の土人は農事に多忙にして又些少の餘暇なきのみならず、八、九月の如き日々の降雨に際しては、盤谷市民さへも外出を厭ひ旁々市場は一般に沈靜となるを常とす。左れども之を全體より見るときは、暹羅國商界の振不振は全く米作の結果如何によると斷言して可なり。即ち米作にして豊穰ならんか。翌年度輸出入貿易の活潑を呈すべきは明白なり。

(四)荷造方法　當地に輸入せらるべき本邦商品は途中香港又は新嘉坡に於て一たび積替らるゝを以て其際貨物に自然多少の損害を與ふるものなれば、荷造の十分完全を要すべきは勿論なるが、更に當港に於て荷卸の際此等は不完全なる荷馬車又は小荷船により高潮を利用し小河又は運河により荷受主に送附する有樣なるを以て容積重量等の過大なるものは水陸の運搬上多大の困難あり。依て特別の貨物を除く外は可成は容積は二十立方呎未滿或は一箇の荷物容積半噸以下とし重量は荷物一箇に付四百斤を超へざるを適量とす。

(五)輸入品に關する注意　當港へ輸入せらるべき貨物の輸入稅は酒精類に對し特別の稅率(五分)あるの外凡て從價の三分なり。

阿片は政府の專賣品たるを以て個人の輸入を許さゞる外、武器及火藥類は豫め暹羅國政府の許可を得るに非ざれば輸入することを得ざる規定にして、煙火の如き其含有火藥の少量なるも、同じく其輸入に先ち暹羅政府の許可を要するを以て、本邦より輸出の際其武器若くは火藥なること及分量等を船積證書に明記することを忘るべからず、之を怠り他の名義を以て輸入するときは武器又は火藥密輸入者と認められ相當の處分を受けざるべからず。又「モルヒヲ」藥及其併合劑にも阿片輸入に關する諸法令規則を準用せられ、藥用と認めらるゝ分量以上に輸入するものは直に再輸出を命せらるゝを常とす。

(六)商業に關係ある法典の不備及治外法權より來る適用法律の錯雜　之れ亦本邦商人の豫め心得置くことの一なり。今日迄當國に於ける成文法律は僅に新刑法の昨年九月より實施せられたるのみにして未だ民法商法等の重要私法の制定あることなし。故に商事に關する訴訟の起りたる時は裁判所は已むを得ず判決例と商習慣により判決するの常なり。

又商人の最も必要を感ずる專賣特許法、商標登錄法の如きも未だ制定せられざるを以て、當地に於ては商標の僞造等不正行爲を見聞するは稀ならず。商標に關し政府は豫て新聞紙其他公の方法を以て汎く他人に先ち廣告の手段を採りしものを該商標に付優先權者と認むる由なるも、之れ嚴然たる法規の存するに非ざれば決して安んずるを得ず。唯破產法のみは曩に各國代表者より其制定方に付き暹羅政府に對し、數回の交涉ありし結果漸く四十一年六月極めて簡易なる取締法を發布實施するに至れり。(通商彙報四十一年五十三號當公使館報告參品)然るに暹羅國に在留する歐米各國人を初めとし之れに附屬する亞細亞人種(例へば英國所屬の印度人、馬來人、蘭國所屬の爪哇人、亦佛國所屬の安南人、東埔寨人、其他在留支那人にして利害關係上國籍を外國人民となすもの多し)は治外法權を享有せるが故彼等との間に訴訟事件の發生する場合には、各々所屬國領事裁判所に訴へ出ざるべからず。其の繁雜なる直接間接一般商業の發達を阻止すること少からずといふべし。

五　孟買

(在孟買帝國領事報告)

一、商業上外國人の嫉惡すべき日本人の行爲

孟買に於ける日本商人は銀行一、輸出入貿易に從事する大會社二、汽船會社一、日本雜貨卸小賣店三にして、其の行爲が印度人の嫌惡する所となるが如き事實は之れ無きものと思はる。又店舖の設備構造等に就きても、特別の注意を

要すべき事項無きが如くなれども、日本に於ける製造業者及輸出業者の行爲が、時として印度人をして嫌惡を念を起さしめ、曾に貿易の發展を阻害するに止まらず、既得の販路を縮少し其甚しきに至らば、全然其輸入を杜絶する事あるべきに付、左に當業者の特に注意すべき事項を列擧し、且參考の爲め歐洲人の擧動にして、印度人に不快の念を抱かしむる事例を掲ぐ。

（イ）品質の一定并に其改善　日本工業組織の尚ほ發達せざる結果として、一般商品の品質が區々一定せず、且つ毫も改善せずして、漸次粗惡となるの傾向ある爲め、常に劣惡品と見做され、偶々品質好良にして、歐洲品を凌駕する如きものあるも。一般劣等品と同樣に値踏され、爲めに立派に成立すべき商買をして不成立に終らしめ、若くは其發展を阻害することあり。英國品が年來獨、墺、伊、佛品より激烈なる競爭を受けながら、依然印度市場に覇權を握り居るは、主として英國品の品質優良耐久力に富み、其製造業者が眞率着實なるに由らずんばあらず。故に日本品に對する印度人の信用を固めんには、一般商品の品質を改善し且一定せざるべからず。

（ロ）製造上の注意　品質劣等なるが上に製造粗雜なりとは、日本品に對する一般の批難にして、之が爲め多少の考を有する印度人は、假令高價を拂よも歐洲品を用ゆるを待策と思ふ有樣にして、日本品と云ふ名稱は一部印度人より稍侮厭せられ居るやの感あり。本邦當業者は大に寒心すべき事なりとす。樟腦、生糸、紡績絹糸、其他一二大工場に於て製造する原料品の如きものに對しては、如此批難は比較的少きも、日本に於て製造し且つ加工せらるゝ一般商品は、總て粗製品と思惟せられ居る有樣なり。彼洋傘の如きは嘗て印度市場を獨占せんとするが如き勢なりしが、賣行增加するに隨ひ、日本製造家各々互に粗製品を以て相競爭するに至りたる結果、需要頓に減少し、今や全く回復の見込なき情態に陷り、上等品は英國に仰き、中以下の品は原料布を英國に、金物を獨逸に、柄を日本より輸入し、内地にて傘を製造するに至りたり。一洋傘輸出の寥頽惜むに足らずとするも、印度人一般に對し日本品は粗造にして用に耐へずとの考を先入せしめたることは最も遺憾とする所

り。日本品にして今後印度市場に販路を求め、若くは既に得たる販路を維持し、擴張せんと欲せば、常に製品の堅牢を專らとし。總て親切を以て事に當ること緊要なりとす。此等注意の爲め要せし代價を拂ふことに付きては、印度人も決して吝ならずと思はる。本邦に於て印度人向と稱し、殊更に粗惡不親切の物品を製造し、且輸送するの觀念は誤謬の最も甚しきものなれば何處までも一掃せざるべからず。

（ハ）契約の履行　品質、數量、量目、寸法、包裝等の注文要件を契約通り履行すべきことは、當然なれども、日本當業者の缺點として、積出時日を等閑に附する事多し、各商品夫々季節あり、且買手の支拂の都合ある爲め、輸送時日に付ては、各商人最も重きを措き、孟買綿製造組合の如きは、其協約條項中に頗る嚴格なる規定を設け、積後れ品に對しては、製造者又は仲次業者をして、必ず其責に任せしむることとし、組合員は此責任を負はざる製造者又は仲次業者と取引することを得ず。此類のことは單に綿製造のみならず、其他の商品に就きても、輸送時日は重要なる注文條件に付き必ず勵行すべきものなり。

（イ）、（ロ）、（ハ）三件は日本製造業者及仲次業者の大に注意すべき要件にして、之に違ふ時は曾に商談等圓滑を缺くのみならず、種々付帶の苦情を生じ、結局本邦輸出貿易の不利を招くことゝなるなり。

（ニ）他國人の慣習にして印度人に不快を感せしむる事項　は歐洲人商店中印度人に對し尊大倨傲の擧動をなすもの多く、殊に小賣商店中其甚しきを見る。今一例を掲げんに、歐人管理の小賣店は、中流以下の印度人の店内に入るを禁じ、所要の物品は入口にて番人又は店員に申出で漸く購入し得ることゝなり。蓋し下等社會の店舖に上るは、歐洲人丼に上流印度人顧客に不快の念を懷かしむると云ふ掛念より來りし慣習ならん。幸に現今在孟買本邦商店銀行等は、印度人を待遇するに相當の禮節と親切とを以てするが故に、印度人中評判良く、爲めに顧客は快く商談をなすの風あり。歐洲人の見地よりすれば、營業中社交的禮讓をなすの必要なきか如くなれ共、東洋人には自ら異れる慣習ありて、不愛敬を以て輕蔑なりと思惟し惡感を抱くことあり。將來印度人と取引を開始し、若くは印度に商店を開かんとする人々

は、大に此邊に留意するを要す。其國の風習を尊重するは營業上勝利を獲る手段の一端なりとす。

二、取引を開始するに當り日本商人の必す心得置くべき特殊の商習慣

（イ）代金支拂期間及條件　輸入商（仲次業者）と孟買商人（即土人商）との間に行はるゝ代金の支拂は、船積證書「インボイス」等引換に現金を仕拂ふを以て本則とす。（Cash against Document）數年前迄は船積證書等交付の信用制度（Free Document）盛に行はれしが、近年一般商況不景氣に陷り倒產者續出せし結果、歐洲商店は一般に警戒し C. A. D. 主義を採用するに至れり、而して此主義に左記兩樣の別あり。

（一）米、砂糖、金物類の如き相場の變動烈しきもの及一般の飲食料品、油類、樟腦、硝子器の如き變色變質、減量、破損の虞あるもの幷に商品の性質上一回の取引額僅少なるものは、着船後直ちに代金を支拂ひ、船渠內（時としては船の甲板上）にて引渡を受くるを例とす。

（二）綿、毛製フランネルの如きは、一般に孟買倉渡を以て値段の取極を爲すが故に、陸揚後一應保稅倉庫又は仲次業者の倉庫に引取り、現金引換に徐々貨物を引渡す有樣なり。引渡期限は仲次業者と買手との取極めにより長短あれ共、一般に就て見るに三箇月乃至六箇月の倉入を許し居る有樣なり。孟買港渡を主義とする商店と雖も、此慣習を全然度外視することを得ず、嚴格なる條件の下に一箇月乃至三箇月の倉入を許し居れり。

右の如く現金支拂主義は、一般の本則となり居るも、歐大陸諸國殊に獨逸の商店中には、自國品販路擴張の爲め買手に相應の信用を與へ居るものあるも、頗る危險なる取引條件なるに付漸次減少の傾向なり。

孟買人と地方商人との間には、各商店殆商業信用にて取引せられ、短きも六十日乃至九十日、長きは四箇月乃至六箇月の後に代金を支拂ふ慣習なれば、本邦人にして新たに孟買商人と取引を開始せんとする者は、孟買商人の商人狀態を精査したる上に其商人と地方商人との取引が如何に行はるゝかを究め置かざれば、或は意外の損失を蒙ることあるべし。

孟買土人商間及孟買土人商と內地土人商間の信用取引には、一箇年九歩の利子を付するを普通とす。

（ロ）取引期節　一般商品の取引季節は、每年雨季の終り、即ち九月より始まり、翌年四月若くは五月に終るを常とす。就中取引の最も盛に行はるゝは、Cheval（シヴァリー）と稱する印度數の正月（十月の末又は十一月の始め）以後三箇月の間にて、一箇年の取引の約半額は此期間に締結せらる。隨て本邦より積出を要するものは七月より九月又は七月より十月積のもの最も多し。若し此輸送時期を誤らば、荷受者は其品物を翌年同時期迄貯藏せざるべからざることも起り、殊に寒冷季（十一月より翌年二月まで）又は此季節中に多く行はるゝ印度教及回教の祭日を目的とする商品の如きは、日本製造及輸出業者に於て充分注意せざれば或は意外の苦情を生ずることあり。

右は殆んど全般商品に就ての取引期節なれ共、尙ほ數多の除外例あり、即ち夏季向の商品は主として三四月に賣行き洋傘の如きは雨期前即五六月を賣行期節となすの類なり。

（ハ）苦情の裁定　品質、數量、寸法、仕上、荷造及積出し時日等に就て生じたる苦情の裁定方法も、亦た一の商慣習として注意すべき要點なり。

輕加太及び「マドラス」等にては、商業會議所中に一定の機關を設け、取引上の論爭及苦情を裁定することゝなり居るも、孟買には斯る機關なく苦情の場合には、賣買兩者より裁定者（普通歐洲人）を撰び、兩裁定者の協商に依りて裁決し、若し兩裁定者各其意見を異にする時は、審判人をして之が判定をなさしむる慣習にして、孟買商業會議所は物品に就き裁定を爲さるれども審判の求めに應ず。

（ニ）綿製造業組合（反物商同業組合 Piece goods association）協約　孟買反物同業組合は、英國商店より受けたる多年の壓制と我儘とに反抗し、組合員協議の上組合員（土人商）の權利を振張せんことを謀りたる結果、遂に「マンチエスター」反物商の團體をして承認せしめたる協約條項は、既に報告し通商彙纂にも揭載濟なれども、他の商慣習と一貫して通讀するの便を計り更に左に記載す。

一、積出時日は船積證書又は「マンチェスター」船舶運河會社の證明書の日附を以て之を定む「マンチェスター」以外の港灣より積出さるゝ場合には運送者の貨物受取書の日附に據る

二、英國にて荷造したる貨物及物は孟買商同業組合の承認したる船舶に積込むべし

三、積出期日には七日間の無條件猶豫期間を附す

四、品質、仕上、色合、機構、積出等に關する苦情は貨物到着後三十日間に申出づるを要す

但し貨物が著しく汚染損傷し居るを發見したる場合には買手は貨物到著後三箇月以内に之を賣手に通告することに由り右期間の拘束を免かるゝものとす

五、裁定は著名の反物商に依頼することを得歟商たるや土商たるとは依頼者の撰擇に任す

六、賣買契約當事者は各本人たるを要す

七、「買手は手形を引受け且支拂ひたる後にあらざれば苦情を提起せざることを承諾する旨の條項を有する注文樣式には當組合員は記名すべからず」との條項は協議の上削除せらる

八、注文數量の全部又は一部が所定の期間内に積出されざりし場合には買手は積後の部分に對し無償解約を申込むか或は左記の賠償條件を以て積後品引取の承諾をなすことを得

綿製造品（輸入稅三歩五厘を賦課せらるゝもの）

延期一箇月又は一箇月未滿の時　一歩五厘

延期一箇月以上二箇月未滿の時　二歩五厘

延期二箇月以上三箇月未滿の時　三歩五厘

但積出の遲延が干災、地變、同盟罷工、操業中止其他工場内、倉庫内、鐵道、運河に於ける事變に起因する場合には一箇月を超へざる範圍内に於て買手は無償延期を承諾するを要し一箇月を超えたる延期に對しては買手は約束を取消すか延期を承諾するか二者其一を撰ぶを要し孰れに依るも無償たるべきものとす

同業組合は右各條項を認めざる商館と取引することを得ざる規約あり、其目的とする所は「マンチェスター」製品のみに限られ居るも、組合員は之を廣く解釋し、英國以外の歐洲品幷に日本支那等の商品も亦此協約に支配せらるゝものと考へ居れり。

絹物の如き全く市場を異にするものと雖必ずしも其支配を受ざるも、將來本邦より綿反物類の輸出盛大となるに至らば、此嚴格なる制裁に從ふものと思はざるべからず。

（ホ）宗教の信念により商標其他商業上の書類若くは圖書等に使用するを嫌惡する事項　印度教徒と回教徒とは其宗教上の觀念相異るが爲め、商標及記號等に對する好惡の念も亦た自ら相同じからず、回教徒は其教祖「モハメット」の肖像墳墓及寺院其他回教に關係ある事物一切の撮影若くは描寫を一種の破戒と考へ、之を商標等に付することを甚敷嫌惡し、食器殊に皿の内部に動物の繪畫を施すことを忌む、又偶像を崇拜せざる點より偶像に類似の圖畫模樣を好まず、反之印度最大人口を占むる印度教徒は、其信仰する諸神（但し魔神及死の神等は之を除く）殿堂及神聖なる禽獸（鳩、孔雀、牛等）を商標中に書き入るゝことも、曾に忌嫌せざるのみならず、或る意味に之て之を歡迎する傾あり。歐洲品の商標中には往々之を用ゐるものあるを見る故に、回教徒に關係あるもの〻外、普通如何なる商標圖畫を用ゐても差支なき樣なれども左の事を注意するを要す。

一、梟、烏、猫、豚等は不祥又は不吉のものとせられ居るに付、商標等に用ふべからず、蛇は或意味に於て印度人に尊敬せらるべきものなれども、一般には之を好まず故に用ゐざるを良とす。

二、印度人の尊敬するもの、親愛するもの及嫌惡忌避せざるものを商標等に用ゆる時は、神たると人たると、將た動物たるとを問はず成るべく其全部を描出することを要す、單に首又は半身を現はすときは之を切斷せられたる首又は胴と見做し不吉のものと考ふ、又死骸、傷きたる動物、狩獵、拷問、其他慘酷なる繪畫は凡て大に嫌惡す。

三、魚類は印度教徒宗教上より好まざるに付き商標等に用ゐざるを可とす。

植物中には別に嫌惡せらるゝものなく、殊に花は之を神に供するものとして好愛し、就中 Peepul 又は Pipple 又は Pimple 土語「サンスクリット」Aswatta（Tha Holly fig tree-Ficus religiosa 無果花の一種）邦語菩提樹と土語 Tulsi or Tulasi（The hoásic-Ocymum Sanctam 薄荷に類し多少の芳香あり）、邦語羅勒（バジル）とは印度教徒の草木中最も神聖なるものとして好愛するものなり。

（ヘ）其他注意すべき特殊の事例

一、生產國名の記載（Indication of Origin）

英國以外より印度に向て輸出する一般の商品其物又は包裝、商標、帶封、票札等には、必ず生產國の名（即 Made in Japan）を記さゞるべからず。其國語は商品の名目、品質、寸法、製造者又は取扱者の名又は商標の名義等を記したると同一國語たるべし、例は或る商品の地質の上に英語にて Superior quality etc. etc. と捺印し、商標中に Registered Trade Mark として別に取扱ものゝ名を示す票札を貼附したりとせば、右地質商

標及票札中に夫々英語にて Made in Japan と記載する必要あり。之を怠るときは虚偽（フォルスデスクリプション）の記載として罰金を課せられ、或は荷物の陸揚を禁止せらる。印度との取引に慣れざる本邦製造家及輸出業者が不知不識に此規定に觸るるもの甚だ多し、本件は本邦當業者に周知せしめんことを希望し、本館より多年報告せしも猶客歳の如きは百數十件ありたり、今後其筋より一層周知の方法を執られんことを切に希望す。

生産國名等は日、英、獨、佛其他何れの國語にて記載するも可なる譯なれ共、取引の便宜上英語を用ゆる方最も好都合なりとす。英國品以外に對し生産國名を記載せしむるは、疎惡品なりとの觀念を一般に與ふる策略なれば、是が勵行は極度に達し、若し記載を脫するときは英國品を模するものとなし嚴重なる制裁を受くるなり。

綿、毛及絹製品にて所謂反物（ピースグーヅ）と稱すべきものは、總て其繊出しに幅及長さを吋、碼にて明確に顯はし、且つ數字の終りには Yard なる文字を附することとなり。

二、送狀面額の虚偽

輸入稅の負擔を可及的少額ならしめんが爲めに、送狀面の金額を僞り、極めて少額に記載することは甚だしき奸手段にして、一度發覺すれば重刑に問はれ、再び大商人として立つ能はざるに至るに付、將來の發展を期する本邦製造業者又は輸出業者は、今後とも決して斯る危險を冒さず、善意に殊に適法に印度市場に根據を造くること最も緊要なりとす。

三、商標

印度にては商標は登錄するも、登錄せざるも、均しく保護し所謂先用主義を取るものなれば、剽竊又は摸擬等の爭を生ずる時は、原被兩造の印度に於ける使用期間を事實に就き調査し、先用者を保護することなれば、商標の登錄は案外効力薄弱なるに付、本邦製造家及輸出業者にして、自己の商標を保護せんと欲せば、使用開始の當時充分に注意し、後日爭の生じたる時に有力なる證據を供提し得る方法を講じ置く必要あり。

四、荷印

船荷證券（ビルオブレーデング）船積證書）所載の荷印は、貨物に記載するものと差違あるべき筈なけれども、往々一致せざることあり。之が爲め輸入地に於て、通關上不尠支障を生ずるものにして、殊に印度稅關は英國以外より輸入する荷物に對し、諸規定を嚴しく勵行するに付、荷印の誤記は荷受主に多大の迷惑を蒙らしむるを以て、日本輸出業者は大に此邊に留意し、船荷證券の荷印が實際と相違なきやを充分に確めたる上、荷受主に送付するを要す。印長にては普通荷印の外付屬荷印（カウンターマークス）をも荷印中に包含し、一字一畫の相違も寬過せざるに付細心之が謬なきを努むべし。

六、シドニー

（在「シドニー」帝國總領事報告）

當地に在留する本邦商人中には、商業上外國人の嫌惡すべき行爲あるを聞かざるも、在本邦商人にして、當地と直取引をなす者に關しては、從來屢々左記の苦情を耳にしたることあり。尤も充分經驗信用ある本邦大商人と雖も古くより取引する當地の商人は、殆んと一樣に近時本邦商業道徳の著しく進歩改善せられたるを賞揚し、歐米諸國と殆んど軒輊する所なきを認識し居れるも、外商と取引の經驗を有せず、且つ信用不確定なる本邦商人に至りては、見本よりも遙に劣等なる商品を供給すること屢々之あり、甚しきは商品に濕氣を含ましめ又は瓦礫を挿入し或は貼札の特に厚く廣きものを用ゐて其重量を僞り、或は製損若くは汚損品を混入し、且つ約束期日の不確なる等僅に一回の取引にて華主を失望落膽せしめたる例に乏しからず。右は質手に於て格外に價格の低廉なるに眩惑せられ、相手の地位信用等を穿鑿することなくして、漫りに注文したるの過失も亦其一因なりと雖とも、本邦商人中尚ほ未だ此惡風を絶つに至らざるは甚だ遺憾なりとす。

之を要するに見本と同樣なる商品を供給し、其信用幣價を失墜せざる樣努むべきこと、幷に期日及約束を嚴守することと等は本邦商人及製造者の最も注意すべき點なりとす。店舗の構造及裝飾言語擧動等に至りては、特に注意を要すべきものあるを認めず。

支拂期限

代金支拂期限の相互の取極に依り一樣ならざるも市内に於ては十五日拂乃至一箇月拂を普通とし地方にありては三箇月四箇月乃至六箇月拂を普通とするの慣習あり。

取引期節

當地にありては概して九月頃より「クリスマス」迄及「イースター」前後即ち三月より四月迄の間を比較的取引盛んなる季節となす。即ち前者は時候の變り目にて衣類裝飾類の取り換及親類朋友間の贈答等の理由により、後者は内地牧農業に從事する者羊毛剪切季節及麥の收穫を了りて開散の時期に至り、市中に集り來るもの多きを以て、商況自ら活潑となるなり。故に此等の期節に於ける需要に應ぜんが爲め、卸商は少くとも三箇月前に注文をなすを普通とす。

尤も絹物にありては「クリスマス」後より三月迄を以て注文の季節とす。

商標商業上の書類又は圖畫等に關しては普通人の嫌惡する狼蛇等を除き殊更に支那印度に於けるが如き宗教若くは迷信より來る嫌惡の念なきが如し。

七 紐育

（在紐育總領事報告）

當地に於ける本邦商は多年當地に滯在し、日米貿易に幾多の經驗を重ね居り、清國地方に於けるか如く、從來外國貿易に經驗なき輩の突然來りて、商店を開くか如きものなきを以て、店舗の裝飾其他外觀に於ては。他の冷笑若しくは嫌忌を招くか如きものなく家屋は既製のものを借用し、看板の如きは當地の事情に通する看板屋に注文するを以て之等の點に對しては格別の注意を拂ふの必要なきが如し。今本邦商人の心得へき點並に飲點に關し、營業者に就き取調へたる處と、當館にて心付きたる點とを綜合すれば、

一、日本商人は今尚ほ舊套を脫せず、自己の營業狀態を明白に取引店に明示せさること。

二、從來日本に於て行ひ來りたる習慣を、外國人との取引に對しても、適用せんとするの弊あること。

三、相互取引の際、本邦人は兎角先方の質問に對し、明白の返答を與へさる傾向あること。

四、日本商人は、一般に組織的商業取引に幼稚なること。

五、見本と現品と往々合致せさること。

六、日本商人は少しく利益あるものは、直に競爭を開始し、其結果法外の安値を以て賣出すの弊あること。

七、日本商人は、意匠の變化に乏しきこと。

八、日本商人は、目前の小利に汲々として、其將來並に同業者の利益を無視するの弊あること。

九、日本商人は、他の外國人に比し、其他の外國語に熟達し居らさること。

一〇、本邦人の奇習として、外國人と對談の際、笑ふこと多く、爲めに相手をして、不眞面目の感あらしむること。

以上は本邦商人の重なる缺點にして、又其注意すへき點は種々あるへきも、其重なるものを擧くれは左の如し。

一、取引の際契約事項粗忽の爲め面倒を生し易きこと。

二、各種商品代金支拂期間。

三、相互の署名に注意すへきこと。

四、荷造の堅固に注意すること。

五、取引期節を熟知し置くこと。

今左に付き、詳記する所あるへし。

甲、本邦人の欽點及ひ改良すへき點

一　自己營業の狀態を明白に取引店に明示せさること

元來日本人は一己人として歐米人に比し開放的ならす、寧ろ秘密を守るの傾向あり。其傾向は商取引の上にも影響して兎角自から進んで自己の經濟狀態等を明白に告知するを忌避するの癖あり。其結果日本商人か、米國人と新たに取引を開始せんとする場合にも、總て自己の信用を確知せしむへき資料、例へは、營業創始年月、營業狀態の大要並に取引せんとする商品の日本に於ける景況等に關しては、殆んと記述する處なく、單に自己の營業種類位を指示し、又自己の信用程度に關しては、某に就て承知ありたし云々の如き申込書を發送するを普通とするを以て、斯かる申込を受けたる米國商人は、直に諾否を決すること能はす、先づ其承合先（Reference）として指示せられたる某又は其他に就て質問し、其回報を得たる後可否を決するの狀態なり。然るに其指示（Reference）せられたる某即ち多くの場合に於て銀行若しくは會社にありても、往々其資料を有せさること

一　ありて、更に相當なる手續により、日本に問合せたる上、之れか回答をなし、茲に初めて米國商人が可否を決するに至るの順序なるを以て、其間に幾多の時日を要し、商人として最も重要なる商機を逸するの憂あり。依て將來取引を開かんとするものは充分に相手をして自分を信用せしむるに足る資料例へば

一、自己の營業創始年月

二、自己營業上の景況大略

三、當該商品の日本市場に於ける景況

四、自己經濟狀態の實情

五、取引勘定決濟の方法（買入れたある物品代金の支拂方法又は賣却品代金受取方法）等

の事項を明白に、然かも虚飾なく、申込書に記載し、而して更に之を確かむる資料として一定の銀行又は會社を指示し置き、同時に其一定の銀行又は會社に對しては、豫め相當資料を供給し置かんには、諸事迅速に取運ぶへく、且つ一旦取引開始の上は、可成親切に隔意なく、開放的に取引し、相手方をして安心せしめ、疑惑躊躇の念を起さしめざるを要す。

二　從來日本に於て行ひ來りたる習慣を、外國人との取引に適用せんとすること。

日本商人か歐米商人との取引に充分の年月と經驗を有せる今日、此事あるは當然の結果とも謂つへきや、文書の書方、取引上の駈引等に於て純日本的にして、外國人の取引に適せさるもの尠なからす。

三　明白の返答を與へさる傾向あること

米國の如き簡單明快を尊ふの場所に在りては、東洋流の不得要領御世辭の交換、詭計の巧拙を以て商賈の秘訣と心得、徒らに腰を卑ふするを以て能事とせる本邦商人の振舞は、到底米國人の首肯する能はさる所なるへし。外國人の本邦商に對する不平は、日本商の回答か然（イエスノー）否共に明瞭を缺き、徒らに贅言を弄して要領を得す、商談に幾多の時間を費すも、充分滿足の結果を得るに苦み、其眞意を疑はしむる場合不尠と云ふ。右の如きは、一面日本商か語學充分ならす、從て滿足の回答を與ふる能はさる場合も尠からずと雖も、日本商從來の習慣上、右樣の場合はあり得へきこと、考へらるゝに付、外國商との取引には贅言駄文を弄せす、簡明にして要領を得る回答を與へ、日本舊來の小賣商的小術數を避くるは、將來日本商人か世界的商人として舞臺に立つの資格に於て最も改良すべき缺點なりと信す。

四　日本商人は一般に組織的商業取引に幼稚なること、當地に店舗を有する本邦商は、比較的當地の習慣を熟知し、組織的に業務を採りつゝあるも、本邦内地に在りては、對外國人取引に於ても、未た舊來の狀態を改めさるものあり。文書の往復、取引の交渉、帳簿の整理等にも其疎尠なからすと云ふ。

五　見本と現品と往々合致を缺くこと。

日本商品か注文を受けたる際の見本と現品と同一ならす、彼我取引上、屢々面倒を惹起することは常に耳にする所にして例へは荷主より見本と相違せる廉を指摘し、之を責むるも、種々辭柄を設けて之れを辯解し、甚しきに至りては、數多き事なれば一々見本通りには出來兼ねる旨平然と答ふるものありと云ふ。是等は最も極端の例なれとも、宜敷注文品に對しては、最初見せたる見本と、大差なき樣大に勉めさるへからず。

六　日本商相互の競爭

日本商品の聲價稍々もすれは墜落せんとせる一因は、日本商相互の競爭激烈なることに歸す。商業者として互に競爭するは、勿論當然の事なりと雖とも、自己の利益並に内地製造家の現狀を顧みすして、突飛的の競爭をなし、從て法外の安價にて賣出すを以て自家の利益の尠なきと共に、如何にしても、頗る安價に仕入れさるへかざる仕宜となり、其結果は製造者に於て粗製の弊に流るゝは數の免かれざる處なり。外國人の說に依るに現に我が重要輸出品たる羽二重、花莚の如きは、現在より多少上値の市價を保つに容易なるも、日本商店間（日米人間にあらす）競爭激甚に過き自ら其利益を薄ふしつゝありとなすものあり、又は日本商は政府の保護金の下に營業しつゝあるを以て、法外の安價にて、尙ほ且つ收支相償ひ得るならんとの疑を抱かしむるあり。斯の如きは在外本邦商各自の利益に大關係あるのみならず、將來本邦商品發展上頗る寒心すへきものあるを以て、本邦商間の競爭は商機商略の程度に止めて、價格に及ほる

す以て無益の損失を防き、而かも本邦商品か價格に於て他の外國品に比し、廉價なるのみならす、實質に於ても、外國品を凌駕せしむるの手段を採らんことを希望するものなり。

外國人の外國品賣買上に於ける競爭の狀態を聞くに、華客を得んとする點に於て互に競爭するは本邦商と異なる所なけれとも、本邦商の如く他商店に於て十仙にて賣れるものを、九仙五六厘に賣りて競爭し、其結果品質の下劣を來たす等のことなく、價格は値下けせすして品質の優等なるものを賣出し、價格の上下に依り競爭するを避け、品質の如何に依り競爭し、其信用を保つに留意すと云ふ。

元來茶、生糸等の原料品を除けは、米國に輸入する日本商品の多くは、價格の廉價なるに依り賣行宜しきも、而も品質に就ては、遙かに外國品に劣れるは、吾人の目擊する所にして、現今の如く互に競爭の結果、日本流に價格の低廉なるのみに注意し、品質の優秀、改良に注意する所なからんか今や本邦商品が其販路を擴張して、骨董品的否寧ろ玩具的取扱を離れて、實用的商品とならんとしつゝある肝要の時

代に於て其信用を墜落し、日本品は廉價なるも、品質下等實用に適せざる感を抱かしむるに至らんか、本邦商品の實行上多大の影響を被ること勿論なるを以て、將來本邦商品の競爭は價格の如何のみに注意せず、品質の優劣に依り競爭せんこと必要なりと信す。斯の如きは、曾に本邦商品の信用を維持し、其販路を擴張するの好手段たるのみならず、日に月に勞働賃銀の上昇しつゝある今日、現在より以下の價格を以て、現在以上優秀の商品を產出するは到底不可能の事に屬するを以て、經濟上の見地よりするも、本邦商品は價格の値下に依り僞品を以て顧客を誘ふの愚をなさず、價格は相當にして、品質の優秀を以て、世界の市場に競爭せんこと希望に堪へさる所なり。

今日品質を低下するの弊は、製造者は勿論其責任を免かるへからさるも、其間接の源因は輸出業者並に小賣業者か、商品の品質如何に依り競爭すること勿く、專ら價格の低廉にのみ注意し、其結果商品の下劣を來たすものなれは、輸出業者並に小賣業者に於ても、其責任の一半を負擔せさるへからさるものなりと信す。是れ敢て營業者の一考を促か

す所以なり。

七　日本品は意匠の變化に乏しきこと

從來本邦商品の多數は一部外國人の好奇心に投して、其販路を得たるも、今や汎知周度の結果、骨董品又は玩具としての立場を離れて、實用的商品たらんとするの地位にあり。否寧ろ斯る立場を求めさるへからさるに至れり。然るに從來の商品に見るに、一度ひ外國人の嗜好に投したるの感あるものは、數年前の者と今日のものと。其意匠構造等を比較するに、殆んと差違なく、千遍一律にし嶄新恰好の工夫を凝らすなきは遺憾とする所なり。

近來米國に於ける思潮の變遷は、從來に比し、一層意匠構造等に注意を拂ひ、其流行の變動頗る著しきものありて、營業者の流行の變遷に對する苦心は頗る甚大なるものあれは、我營業者に於ても此情勢に鑑み、流行に後れさる樣注意し、實用品として外國商品と競爭するの覺悟なかるへからす。

八　日本商人は目前の小利に汲々として將來を顧慮せさる弊あり。

目前の小利に汲々として、永遠の利益を顧慮せさるは、是亦日本商人の惡弊なり。當國に來り雜貨業を營むものにして、試驗的腰掛主義を採り、臺帳机すら設備なく、後日の事柄は念頭に置かす、携帶の物品さえ賣れは即ち可なりと云ふ有樣にて、其店名さへ "Mikado" 或は "Hinode" と云ふか如き、不眞面目無責任の名を掲け、其取引上に於ても、商況の將來、同業者の迷惑等には無頓着の行爲を敢てし、他方面より來集する客人か、翌年其店を尋ぬるも、店は申す迄も無く、其經營者の行衞さえ不明なるか如きもの不尠、其不親切なる遣方に就き、外國人側の苦情を聞くこと甚た多し。斯く如きは眞面目なる同業者に迄多大の影響を與へ、本邦商人の信用を毀損する譯なれば、前記の如き商業道德に悖るが如き行爲は勿論、旅の恥は掻き捨て的行爲は、本邦商人の大に愼まざるへからざる所なりとす。

九　日本商人は他の外國人に比し其他の國語に熟達し居らざること。

商業に從事する人々は、極めて良く其滯在國の國語に通じ居らざれば、往々商機を逸するのみならず、相互の誤解を

招き、客人の機嫌を損じ、其友人知己間に悪敷樣に吹聽せられ、間接直接商賣上に及ぼす影響尠なからず、殊に對話の際に於ける言語動作の明晰整然たるは、華主をして快感を與へしむると同時に、早やく要領を得て、商談を速かならしむるの利ありと雖も、本邦人は歐洲人に比し、一般に語學の才に乏しく、縱橫に其意思を發表し得るの辯舌なく、言語は明晰ならず、動作は規律を缺き、一見歐洲人に見劣りするは遺憾なり、外貌の點は餘義なしとするも、語學の上達は或る程度迄修養に依り其缺を補ふことを得べければ此點に就ては當業者の注意を要すべきなり。

一〇　本邦人の奇習として外國人と對談の笑ふこと多きこと。

笑ふべき時に笑ひ、怒るべき時に怒るは、當然なりと雖ども、本邦商人從來の習慣として、店員の華主に對する場合若しくは取引商談中、無意味の微笑を漏し、追從的笑をなすことは、愛嬌の一として善事と心得る者あり。之れか濫用は、笑ふべからざる時にも、不知不識の間に顯はれ、外國人をして奇異の感を抱かしめ、不眞面目なる行爲と誤解され、待遇をなすは、商賣の最も必要なる所なるも、不自然的笑をなし、不道理の御世辭を濫發するは、反て相手を馬鹿にするやの感を起さしむるものにして、本邦人は兎角其弊に陷り易き由なれば、對外商人は特に此點に注意せざるべからず。

以上は專ら本邦商人の缺點並に改良すべき點を列記したるが、左に其注意すべき事項に關し記載する所あるべし。

乙、本邦商人の注意すべき事項

一　取引上の契約に關すること。

本邦商にして外國商を過信するの結果、且つ直取引を過度に希望するの餘、取引先たる米國商人の信用資産の程度を研めず、且つ取引契約も粗忽に締結し、後日に至り紛議を招くことありて、爲めに日本商人が其非難を負擔し、一般の取引に影響することあり。斯の如きは日本商人が其始めを愼まざりし結果にして、大に注意を要すべきものとす。殊に或る一部の外國人に在りては、市場騰貴の際には速かに注文全體の引渡を主張し、下落の節は種々なる口實を設けて、出來得べき丈其取引を延期し、若しくは之か拒絶を試みんとす。換言すれば、自己の勝手の時に於て契約を無視せんと試みる少數の商人なきにしも非らず。外國商凡てが盡く誠實に商業道德を守るものと見て、粗漏なる契約をなすときは、不慮の損失を招くの場合なきにしもあらず。又或る少數の外國商は、常に口實を設けて支拂を延期し、又は契約以上の割引を請求することあり、此等の點も豫め注意を要す。

二　商品代金支拂期間

商品代金支拂期は、各商品に依り差異あり、現品引渡後十日以內に支拂ふものを大低現金支拂と稱し居れり。今各種商品の支拂期並に割引割合を掲ぐれば左の如し。

一、生糸

本邦生糸は、普通六ケ月拂なるも、信用の厚薄に依り、或る商店に對しては、四ケ月三ケ月若しくは現金拂の契約をなすことあり。尤も六ケ月拂を標準とし、右仕拂期の短長に依り、年六分の利子の割合を以て、割引を與ふることゝなり居れり。即ち早く仕拂をなすものには、多くの割引を與へ、長期の仕拂に對しては少き割引を爲すに在り。例へば六月拂のものに對しては、割引をなさゞるも、四ケ月拂のものには一分を、九十日即ち三ケ月拂のものには一分五厘を、六十日即ち二ケ月拂のものには二分を現金拂のものには三分の割引を與ふるものとす。

又伊太利糸に對する當地一般の取引は、六十日拂を普通とす。支那糸は本邦糸と同じ。

二、絹布類

各種絹布類に對する一般仕拂期は現金にて取引する場合と、六十日拂の二種あり、現金取引は十日以內に仕拂を了するものを謂ひ、三分の割引を與へ、十日以後六十日以內即ち取引の日より七十日以內に仕拂ふものには二分の割引を與ふるを常とす。

三、花莚

輸入注文品に對しては、四ケ月拂若しくは六ケ月拂を普通とし、有商品の取引に對しては普通七十日以內に支拂ふものには四分の割引を與ふるを常とす。現金拂に對しては更に一分を割引するものあり。

四、茶

茶は大概現金取引にして、十日以內に仕拂ふものには三分の割引を與ふ

五、機械類　現金拂二分の割引。

六、時計　現金拂大分の割引。

七、銀器　三十日拂二分の割引。

八、樟腦　現金又は期限拂は契約の如何に依り一樣ならず。

九、松脂　現金拂割引一分。

一〇、「ペイント」、「ワニス」類

現金拂一分割引三十日拂若しくは六十日拂あるも、右等の場合には割

引をなさず。

一一、鐵　類　現金拂二分割引。

一二、木綿類　現金拂二分又は三分の割引。

一三、硫　黄　現金取引割引なし。

一四、「アンチモニー」　同　上。

一五、罐詰類　現金拂二分割引又は三十日拂割引なし

一六、紙　類　現金割引なし。

一七、燐礦石　同　上

一八、香　料　現金拂二分割引。

一九、Carbn Black　現金拂割引なし

二〇、Bulp　同　上

二一、陶　器

在荷品現金拂二分割引三十日間拂割引なし、輸入注文品は十日拂二分割引を普通とするも、無割引七十日となすことあり。

二二、「ドローン、ウオーク」　同　上

二三、本邦雜貨類　同　上

二四、刷子類

現金拂一分割引を普通とし、時々三十日拂となすことあるも割引せず

二五、扇　類

扇類は他の商品と異なり、從來の習慣上一月二月に賣りたるものも、Bill には四月一日付にて出し、四月後の分は取引の日付より計算し、現金拂なれば二分の割引をなし、三十日拂なれば割引せざるを常とす、

二六、棉　花　一覽拂若しくは三十日間を普通とす。但し割引なし。

二七、美術品　一ケ月拂

代金支拂期間の大要は、以上記載したるが、本邦商にして外國人との取引に充分慣れざるものに在りては、從來の代金支拂方法の變更を相手方たる米國商人に何等交渉する處なくして行ふことあり、例へば從來に於ては、米國商人をして手形上の責任を負はしむることなく、一定の銀行を通じて代金を支拂ひたるに、其後何等の交渉なくして、手形を振出さゞれば、一定の銀行は之れが支拂に應せざるが如く、其銀行と契約するが如きことあり。此の如きは米國商人をして、其信用を顧慮せしむる種となり、惹いて取引に影響を來たすことあり。此の如き場合には豫め相手方の合意を得置くの要あり。

又輸出商人にありても亦相手方の承諾なくして、代金受取方法を變更することあり、爲めに往々不平の種となり豫定の日時に代金を受取ることを得ざるのみならず、時には將來の取引に影響することあり、須く注意を要す。

又本邦販賣依托者にして、當地迄荷物が到着し、其れを市場に出す迄、何程の日數を要する等の念慮なく、依托後二十日位を經過すれば、代金の請求を始め、二ケ月も經過するときは、品物の取戻を申込むが如きものあり。斯の如き思慮なき無謀の催促は、被依托者に痛く惡感を抱かしめ、販賣上好結果を得る能はざるを以て、荷物到着日數と品物の種類と其賣捌狀況に鑑み、一端信用して品物の販賣を依托したるものなれば、相當に之に敬意を表し、代金の請求に注意するを要す。

(C)　相互の署名に注意すること。

本邦人は往古より捺印を重んじたるが爲めと、又外國文字なるが爲めとにより、歐文署名の往々一定せざるを以て、署名を以て唯一の證據とせる外國人をして疑念を起さしむる因となることあり、故に署名の一定は、自分に於て一定すると同時に、相手方の署名にも充分の注意を拂はざるときは、不測の損害を招くことあるべし。

(D)　荷造の堅固

米國鐵道貨物の取扱は隨分亂暴なるを以て、荷造に充分の注意を拂はざるときは、送中に於て貨物毀損の恐あり又送狀、數量、容積等に就ては、當國關稅規則の大要を心得、荷受主に可成便宜なる樣荷造するは、相互の利益勘なからざるべし。

(E)　取引季節

商品の取引季節は、商品其物の性質に依り、各其季節を異にするは勿論にして、其時期により區別するときは、春期夏季及び秋季の三季に大別し得べし。

春期は一月より四月迄夏期は五月より八月迄秋期は九月より十二月迄と見做し。然るべし又商品の最も賣行多き時季は、其商品の性質即ち美術品、裝飾品、家具類、衣服類、呉服類、食料品、農作品等各其用途の異なるに從ひ、其需用季節の相違あるは勿論なりとするも、秋期に於ける「クリスマス」、春期に於ける復活祭及び六月は「June Wedding」と稱し前半期の終りなると慶事の多き月なるを以て、以上三者は商人に採り一年中の書入日なりとす。

(一)　美術品、裝飾品、家具類　美術品、裝飾品、家具類

等の最も需用多きは、秋期即ち九月末より需用弗々起り、十一月より十二月「クリスマス」祭迄を第一とし、殊に「クリスマス」は我國の歳末年始の贈答時期に當り、人々各相當の贈物をなすを以て賣上高は一年中の冠たり。

「クリスマス」後は、休日相續けると「クリスマス」に相等の買物をなせるとにより、一月十五日頃迄は取引一般に閑散なるも、一月末より商況再び活潑となり、四月復活祭前は、「クリスマス」には及ばざるも、之れ又贈答の時季なるを以て相當忙しき季節なりとす。四月を過ぎて五月に入りては、商況次第に閑散となり、七八月盛夏の期を以て、其絶頂に達す。之れ夏季は交際の時季に非らざると、中流以上の男女の多くは、近郊に避暑するを常とし、市中に止まるもの尠く、訪問客若しくは招待等の應酬殆んど無きとを以て、美術品、裝飾品及家具類の需用起らざる所以なりとす。

(二) 衣服類、呉服類　衣服類、呉服類の最も賣行多きは、本邦と同じく、更衣の季節即ち十月十一月より十二月「クリスマス」迄及び翌年三四月の頃を以て盛期とす。夏期は六月を除く外、交際の時季に非らざるを以て、一般に閑散なり。十月十一月は交際時季に入るの月にして、多物流行の如何を卜するの月なるを以て、取引頗る忙しく、買手、賣手共に大に時好に注目するの時季たり。三、四月は寒氣より暖氣に移るの季節にして、四月に於ける復活祭は、更衣の時季を寒暖に區分するの日なるを以て、復活祭當日に於ける婦人の服裝は、春季に於ける婦人衣裳界流行の好見本たり。

(三) 食料品並に農作物　食料品並に農作物は、美術裝飾品若しくは衣服類と其性質を異にするに從ひ、其取引季節も生由時季を以て第一とす。即ち穀物なれば五、六月より十二月頃迄、棉花なれば八月頃より翌年二月頃迄、又飲料品なれば酒類は冬期に、「ソフト、ヅリンク」(例ば「ラムネ」、曹達水等の如き)は夏季に需用最も多きが如し。

今左に對米貿易上重要本邦商品の季節を擧ぐれば左の如し。

一、生糸

生糸は織物の原料なるを以て、織物の需要時季に關係あるは勿論にして、春向織物に對する生糸の仕入は、機屋に於て九月頃より仕入を始め、十月、十一月、十二月一月等取引最も盛んにして、此時機を以て一ケ年中に於ける生糸取引の好時季なりとす。亦大、七月より秋物仕入の需用起るも、春物に對比するときは其額僅少なりとす。

二、羽二重

本邦羽二重の需用期は、春期即ち三、四月より五、六月頃迄最も盛なりとするも、卸賣季節は九月より起り、四月復活祭を以て終るものとす。

三、甲斐絹

本品は、五月頃より夏季に需用多く、卸賣は十二月に始まり、五月末頃迄を盛時とす。

四、絹手巾

絹手巾の需用は、四季相當の需用あるも、贈答品として便宜なる品なるを以て「クリスマス」前賣行最も多く、四月復活祭前後之に次けり。卸賣は羽二重より約一ケ月早く八月に始まり四月を過ぎては閑散なり。

五、陶器

本品は十、十一月より「クリスマス」前迄を以て一ケ年中の好季節とす。春期即ち一月より四月復活祭前後迄相當の需用あるも、之を前者に對比するに其額甚だ多からず。

六、花莚

敷物類の取引は十一月初旬より春向仕入始まり、五月初めより秋向仕入始まるを常とするを以て、花莚の取引も其當時を以てすれとも、其最盛時は十二月より三月迄にして、前年の注文品は、概ね此時期を以て分配し、併て翌年の注文も同時に受くるものとす。

七、茶

本品取引時季は、新茶の輸入時季即ち六月に起り八、九、十月頃最も多忙を極め、十二月より三、四、月頃迄は、新茶注文の最も盛なる時季なりとす。

八、本邦雑貨類

本邦雑貨類も需用の最も多きは、十月頃より十二月「クリスマス」迄を以て盛時とし、四月復活祭迄は相當の需用あり。最も賜予の如き夏季に必要なるものは論外なりとす。

九、刷毛類

本品は一年を通し特に季節と稱すべきものなきも、上等頭髪用刷毛は、「クリスマス」前に需用多く、商賣人の常習として、兩度の決算時季即ち六月十二月を過ぎたる翌月は多少取引多きも、之れは需用季節と稱すへからず。

一〇、棉花

棉花の取引も、其生産期即ち八月に始まり、翌年二月迄は以て最も盛時とす。

以上は專ら需用の時季に付き記載したるが、商品は需用季節前既に製造を了へ着荷し居らざるべからざるを以て、商品着荷前少くとも、六ケ月乃至一ケ年前本邦製造元に注文し置くを要す。斯の如き事情なるを以て、毎年の流行に後

れざる樣注意するには、一ヶ年前より意匠其他に注意し、注文を定めざるべからざるは勿論なりとす。又當地に於ける決算時季は、大抵二度に分れ、前半期の決算期を六、七月とし、後半期を十二月若しくは一月とす。尤も政府の會計年度は六月一日に始まり翌年五月三十一日を以て終るものとす。

八　シカゴ

（在「シカゴ」帝國領事館報告抄）

一、商業上外國人の嫌惡すべき日本人の行爲

（申）當國への輸出品は其貼紙（Lade）等より日本文字を除き英字を使用せしむること

諸外國より當國へ輸入するものにして、全く英字を用ひ、生產國の國語文字を使用せざるもの少からず、殊に日本文字の貼紙等は外國人の眼より見るときは、支那製品と區分し易からず、往々混同せらるゝことあり、成るべく英字を使用するを可とするものゝ如し。

（乙）米國に於ける本邦商店等より日本字看板を取除くこと

米國に於ける本邦商店等にして日本字看板を掲ぐるものあり、是等は多く在留本邦人を顧客とし其注目を惹くの目的なるべしと雖も、米國人等には一種異樣の念を與ふるものゝ如し。蓋し是等は瑣事なりと雖も、獨り當國人の顧客を引かざるのみならず、日本人を以て支那人同樣同化し易からざる人種なりと見做すの念を抱かしむる一端ともなるの嫌あり。

二、取引を開始するに當り日本商人の必ず心得置くべき米國特殊の商慣習

（甲）米國向輸出品送狀は米國領事の證印を要す

當國稅關に於ける關稅算定の基礎となるべき價格は、積出地管轄の米國領事に於て證印をなしたる送狀に據るものなるを以て、積出の際必ず右證印を得るを要す。尤も當國稅關吏が事實關稅を算定するに當り、貨物の評價をなすは種々の方法により嚴密なる取調をなすものにして、獨り右の送狀のみによるものに非ざるを以て（不正行爲を防ぐ爲め）本邦商人の如き往々此點に關し、誤解を抱くものあり、眞實ならざる價格を送狀に記入するが如きは之を避けざるべからず

九　里昂

（在里昂佛外實業練習生小林林次郎報告）

一　商業上外國人の嫌惡すべき日本人の行爲

（一）當里昂市に於ける本邦人の商店は皆生絲六羽二重等の本邦產絹織物輸入を業とする者のみにして、僅かに五軒の支店若しくは出張店あるに過ぎず。而して店舖の組織經營等も悉く當地內地商と異る所なし。故に本邦人の行爲として特に外國人の嫌惡すべき點なるが如し。

（二）當地に於ける日本人の商店にても當初羽二重の目付け品質等未だ內地商人に理解せられざる間は勿論見本を以て賣買し來りしが、現時羽二重の目付け品質等級商標等歐洲各地斯業者の知悉する所となりては、小賣商に對する取引の場合を除き卸賣に於ては品質名稱若しくは商標を以て取扱をなしつゝあり。是れ生絲は固より羽二重の如きも全く世界的商品となりたる所以にして吾人の大に歡喜に堪へざる所なり。

（三）外國貿易業者に對し其武器とも稱すべき對手國語學に通曉するの必須缺くべからざるは喋々を要せざる所にして當地日本人商店員も概ね佛語は勿論英語若しくは獨語を解す。

要之、當地日本商人の行爲として商業上、外國人の嫌惡すべき點あるを見ざるなり。如何となれば前述の如く日本商人は商店の組織經營及び取引方法等悉く當地商店と同一なるを以てなり。只茲に一言したきは本邦羽二重製織業者の先見なき者只目前の些利を得るに汲々とし一時の利を貪ぼらんが爲め及び當地商人が專ら價格の低廉なるものを貴ぶの傾向より粗製品の市場に現はるゝこと往々之れあり。是れ啻に羽二重其物の名聲を落し其販路を阻害するのみならず、延いて日本商人の行爲として外國人の嫌惡を招くに至るやを恐るゝ者なり。

二　取引を開始するに當り日本商人の必ず心得置くべき商慣習

（一）「コンミショネール」（Commissionaire）當地に於て「コンミショネール」と稱するものは、純然たる仲買商即ち自己の勘定を以て營業する者と、他は代理店的性質を有する

者卽ち口錢授受の方法に因つて營業する者との二種ありて、兩者共に是を「コンミショネール」と稱す。而して前者は直輸入業者よりの買入價格と、是を小賣商若しくは機業家に賣りたる賣價との差を以て、自家の損益とする者卽ちる本邦に於ける仲買人と異なる所なし。後者は豫じめ直輸入業者との契約に因つて、賣揚げ總額に對し何分何厘と口錢受渡の方法に基くものとす。而して現今絹織物利益上其口錢の比は、普通一分若しくは二分に限界せらるれども、稀に三分なることなしとせず、又取引小賣商或は機業家の破產若しくは不拂等に基く損失上の責任問題に至ては、前者は其營業の性質上必然其負擔を免れざるべしと雖も、後者に至つては其責任全く直輸入業者に歸する者とす。然れども時に或は取引に對する一切の仕拂保證をなさしめ、規定の口錢以外に五厘若しくは一分を與へ、以て其責任を「コンミショネール」に負はしむる契約をなす事あり。然れども當佛國に於ては米國に於けるが如く倒產者の數多しからざるが故に此契約を結ぶこと稀なるが如し。

(二)信用調査　佛國に於ける取引上の信用は殆ど安全にして、危險の憂先づなしと云ふて可なるが如し。是を聞く米國に於ては原價見積りに於て破產者のために生ずる損失として、約五厘を計上すとの事なれども、當國に於ては斯ることなし。然れども若し一朝取引商人の破產に際會するときは、多額の損失を招くことあるを以て、信用調査は商人の最も重きを置く所なれば、輸入商も常に取引先の身元調べを怠らざるものとす。而して當國に於ける信用調査方法に三種あり(一)は與信所(Bureau des renseignement)に委託するもの、(二)は取引銀行に依頼するもの、(三)は商人組合(Chambre sydicale)に因るものとす。(商人組合とは商人の有志者相集まり一つの身元調査組合を組織し各組合員は各自取引先の身元調査書を齎らして之を全組合に揭示すて各組合員たるものに必要に應じ隨時斯會に至りて自己の調査せんとする者の身元を調ぶることを得る者とす)然れども以上三者の內最も簡便にして費用少なく、從て普通行はるゝ者は與信所なり。而して又與信所には大小會社數多あれども、最も著名なる者を巴里「ローラン、ルー」Laurent-Roux 紐育「アールデー、ダンコムパニー」(R. G. Dun & Co.)及び伯林の「ランスティテュ、ダブリュー、シュメルプフェング」("L'institut W. Schimmelpfeng")の三會社とす。諸邦內は廿五法以內の調査料を要す。

(三)荷渡　荷物取引に三種あり。(一)在荷卽ち「ストック」取引、(二)航海中にある者の取引、(三)先約注文取引とす。

(イ)在荷取引に依て賣りたる品物は、商談纏まりたる日より兩三日以內に荷渡しするを常とす。買人は荷渡後品物を點見して、若し「ペケ」品と認め是を破談せんとするときは、一週間以內に其旨賣人に申込むを習慣とす。而して「ペケ」品と認めらるゝ者は、量目の不足最も多く、機織上の過失之れに亞ぐが如し。其他長さの不足、汚點、瑕瑾等種々あり。而して各疋中著しき缺點なき限りは、五十疋若しくは百疋以上の取引に對し、其內數疋を引き拔きて是を「ペケ」品として、賣人に返却することは、普通商人社會に歡迎せられざるを以て、斯ることは多く行はれざるが如し。又量目に關しては凡そ標準量目より二分以下迄は量目不足と認むることを得ず。而して量目過不足を稱するは、一注文中の同巾、同長、同目付品全部に對して稱ふるものなるが故に、其全部が以上運ぶるが如く、標

[illegible]

[illegible]

[illegible]

準量目より二分以上の減量を見ざるときは、例令其内の數疋が通り目より（通り目とは標準量目より二分を減じたる量目を云ふ）以下なりとも、買人は特に是れ等數疋を取り出して「ペケ」品として返却することを得ざるの習慣あり。

又練羽二重にて取引きをなし、加工後或る瑕瑾を生じたりとて、買人より何等の苦情を申込むも、賣人は是れに對し一切責任を負はざるものとす。是れ加工若しくは加工後の過失と認むることを得るが故なり。然れども生羽二重にあつては、種々の瑕瑾往々内に隱蔽せられ、加工後に於て減量の過度機織上の過失汚點等を顯出することあるを以て、此場合に於ては鑑定官の認定によりて、其瑕瑾の原因全く加工前に存するときは、勿論其責全く賣人に歸するものなり。

（ロ）航海中の荷物賣買に關しては、普通到着何月と云ひて取引するものにして、荷物受渡の關する習慣は（イ）の場合と異なる所なし。

（ハ）先約注文取引は顧客の見込みに因つて、注文日より凡そ六ヶ月以内を範圍として、横濱出荷、何月と云ふ習慣とす。稀れに荷渡し何月と云ひて取引するものなきにしも非らざれども、多くは横濱出荷何月と云ふを例とす。而して横濱出帆期日より佛國到着迄凡そ六十日間を一般に認められたる猶豫期間なりとす。且つ横濱に於ける船舶の出帆は定期なるが故に二週間以内迄に遲るゝとも、買人は是れに對して何等の苦情を申込まざるが如し。然れども延て二週間以上に及ぶときは、買人は出荷延期に對し損害賠償を要求することあるべし。而して啻に出荷延期に對してのみならず、量目不足粗製濫造等に對しても、又損害賠償の責を免れざるは勿論なり。

（四）仕拂期　本邦輸出業者より直接當地顧客に荷爲換を組みたる場合を除き、當地直輸入業に對する仲買商及小賣商間に於ける仕拂期は次の如し。

（イ）現金拂　（Comptant.）

（ロ）三十日拂（30 Jours Sans le mois）とは、仕切書の日附は（荷渡日）より其月を計算せずして、翌月末に受拂をなすを云ふ。而して仕切書日附けが月の廿五日以後なるときは、翌月に荷渡しを受けたるものと見做さる、今例を以て之を明かにせば、

仕切書日附　入金日

二月十四日……三月卅一日
二月廿四日……同　上
二月廿五日……四月三十日
二月廿八日……同　上

以上の仕拂契約に因て賣るも、若し顧客が荷渡後凡そ一週日以内に仕拂をなすときは、一分の割引を與へ、其以後仕拂期前の拂込みに對しては、年六分の割引をなすを習慣とす。

（ハ）三十日の五日、十日、十五日拂（30 Jours S. L. M. le 5. le 10. le 15）とは（ロ）の場合と略ぼ同樣なれども、只翌月末に仕拂ふべきものを、翌々月の規定日に支拂ふを謂ふ、例へば三十日の十日拂ひとは

仕切書日附　入金日

二月十四日……四月十日
二月廿四日……同　上
二月廿五日……五月十日
二月廿八日……同　上

（ニ）六十日拂（60 Jours S. L. M.）とは、仕切書を作成したる月を除き、二月後の末日に於て仕拂をなすを云ふ。

（ホ）六十日の五日、十日、十五日拂（60 Jours S. L. M. le 5. le 10. le 15）とは、計算の方法全く（ハ）と同樣にして、只仕切書作成の月を除き、三ヶ月目の月の五日、十日、十五日に仕拂ふを云ふ。

（ヘ）日附後九十日拂（90 Jours apris la date defacture）は、稍や前揭の場合と異なれども、文字の示す如く仕切書日附後九十日目に仕拂ふを云ふ。

割引に關する習慣は、荷渡後凡そ一週日以内に仕拂を受けたるときは、一分の割引をなし、其以後仕拂期日以内の仕拂に對しては、年三分の割引を與ふるを習慣とす。而して此場合には（ニ）、（ホ）、（ヘ）皆同じ。

以上記述するもの丶内、最も普通行はるゝは（ロ）三十日拂にして、此れに次ぐを現金拂とす。以下（ハ）、（ニ）、（ホ）、（ヘ）の順序に行はるゝが如し。

（五）取引期節　上述の如く當地日本人商店は皆生絲若くは羽二重輸入商をして本邦雜貨商の如きものなく、皆卸賣商人なれば、一年を通じて繁閑の時節なきが如し。是れ本業の如きは專ら相場の高低に支配せられ、顧客の見込に因りて

先約取引を爲すもの大部分なればなり。而して本邦輸入羽二重は現時其用途頗る廣く各所に之を使用せらるれども、「ローブ」又は「ユルサージ」等の衣服用としては春期若くは夏期を以て最も盛んに是が使用を見るが故に、今強いて繁閑の時節をいはゞ、春期用としては十一月より二月に至り、夏期用としては三月より六月に至る間を取引期節となし得るが如し。而して七月より九月に至りては輸入外商の大部分は避暑旅行をなすを以て此間を以て先づ閑靜なる時節となさんか。

大祭日等に就ては日本商店に何等の影響なし。

(六)宗教の信念により商品に附する記號商標等に就ても當國の如き文明國に於ては何の故障もなく之れが爲め外國人の嫌惡を招くが如き事なし。

一〇 露國

(在芝新容帶國領事館報告)

一 商業上外國人の嫌惡すべき日本人の行爲

露國に於て店舗を構へ各種の商業を營むに當り、注意を要すべき事項を擧ぐれば左の如し。

(イ)顧客の應接振りに關すること

露國に於ては上下貧富の區別甚しく、官尊民卑の餘習未だ保持せらるゝを以て、西歐諸國の風俗とは稍々趣を異にする點多し。顧客の應接振りに就ても大に注意を要す。彼等に對しては、勤めて慇懃鄭寧なるべく、事々物々巨細の說明を與へ、商品の効能を說述するをよしとす。特に日本雜貨に至りては、東西風俗を異にするにより其の用法すらも知らざるものなれば、此等の繁雜を厭はざるときは、顧客に滿足を與ふるに難からざるものゝ如し。

(ロ)番頭の服裝身の廻り等に關すること

本邦人は往々服裝身の廻り等に注意を須ゐず、蓬頭粗服の儘顧客に接することありて、之れが爲め顧客の嫌惡を招く場合尠からず。故に店頭に於ては、毎に服裝を清潔にし、梳髮洗手等に注意すること肝要なり。就中當地菓子商其の他の食糧品販賣店に於ける番頭の如きは一日數十回洗手して而かも可成食品を手擾せざるを努め居るが如き是れなり。

(ハ)店內靜肅に關すること

露國に於ける店舗內には、一般耶蘇の聖像を掲げあるを以て、顧客の店內に入り來るときは、脫帽するのみならず、音聲を低くし、靜肅を維持する位なるに、日本人番頭には、此の邊に注意することなく、往々高聲を發し、店內に在りて互に呼應することあり。此等は注意して避くべきことなりとす。

(ニ)店內の禁煙及店員の踞座せざること

店內にては顧客には喫煙を妨げざるも、店員は決して喫煙すべからず。又顧客の爲めには直ちに椅子を進め歡待するを好しとするも、店員は假令現に顧客に接せざるときと雖も、尙ほ踞座せざるを常例とす、尤も店內帳場係は此の限りにあらず。

(ホ)言語及看板に關すること

店內に於ける言語は勿論露語を用ふべく、且つ顧客の面前にては、日本語若しくは符語等を用ひざることに注意すべし。但し顧客は此等の言語を解せざるが爲め惡感情を抱き、自分を誹謗するかの如く邪推するものあるが故なり。

看板の文字は露語を用ひざれば解するもの少なく、且つ店舗及會社等は創立の古きを尊ぶが故に、何年の創立若しくは何の支店或は誰某の後繼者たるを表示するを良しとす。

二

(イ)取引を開始するに當り、日本商人の必ず心得置くべき當國特殊の商習慣

(イ)露國特殊の商習慣

露國に於ては、概して延取引を爲すの習慣にして、特に中以下の商店は貯蓄心に乏しく、之は露國商人の特質とも云ふべき缺點にして、彼等は掛賣にあらざれば商品の仕入に困難を感ずるもの如し。且つ支拂期限は商店に依り長短あるも、概して長期支拂を好み、多少の價格の高低は、支拂期限の長きときは、敢て之を意とせざるやの傾きあり。又中以下の商人と取引を爲す際は、通例約束手形を發行せしむ。而して支拂期間に至り、往々拒絕證書を作製する場合あるも、此等は單に商人の不注意より出でたる事として之を重視せず。外國に於けるが如く、

甚しく商店の信用を害することなしと云ふ。之に反し大商店との取引に至りては、極めて寛裕にして何等の證書を徴せず送狀を添へて荷物を交附し、豫定の期限即ち一ヶ月半若しくは三ヶ月に至り仕切書を送り現金を領收する習慣にして、何等行違なきを通常とす。且つ大商店との取引上尤も注意を要するは、彼等は約束手形を發行するを以て、不名譽と爲すが故に、強いて之を要求するは得策にあらず。又普通現金取引の場合にも、信用ある商館に對しては、目錄書を送り多少の時日を經て仕切書を送り、支拂を求むるの習慣あり、其の送り方餘り早きに過ぐるときは或は感情を害するの場合あるを以て、此等は所謂加減ものにて大に心得置くべき秘訣なりとす。然れとも較近露國に於ける政治及社會的運動は、商工業に多大の影響を及ぼし、經濟界を紊亂し有力なる商舖中にも破產の非運に遭遇するもの鮮からざるを以て、諸外國に於ても恐慌を來せし、現金取引の外、注文を拒絶するの趨向を呈するに至り、露商は一時困難の地位に陷れりと云ふ。

前述の如く露國に於ては延取引の習慣あり、且つ支拂方法稍々精確を缺くの傾向あるを以て、外國商人にして此等の習慣を熟知せざるものは、露商との取引上往々不安の念を懷くこと尠なからず。是れ露商と直接取引を開始するの困難たる一因とす。然れとも外國商人にして露國の習慣に精通せるものは、露人と外商との仲間に立ち、周旋仲買の營業に從事し、多少の利益を壟斷するもの多し。英、獨、佛、墺諸國の商人にして露國內各市府に仲買營業店を有し、非常の口錢を以て外品の賣込を爲しつつあるもの擧げて數ふべからず。而して露商は外國と直接貿易を爲すの不便なるに反し、仲買人と關係を有するときは延取引の便利あるを以て、却て之を歡迎し、口錢の多少は敢て顧慮せざるもの、如し。露國商業新報記者は曾て其の紙上に論じて云へらく、露國商人の信用をして外國商人間に墜落せしむるものは露國各市に於ける外國仲買商の所爲にして、彼等は露商の不信用を棒大誇張して直接取引の成立を障防するものなりと、以て仲買者が如何に露商を利用しつゝあるかを證するに足らんか。

露國に於ける普通商品の支拂期間は三ヶ月位なるも、或る特種の商品に至りては、一ヶ月半に過ぎざるものあり、又之に反し六ヶ月に渡るものも尠からず。要するに期限の長短に依る競爭は、寧ろ賣價の高低に依るよりも勢力を得る場合多しと云ふ。

(ロ)取引期節

露國に於ては定期市取引の舊慣未だ勢力を失はず「ニーヂニー、ノヴゴロット」及「イルビート」定期市の如き前者は七月下旬より九月中旬に至り、後者は三月中旬より三月中旬に至る間各地の商店雲集し、取引頗る活潑なり、其の他數多の市府に於ても、舊來の定期市時期に至れば最も貨物輻湊し市場活動するを常とす。故に定期市は當國に於ける取引期節の最も大なるものとして數ふるを得べし。其の他「クリスマス」祭日及「イースター」祭日は本邦に於ける盆暮の景況に類似し、一般に商品の捌け方盛なり。又露國は農產國なるを以て、穀物收穫の時期即ち八九月の頃は穀物の取引最も繁盛を極め、爲めに往々金融の逼迫を告ぐることあるを以て、銀行に於ても特に警戒を加へ、帝國銀行の如きは毎年此期節に當り兌換券の發行さへも準備し居ると云ふ。

露國に於ける「イースター」祭は、概ね春着、冬着、更替の期節に當り上下貧富の別なく衣服調度の新調を爲すを習慣とし恰かも我邦歲末の如く、衣服及附屬品の賣行非常に旺盛にして聖都若しくは莫斯科の如き大都會に於ける景況を觀るに各店頭には商品の山をなし、一年の商賣を一時になさんとするの意氣込にて店サラシ物、見切物等の安賣爐に行はれ群衆は先きを爭ふて購求するの狀宛然全市を擧げて一大市場に化したるが如し「クリスマス」祭は專ら兒女幼年者の祭日として玩具、菓子、果物等の賣行盛にして前者とは稍々趣きを異にす。

三　宗教の信念により商標其他商業上の書類若くは圖書等に使用するを嫌惡する事項

露國人は宗教の信念最も深く特に僧侶の權力熾盛なる國柄なれば宗教上に關する圖書等に至りては最も注意を拂ふの必要あり。苟くも宗教に對し不敬の意味を有する繪畫は總べて之を避けざるべからず。又下層社會に於ては

迷信者多きが故に商品に描出貼付せる商標圖書模樣等に至りても可成宗教趣味を忌避するを良しとす。此の他本邦に於て吉兆を意味する繪畫にして露國に於ては却て不吉となるものあり。例へば鯉の瀧上りは本邦製書簡用紙の端書として屢々發見する處なるが、露國に於ては之を不吉として忌憚するが如き是れなり。又花鳥の繪模樣に在りては、鳥の一羽なるよりは二羽にして一對なるを好み、二羽なれば其の方向を同一にし或は差向ふなど互に親密なるが如く見ゆるを喜ぶ。往々本邦畫工が配景の都合上美觀を添ふる爲め、意匠を單めて一羽を右向せしめ、他は少しく隔りて左向きせしむるが如きは雌雄親密を缺くものとして平和を旨とすべき客室内に裝飾としては不適當なりとし之を排するが如し

四　其他日本商人の心得置くべき事項

(イ)仕切書又は送狀には露貨を以て其の價格を記載すべきこと

本邦商人の露人と取引を有するものにして仕切書に邦貨を記載するものありて、屢々當館に其の爲換相場を問合せ來りたることあり。蓋し英貨相場の如きは英國の商業的地位よりして列國人の知悉する所にして、毎日當日の新聞紙上に之れが相場を知ることを得べきも、邦貨に至りては、本邦と商業關係薄き當國に於ては、銀行業者たりと雖も其の相場を知るもの少し、依て露國と取引を開始するに當りては、特別の事情なき限り邦貨を露貨に換算したる價格を用ふるを便利とす。殊に圓と留とは其の相場の差極めて僅少にして圓位以下に於ては直ちに錢を哥に換ゆるも殆んど其の差なきに於てをや。

(ロ)露國を商品は可成重量を輕減すべきこと

露國關稅は從量稅にして總べて量目を標準として課稅するが故に、商品並に包裝は可成堅牢の度に變化を來さゞる範圍内に於て、其の重量を輕減することに注意せざるべからず。注意の如何に依りては重き露國關稅は品質に變更を與へず、幾分か之を輕減することを得べし

(ハ)露國關稅率の研究

一般に列國關稅率の研究が、外國貿易業者に忽かせにすべからざるは論を俟たざる所なるも、特に露國の關稅率に於て其の必要を見る。露國の關稅率は頗る浩瀚にして其の規定の煩瑣なる恐らく全世界他に比類なかるべし。當局官吏又は通關取扱業者と雖も、これに精通するは頗る難しとする所にして、普通商人に於ては一層困難なるべきは論を俟たざる所なるも、而かもこれが研究は當路業者に取りては、他國の關稅率よりも一層緊要なりとす。今一例を擧げて其の必要を說かんに、竹材は輸入稅一布度に付九留乃至四十五留の重稅を課せらるゝが故に、此の種の商品は竹材を輸入して露國内に於て加工するを便利とすべく、又漆器陶器の類にして些少にても金色を加へたるものは其の稅率に大差を生じ、額面の如き繪畫と額像とを分離すると否とによりて課稅率の適用に相違を生ずる等此等の事例擧げて數ふべからず。當業者が精細なる研究を遂ぐるときは、如何に緻密に規定せられある露國關稅率法も何等不正の手段を施すことなく幾分かの關稅を輕減することを得べし。熱心に且つ機敏なる西歐羅巴人が露國に於て着々成功しつつあるは概ね此の方法により競爭に打勝つものと思惟せらる。

(ニ)關稅は輸入者の負擔たるを常例とす

本邦商人中露國關稅の過重なるを見て、直ちに一驚を喫し、日露貿易に着手するを危ぶもの多しと雖も、當國の商習慣として關稅は輸入者即ち買手の方に於て之を負擔するが故に、賣手たる本邦商人は關稅に相當する現金を豫め積立て置くの必要なし。換言すれば輸出者自ら露國内に於て經營する場合を除くの外、露國人との取引には關稅の輕重は何等本邦商人の襄中に影響を與へざるものとす。尤も前揭(ロ)號及び(ハ)號の注意事項は此の場合に於ても得意先きに便宜を與ふるの點に於て露國向商品の製造家並に貿易商は常に考慮を要すべきものとす

一一　智利

（在智利帝國特命全權公使報告）

第一　商業上當國人の嫌惡すべき日本人の行爲

一　スペイン語の素養十分ならざること、

爲めに取引上相互に意思の疎通を缺き、又往々にして商業上の通用語にあらざる文句を使用する等のことあるは、本

邦人の特に大なる缺點なり。

二　商品不揃なること、

數多き商品を揃ふること能はざることなり、こは一つは製造の不統一なること、資本の少額なること等に由るならんと信せらるゝも、或る場合には可能のことにても之を爲すことを敢てせざることあり。

三　嗜好に應ずる能はざること、

本項も亦特に當國に限られたることにはあらざるべきも常に新規の品を歡迎する風あれば此の點注意を要す。

四　見本と送品との一致を缺くこと

第二　宗教の信念其の他により商標其の他商業上の書類若くは圖書等に使用するを嫌惡する事項

一　純黃色は友愛を缺き侮蔑を意味するものとして一般に之を嫌忌す。

二　鬪斗形　の品物例へば箱根細工等に於て見る鬪斗形の箱類は當國に於て大に之を嫌忌す、之れ畢竟其の形恰かも死人を納むる棺桶に似たるを以てなり。

三　清心丹の商標たる人魚

四　山田胃散の三面紳士の商標

五　或種鱗寸の商標たる關羽張飛又は日本武尊の商標

右三者亦之を嫌忌す

第三　取引開始に當り日本商人の必ず心得置くべき當國特殊の商慣習

一　代金支拂期間の長短

(イ)契約ある場合は通常三十日拂六十日拂若くは九十日拂稀に最長六箇月拂とす

(ロ)特に契約なき場合は六十日拂とす

(ハ)首府サンチヤゴ Santiago ヴアルパライソ Valparaiso港間銀行爲替金手數料は四日拂サンチヤゴ、コンセプシヨン Conception 間同上は六日拂とす、

二　取引期節

毎年三月末より四、五月の中旬頃迄とす、當國の秋季は重に農產物の取引活潑を極め引續き四、五、六月に於ては之れより漸く來らんとする冬期海上の險惡なるを避けんが爲め歐米より冬期向一般商品竝に春向の商品の輸入あり、從て取引最も活潑を極むる時期とす、

當國獨立祭（九月十八日）前は日用品の賣行最も盛なり、クリスマス前も亦大に活氣を帶ぶ

三　商慣習雜件

(イ)硝石鑛地の賣買に於ては一メートル平方幾キンタル價格幾千といひ、其の意義は一メートル平方中に幾キンタルの硝石ありと見て價格を附す、

(ロ)農產物の小賣に於ては數量に依らず、重量を以て測定し、一キログラム價格幾千と計算す、

(ハ)農產物の卸賣は一キンタル（重量）價格幾千とす、（一キンタルの重量は物品により或は七十五キログラムなることあり、或は九十キログラムなることあり）

(ニ)總て卸賣は小賣の三割引とす、

(ホ)委托販賣の手數料は二割、

(ヘ)一覽現金卸賣の現金拂は八分乃至二割五分引、

(ト)銀行爲替一覽拂の手數料は四分、

(チ)一個商品のダース賣は一割五分引とす、

第四　一般注意事項

一　輸入稅を重量に依り賦課すること同時に半製品精製品の稅率は特に大なる相違あること從つて商品の種類によりては重量を輕減する爲め特別の製造をなさしむると共に出來得る範圍內に於て半製品として輸入するを利益とす。

又重量稅なるが故に品種の上下に拘はらず同一の課稅に服す、從て品質劣等にして嵩さの大なるものは比較的重稅を被ることゝなる、現に當地に堺段通の輸入を試みたる商人あるも、稅の爲め歐洲上等品と競爭出來ぬと唱ふ、又重量稅は品物の分類に從て課するものなるが故に同等の品にても別樣の稅率に附せらるゝことあり、例へば無地茶碗は一階級にして若し之れに一線にても着色するときは忽に其の上の階級の物として取扱はるゝなり。

本邦商人製造人が此等の點に關する智識を缺くが故に往々甚しき不利を被ることあり。

二　目下の場合當國の社會一般は巧妙なる美術的品物よりも寧ろ新奇と外觀の美を賞する傾きあることに注意を要す。

三　當國人の風俗は華奢の方にして好んで流行を追ふ、概言すれば婦人の流行は佛國より男子の夫れは主として英國

に模するもの、如し、此の傾向を有するの結果は各種商品の模様品柄若しくは配色等に於ては高尚なるものあり。

四　季節の日本と反對なること

（春九、十、十一月、夏十二、一、二月、秋、三、四、五月、冬六、七、八月）は亦注意を價すべし、而して暑中は市人多くは田園生活に入るを以て購買力大に減退す、從て一般に購買力の盛なるは冬季とす、但し雜貨の如きは、クリスマスを忘るべからざるは前述の如し。

五　貨幣制度　不完備にして紙幣相場の變動實に激甚なるが故に荷爲替手形の危險なることは最も注意を拂はざるべからざることゝ信ず、

六　從て商品の價額又は取引に於て一般に紙幣價額及金貨價額を兩用す。

七　輸入稅率の高額なることは爾來一般に然り、輸入せんとする商品により固より同一なる能はずと雖も、本邦より商品の輸入をなすに當りては概して元價と同額の金額を稅金支持の爲めに準備するの覺悟なかるべからず。

八　稅率極めて高きが故に各國に於けると同じく密輸入の

當伯剌西爾國民は羅甸民族の後裔にして、信敎は羅馬加特

難

は

フ

服

一

一

一

る時は頗る微々たるものなり、現在當國に本邦より輸入せらるゝ商品は雜貨のみなり、例令ば陶磁器、漆器、繪畫類等の如きものにして、之等の模樣は可成的日本を代表し外人の人口に膾炙するものよろし、例令ば富士山、娘、神社佛閣其他日本獨得の風景等適當ならん、之等の模樣あるものは當國人の一見して直覺的に日本商品なることを思ひ浮ぶと雖も精巧なる本邦品又は歐米摸擬品の如きは却て日本品にあらず、歐米品なりと誤解せらるゝを以て、甚だ不利益なり、獨乙商品にして日本模造品中には此の點に付き注意を拂ふことと題る周到なり。

乙　嫌惡すべき日本人の行爲

本邦商人にして商品見本には優等なるものを送付し來り、當國商人が夫れが注文を發して著荷する時は見本と相違せる商品を送付し來ること屢々あり、其相違たるや、見本より更に優等なる商品を送付するに於ては苦情を訴ふるもの無之きも、甚だしく劣等なる商品の來るものなれば遂には本邦商人の信用すべからざるものとなし、折角開始したる取引も之れが爲めに中止する如き事を生じ、將來を考へざる一時的の惡手段にして甚だ宜しからず。

商品の模樣又は包裝は、代表的日本の模樣宜しきことは前に述べたり、然りと雖も純然たる日本的意匠は宜しからず例へば線畫、一筆畫、光琳畫其外七色著然たる單純なる畫模樣の如きは到底當國人の嗜好にあらず、注意すべき事項なりとす、更に注意すべき事は友仙式の模樣なり、京都邊に產出する友仙模樣と稱するは數色を取合せたる摸樣本邦に於て最も華麗なる模樣の一つなれば、此の式に習ひて總べての模樣を作出すとせんか、之れ亦當國人嫌惡する處なり、其故は色彩の數餘り多くして配合を得ること困難なり俗は「スカラップ」と稱する本邦製小形羽二重手巾に刺繍を施したるものあり、其の手巾の地色及刺繍糸の色の配合を見るに、赤黃地、萌黃、靑紫其他幾種の濃厚る色を配合せしむる如きは到底見込あるものと稱することを得ず、寧ろ純白なるもの勝れりとなす、卽ち色彩を用ふるに當りて其數を限り最も配合宜しきことに注意することと甚だ必要也。我が商品の包裝は甚だ粗末なり、本邦より輸入しつゝある商品は實用品日用品と稱すべきもの甚だ少なく、現在の場

合に於ては、未だ贅澤品の範圍を脫せず、「實物には花飾れ」とは我が國に於ても屢々聞きし商人間の通商語なるに、も關せず、輸出品に向ては甚だ冷淡也、當國市街の店前に陳列さるゝものゝ中贅澤品卽ち貴金屬、寶石類の細工又は婦人化粧品類の如きは、實質よりも包裝及粧飾に重きを置くが如く見受けらるれば、可成的包裝の意匠は精選する必要あらん。

當伯國の國語は葡萄牙語なれば、當國に渡般する商人及び當國商人と通信をなさんとするものは宜しく葡語を解する必要あり、若し葡語を以て通信することを得ざる場合に於ては英語よりも、佛語の方一層一般に行はれ居ることを承知すべし。

第二　取引開始するに當りて日本商人の必ず心得置くべき伯國特殊の商習慣

一　代金支拂

商品の代金支拂に二種あり、引受渡及び支拂渡しなり、當國一般に採用するは支拂渡にあらずして、引受渡しを使用す。

支拂渡しは例へば本邦商人が橫濱又は神戶港より貨物を出荷すとせんか、橫濱正金銀行の荷爲替を附し來る時に當り荷爲替は貨物より以前に到着すれば、此の代金を一覽後直ちに銀行に支拂ひ、荷物の到着を待ち居るものなるも、事實當國の商人は如此く資金を固定せしむることを欲せず、引受渡を一般に採用し居る習慣あり、引受渡しは通常一覽後三ヶ月拂ひを普通とす、卽ち本邦商人が當國の或る商人に商品を出貸するに當り、橫濱正金銀行の荷爲替を附して一月一日に本邦を出荷すとせんか、通常荷物は橫濱又は神戶港解纜後八十日を要し、郵便物は四十日後に到着するを以て一月一日に本邦を發したる荷爲替は二月十日には到着するも荷物は未だ歐洲の或る港に於て積替をなす時分なり而して當國正金銀行の代理店に於ては二月十日に到着したる荷爲替及船積證書を荷受人に通知し、荷受人が卽日原價を支拂ひて船積證書を受取り、荷物到着を待つものなきことは前にも述べし如くにして、通常此日より三ヶ月後卽ち五月十日に至りて銀行に代金を支拂ふものなり、荷物は已に三月二十日には到着するを以て、銀行は荷受人の信用あ

るものか又は確實なる保證人或は擔保によりて船積證書を前渡し原價支拂以前に到着したる商品を販賣すと云ふが如き方法を取る習慣あり、而して荷受人に於て五月十日に至るも依然支拂の融通の出來ざる場合に於ては、銀行は尚ほ或る期間を延期し居ると云ふが如き甚だ不規律なるものなれば、屢々本邦商人及び銀行當業者中にも此理由を解するに苦しむもの多き樣なり。

第三　宗教信念其他に依り商業上嫌惡すべき事項

當國人は迷信多きを以て宗教上の嫌惡は最も注意すべき事項ならんも、未だ本邦商品の之れに對する不都合に際會せし例を聞かずと雖も、茲に注意し置くべき二事は本邦に於いては黒色を高尙なる趣味として使用するも當國人は不吉を聯想して黒を好まず、漆器等の黒地のものは其他の色地よりも不適當品なれば、可成的黒色を嚴し、他色を使用する樣致したし、又書類圖畫等に黒線の輪廓を附することも、前例と同樣の結果なれば無之き方却て結構ならん。

第二　本邦商人と海外各地と直輸出取引を開始するに當り參考とすべき各國商人の直輸出入取引に關する營業方法

一　間島

本邦商人が直輸入取引を開始するに當り參考とすべき事項は、清商義順興が上海大阪の各支店より仕入先へ支拂ひの勘定として直輸入の計劃中なるも、未だ實行せず、其他韓商が元山に取引店を有するものは二箇年六月十二月の二回支拂にて、貨物を仕入るゝも其額極めて尠し。

二　安東縣

目下當地に在る外國商店は英商怡隆洋行獨商世昌洋行の二にして、其營業方法を見るに其取扱貨物は委託販賣若くは九十日後拂を以てし、巧に經濟上の連絡を利用し、各地製造家と特約し、當地清國人に對する販賣も後拂により行はれ、商品の主なるものは各種織物洋蠟及鐵器類とす。

三　奉天

外國商店の直輸出入取引に關する營業方法當地外商の大なるものは各其本國に本店を有し又各地に支店を設け互に機脈を通じ其商品の清國人の嗜好の適、不適を探査し直に現物の供給を仰ぎ資金の豐富と信用の確實なるを利用し取引上頗る有利の地位を保ち居れば其取扱商品は依託販賣（賣上勘定其他）若くは延取引等に據れるが如し又其單獨商舖（各地に本支店を有せざるもの）にありても亦多くは之に準じ商取引をなせりと云ふ

四　遼陽

當地に於ける清國商人の取扱商品は殆んど營口に於ける商人との取引にして、直輸出入を爲すものなし、又日清商店以外の外國商店なし、隨て參考となすに足るものなし。

支那人の嫌惡する本邦人の行爲

在奉天小池總領事は關東都督府の依賴により同地商業會議所をして調査せしめたる趣を以て商業上其他に關し支那人の嫌惡を起さしむる本邦人の行爲に就き下の如く報告せり

本邦人の行爲は永住的ならざるが如し　滿洲に於ける本邦人の商店を開き又は出張所を設くるの狀態を見るに一時的の如き觀ありて其店舖の構造は其用に供すれば足れりとなすが如く外觀甚だ堅固ならざるが如く殊に看板は白木板を用ゆる等營業清人に反するものあり　清人は其店舖の構造を堅固にし看板は金看板を用ゆる等專ら意を外觀に注ぎ勵めて古くより開店せる如くするを以て本邦人のこの行爲は清人をして始めより信を失するの傾きあり

見本或は見本帖取引　滿洲に於ける清商は信進歩せざるも本邦製造業者は見本と同樣の貨物を供せざることあるを以て見本或は見本帖取引は清人の嫌惡する處にして現物取引を歡迎する傾きあり

支那語に通ぜざるを以て互に意思の疎通を欠く　在滿洲本邦商人の大部は支那語に通ぜざるを以て容易に清人の言辭を了解するを得ざることあり殊に看板の文字或は商標等は時に不解の文字を用ひ互に疎通を缺き嫌惡を招くことあり

五　鐵　嶺

營地に於ける輸出入商は、大抵大連又は營口に於ける本店支店の手を經るか、或は全然同地に於ける他商店を經て輸出入取引を營むものにして、直接日本及外國等に對して之を行ふことなきにより、之が取調付き難し。

六　長　春

外國人にして當地に商店を有し、直接輸入をなすものは東清鐵道商業部出張所を除きては無之、伊陵洋行等の支店あり と雖も、多く其本店を横濱上海等に有し、該本店より該地方の取引先より貨物の供給を仰ぐものとす、又外國商人にして當地の貨物を輸出するものは、たゞ大豆買出し商あるのみ、内前記伊陵洋行（本店は在横濱ヒーリング商會）及サミユール、マグレゴール商會等は當地に人を派し、又は機機を有すと雖も、其他營口若くは上海に於ける商人の季節に至り當地に手代を派し、客商として大豆買出しに從事するあり、大豆季節に於ては此種の商人の入込むもの勘からず。

七　哈爾賓

今當地に於て直輸出入に從事する外國商人の營業方法を見るに、先翌一年の需要高を豫想し、商品生産地にある本店又は取引先にカタログ又は見本により注文を發するときは本店又は取引先は指定の時迄に各注文品を發送するものとす、而して歐露と取引の場合、其經路は主として海路殊に浦潮を經由するもの多しとす、然れとも不時の需要により急に商品を要する場合には最寄の支店又は取引先に對し貨物の融通を依賴し、又は西伯利亞鐵道及東清鐵道により歐洲より取寄するものとす、又支拂は其期限は六ヶ月乃至一ヶ年なり、此點は特に邦商の注意を要すべき點なり、其他特に參考とすべき事項なし。

八　芝　罘

當地に於て日本人が直輸出入取引を開始するに當りて別項參考とすべき外國商人の直輸出入取引に關する目立ちたる營業方法無し、故に清商及び外商の取引振一斑を記載するのみに止めむ。

清國商人が直接に歐米より輸入し、又歐米へ輸出するものなし、外國品は重に上海より輸入す、同所は代理店を有するものあり、又店員の一人出張し居るものありて之れ等に注文を發し、同所にて買集めさせ輸入するなり、日本品に付ても大阪川口に代理店を有するもの、又同所居留支那人に買收させ或は店員を派遣し居るものあり、是れ等が各本店の注文に應じて或は製造所に特に注文し、或は買集めて之を當地に送る、其注文高も多きを以て、從て仕入直段日本商人の仕入直段よりも安し、又當地と大阪とは輸入の方多額なる故に、自然片爲替になる嫌あるも、當地商人が上海と取引を有するもの多きを以て、從て其爲替は上海を仲介地として流轉に差支なきもの、如し。

外人の直輸入は多く委託販賣なりと云ふ、即ち他國の「エジエント」名あり、故に他より商品を送り來る時には之を賣却し「コンミッション」を計算して送金す、又直輸入するものは各外國の取引地に「エジエント」を有し多く之が買集め送付し來るものなり、輸出に付ても他の注文に應じて貨物を買調へ送付す、其時にも原價何程「コンミッション」何程と區別す、然れとも絹紬の如きは多く定價表を時時作成し見本を貼付して得意先に送り其注文を受く（故に「コンミッション」の記載なし）るものあり、直輸入の「コンミッション」多く百分の三なりと云ふ。

外商にして多少直接歐米より輸入するものと認めらるゝものは「シータス」雜貨店（青島ニモ同）（一商店アリ）士美洋行（酒、石炭等）西美洋行（鐵器類）太古洋行（香港ヨリ太古種ヲ輸入ス）位のものに過ぎず。

九　青　島

青島に於ける各國商人にして、直輸出入取引を爲すものは大抵各地方に其本店又は支店出張所を有するものにして、此等相互間商品の取引をなし、凡二ヶ月毎に清算勘定を爲し、又は約束手形を以て賣買取引を爲すものにして、特に參考とすべき事項を認めて、其他芝罘の部に於て述べたると大差なし。

一〇 南京

其直輸出入を開始せんと欲する物品に關し、商人自ら渡來し、豫め專門的調査を遂げ置くこと、又目的地の通貨と對日本爲換關係を明かにし置く事等は、最も重要ならんと思考す。

一一 蘇州

當地には各國商人にして、直輸出入の取引をなすものなく清商と雖ども外國商品は上海より仕入れ來るものなり、元來當地は上海に近く交通の便あり、且つ當地は其商品販路區域狹少なるを以て、問屋的商人少なく、未だ直輸出入ずるに至らざるが如し。

一二 重慶

海外各地に放て本邦商人が直輸出入取引を開始するに當り參考とす可き當地商人の直輸出入取引に關する營業方法は清國各地は行はるゝ買辨制度とす。

一三 福州

福州に於ける外國商の主なる者十四家ありて、概ね主として茶の輸出及雜貨の輸入をなすものなるも、從として汽船及保險の代理店を營み、或は酒類煙草繃詰メリヤス類等の口錢俥買入をなすのなり、之れ等商家送金の方法は荷爲替によるものなるも、外國に於ては金利低廉なる爲か、着後三ヶ月又は六ヶ月拂等の長期なり、且つ荷受主は銀行に於て信用厚きを以て現金の拂込をなさず、又擔保方も提供せずして期限前に貨物の引渡を得るが故に、金融の上に大なる餘裕を得るものなり。

一四 廈門

由來當港は輸出入貿易共に振はず、殊に輸出貿易に於て甚しとなす、其の微々たる輸入と多くの香港を經由するものにして、對日本貿易關係以外スタンダードの石油タイトの織物を除いては、歐米各國との直輸出入品なし、從て參考とすべき各國商人の直輸入取引に關する營業方法なるものなし。

一五 汕頭

當汕頭に於て直輸出入取引を爲せる外國商は獨逸二英米各國人一あるのみ、而して彼等の營業方法は何れも買辨取引にあらざるはなし、買辨とは清國に於ける外國商店が清國人と商取引を爲すに付ての一種の代理者にして、其店の特設仲立人とも云ふべき意味を有するものなし、蓋し外國商店が清國人と取引するに當り商習慣、取引銀質の良否、取引對手者の信用如何等を知るに困難なるよりして、豫而一名の身許信用確實なる清國人を採用し、此の者をして直接取引の任に當らしむるものなり、買辨を採用するには、之を採用せんとする商店の大小取引高の多少に依り、數千兩より數萬兩の身許保證金を要するありと云ふ、但し當地に於ける各外國商店の買辨が各商店へ提供し居れる身元保證金は三千兩より三萬兩までなりと聞く。

一六 香港

別に取立て、言ふべき新たなる事と例なし、畢竟するに本邦商人の海外に於ける外商と直取引を開始するに當り、最も困難を感ずるは本邦商人の商業道德に關する惡評到至る處に傳はりて、外商は餘程確實なる條件にあらざれば關係を結ぶを避くる傾あり、特に重なる日本商品を取扱ふ清商及外商は本邦に支店或は代理店を有し居り海產物を買入るゝと共に米を賣渡す等、相互勘定を保ち居り、他より新に仕入をなすは不便とする所あるを以て、代理店又は支店より餘程有利の條件にあらざれば、新たに關係を付くる事困難なり、本邦商にして其の商品の需要確實なるか又は其の販路の開拓確實なるものは「コンサイメント」にして送荷し、賣却次第送金するの方法に滿足せば喜んで取引を開始せんとする向あるべきも、是は本邦商に於て難んとする向多く、且是迄の經驗により兎角苦情多き樣なれとも、歐洲の大工場（例へばダイナマイト酒類專賣の機械類の如き）は或は東洋に於ける特約店に對し、常に其商品を「コンサイメント」とし送荷し、居れり計算又正確に行はれ居るを以て苦情なし。

一七　マニラ

當市場に於ける清商の勢力頗る強固にして、日本商品の如きも當地に輸入せられて後、群島各地に散布せらるゝ迄は是非共清商の手を藉らさるべからず、輸入商の日英米獨清たるを問はず、其主なる顧客屢門又は廣東出身の清商にして、彼等は本島各地に散在せる同業者と強固なる團結をなして、市場に活動す、然れば當地に直輸入を試みんとするものは南清人との取引に相應經驗を有するものにあらざれば、時として好譎なる清商の爲め不測の損害を被ることなきに非ず。

由來本島に於ける日本品輸入の起源甚だ遠きに係らず、在本邦清商其他の外商輸入の實權を握り、本邦商人にして進で其衝に當るもの皆無なりしが、近時我國海外貿易の急速の發展は本邦商人の躍進を促し、漸次是等仲介者たる外商の手より商權を回收し、當地商人と直取引を開始するもの增加し來れり、然れども猶當地の輸入商には本邦商との直取引を避くるの傾向あり、是素より年來取引の關係にもよるならんも、亦本邦商人營業振の缺點に起因するところ大なり、本邦商人にして一時的利益に眩惑せられ或は見本と相違せる商品を送付し、或は市況流行の如何を察せず、續々商品を送付し、取引先をして本邦商人の信用程度を疑しめ爲めに折角開始せる取引を中止せしめらるゝの痴愚を演ずるものあり。

先年當市場に於て綿布の需要激增するや、外商等は熾に本邦綿布の輸入を試み、清商の如きは其需給の關係を究むるなく低廉なる價格の下に品質の如何を問はず、無謀なる註文をなすや、本邦商人の或者等は目前の少利を得んが爲め、爭ふて之に應じ同業者相互に陷阱し商機を曝露し、一旦供給の過多を來すや、本邦製品の聲價俄然として下りたることあり。

自國商品の聲價は自國商人自ら保護せざるべからず、本邦商品の販路擴張が清商に據る處頗る大なるものありと云へ清商の無謀なる註文に應じて、熾に粗製品を輸入して將來の不評を買ふに至りしは、本邦商人の深く留意を要すべき處なり。

英獨商人の如きは、其商品販路の鍵を握り相共に戒めて無謀なる競爭を避け、其商品の聲價を損ずるなく、確乎たる地盤の上に商業の基礎を固定せるに比し雲泥の相違ありと云ふべし。

一八　新嘉坡

海外各地に於て內地商人が直接輸出入取引を開始せんとならば、先づ先方の商業上の信用を確めたる上、最初は試賣的に委託販賣に附し、同時に之れまで一度も賣出したることなき商品は勿論、賣出したる商品と雖も、新聞紙に廣告するを可とす如此場合には新聞廣告料の全部又は幾分を負擔することゝせば、販賣人に取り大に便なるべく、成るべく取引開始の初にありては、少しの不利なる條件を顧慮することなく、先方をして利益あることを感せしむる樣することと肝要なり。

一九　蘭領印度

外國商人の直輸出入取引振を見るに、勿論信用の程度如何

によりて異るも、取引開始の當初には註文と同時に註文額の二割以上を前金にて送付するか、又は取引銀行の信用狀を附するか、二者其一によるも、已に數回の取引を經て、相互の信用を知るときは、更に相互の便宜に從て適當なる方法を協定すること我國に於けると異ることなし、當地方に於ても、勿論本邦商人にして歐米商品を取扱ひ、歐米商人中本邦商品を取扱へるものあり、又之を希望せるもあり是等の歐米商人は本邦より直輸入するか、又は當地方に於ける本邦商人より供給を享けつゝありと雖も、商賈の生命たる信用を忽せにし、往々にして注文に相應せざる商品を送出して取引早々其信用を失墜し、延て我が同業者の信用にも影響を及すが如き失態を見ることあり、又當地方支那商人及「アラビヤ」商人の取扱へる本邦品は、見切り競賣品に類する濫造の安物少からざるを以て、我が眞正なる商品の販路を阻害することなしとせず、此は我が輸出業者の罪に歸すべからざらんも、若し之が挽回の策を講ずるにあらずんば、我が商品の販路は遂に一定の範圍外に擴張せられざるは勿論、却て縮少せらるゝやるも計るべからざれば、

當業の注意を求めて已まざるなり矣。

二〇　カルカッタ

外國商の內大資本を投じて自家製品或は一定の商品賣買に從事するものと、買付委託或は依託販賣を營業とするものあり、其取引に於て前者は主に倉庫取引條件を用ひ、六十日乃至九十日の延取引を許すが如し、後者の內買付委託取引にありては、多く荷爲替方法にありて規定の手數料を收入す是等は多く運賃保險料込値段條件に依るが如しと雖も品物引換拂は僅少にして、十五日三十日又は六十日間等の延取引行はる。

二一　濠洲

本邦商人の直輸出入を開始するに際し心得べき必要事項

本邦商人が直輸出入を開始するに當り最も注意を要すべきものゝ內見本の取扱に一層注意するを要す、卽ち見本は其供給すべき商品を縮少したる模形なれば、其製法及說明には特に意を用ひ、取引希望者は其見本により安心して取引を開始するに至るべき樣心掛くべし、本邦現在の見本は動もすれば其單價のみを標示し、註文額の多寡に應ずべき價格の差を示さず、或は說明不十分にして往復交涉を重ぬるに非ざれば、要領を得ざる場合もありて見本により直に取引を開始するの危險なるを嗟嘆する外商多し、獨逸の如きは頗る叮嚀なる見本に加へて精細なる「カタローグ」を添付し、一見明瞭を極むと云ふ、其他營業上別に參考とすべきものなし。

二二　ホノルル

各國商人の直輸出入取引は、其商取引の習慣上何れの製造業及大商店にして、卸賣を營むものは商品目錄を發行し其上「コムミション」「エージエント」とか或は「ブローカー」と契約して、其商品販路を漸次擴張しつゝあるを以て、各商人は商品目錄に據り「ブローカー」或は「コムミションエージエント」に就き所要の商品を購入するものにして、商店の信用及營業振りは「ブローカー」或はコムミションエージエントに於て調査するものなるを以て、最も至便の方法なりとす、故に外國商人にして、其製造元と特別の關係あるか、或は本支店に關係あるものにあらざれば、直輸出入取引を爲す如き者少なし、故に一商店にして各種多方面の商品を仕入るゝには、是非共右の方法に據るを至便とす。

二三　ポートランド

貿易業者が外國商店に對し、直輸出入取引を開始するは、其方法千差萬別にして、一々列擧し難きも、普通は先づ取引先地の商業會議所又は信用ある他の商店等相當の機關を通じて、其開始せんと欲する種類の信用ある取引先に關する消息を得たる上にて、自己の信用を證明するに足るべき相當の方法、例へば其地駐在當該國領事又は商業會議所の證明若くは取引先に知られ居る銀行會社等の證明狀を以て取引を申込むを常とし、賣込買入の申込に就ては、商品の種類に應じ見本銘柄雛形商標等によりて値段の標準を定め引渡の時期場所代金支拂方法等詳細の條件を指定するものなるが、代金の受拂は三十日乃至六十日前爲替所によるを常とし、陸上運送の場合には普通保險を附せざるも海外との取引に關しては、常に保險を附する事とせり、又賣込及買入の方法に關し、取引地に於て一定の代理店を設け、若くは特種の取引先に對し一手販賣を委任し、若くは或る製造元を限りて特に或品物の專賣を約束するが如きことありと雖も、是等は商賣の性質取扱高の多少其他各種の事情に應じて其趣を異にし一概に說くを得ず、其他營業の詳細なる方法に至りては、是又十人十色にして取引者相互の位置、商業の種類如何により其趣を異にせり。

二四　シカゴ

當地方に於て海外取引を有する商店及各種製造會社等は、大低紐育に支店若くは出張所を有し、外國取引の殆んど全部は同地に於て取極めらるゝを以て、當地に於ては其取引方法を知るに便ならずと雖も、當業者に就き聞く所によれば、當國に輸入する場合に於ては當國商人より重なる取引地に支店を設け、若くは出張員を派遣し、是等の支店若くは出張員を經て購買輸入するもの多く、又當國にある外國商人の支店若くは出張員等より買取るもの少からずと云ふ

次に輸出の場合に於ては其取引最も多き地方に向ては支店を設け、又は出張員を派遣し、比較的取引少き地方に向ては代理店を置き、是等の支店出張員代理店等を經て取引する外、當國にある外國商人の支店若くは出張員等に賣却することも少からずとのことなり。

二五　オッタワ

各商店又は會社等に依り多少其趣を異にするも、大抵は普通一般の方法に依り、見本に依りて製造業者若しくは輸出者へ注文をなし、前爲替を以て仕入るあり。現金を以て買ひ入るゝあり、又其信用厚きにありては荷爲替等の方法に依らずして、荷物を仕入れ得るもあり、此等は仕拂ひ期日到來に際し荷主は逆爲替を取組み其計算を終了するものなり。

輸入者の中には仲買人又は代理店等ありて、此等は常に見本（見本品には夫々電信暗號を附し容易に注文し得ることとなせるもあり）を以て取引をなすこと一般の例に異らず、而して當初荷主及買主の間に取引を開始せんとするに當りては、多くは興信所の調査報告を基礎とし、其信用の程度に應じ、三十日後拂、六十日後拂若しくは六ヶ月後拂ひあり、普通は六十日後拂の方法に依るもの最も多しと云ふ、而して其信用程度不明の場合に於ては最初の取引に限り信用狀（銀行其他の）を發行するか、又は現金拂を以てなすを通例とせり。

又或るものは他國に於ける商事會社等へ對し豫め信用狀を發して、荷物の仕入及仕拂等擧げて依賴し居るものもありと云ふ。

二六　里昂

取引先商人の身元、信用程度は豫じめ充分に調査を要す、蓋し不良商人少なからざればなり、取引に要する書翰用語は佛、英、獨の內何れかを用ゆべし、往々日本語を以て通信をなすものあれども、是等は時に或は籠底に拋棄せらるゝの恐れあればなり、商品注文に際しては、可相成は見本を附し船積時日及船積港等を指定し、何々地何程として指値をなすを要す、但し仕拂條件は各自商店の信用の如何基くものなるを以て、差異あるに依りて〻に明記するを得ず、然れども工業藥品は一般に in voice 日附の月末拂を常とし、染料其他此種の商品は二ヶ月乃至三ヶ月末拂とす、而して時としては信用の程度に依り現金拂となすことあり、尤も取引開始の當時は普通信用の如何を問はず、現金拂となす。機料機械類及附屬品は其價格高値に上るが故に、注文と同時に其半額を支拂ひ其餘は荷物到著後に至りこれを支拂ふを常とす。

荷物引渡條件は、勿論注文の當時これを指定するものにして、大凡左の五種に分つ。

(一) 製造地停車場渡
(二) 濱渡
(三) 船渡
(三) 神戸渡（海上保險なし）
(五) 神戸渡（海上保險附）

製造地停車場渡の契約をなしたるときは、供給者は勘定書（facture）原產地證明書（請求ありたるときに限りこれを附す）幷に船會社の船積證書及び運賃の仕譯書を附すを要す、但し仕拂條件は各自商店の信用の如何基

二七　莫斯科

本邦商人にして露國人と直接取引を開始せむと試みたるもの、今日に至る迄其數擧げて數ふべからず、又他方に於ては日露兩國は相互間に經濟關係を開始せむとするの機關既に充分成熟せりと雖も、此兩國間の貿易は未だ極めて少額にして、更に進歩を示さゞる所以のものは、貿易業者相互間に或は意思の疏通を缺き、或は事情不明の爲誤解錯誤を來すが故にして、就中左に揭ぐるものは、日露經濟關係を疎隔する尤も主なる原因なりとす。

第一　言語の不通　露國の商人は、概して保守的氣風を有することは一般に認らるゝ所にして、進んで外國語を研究し、外國市場を馳驅せんことは彼等の能くなす所にあらず、彼等は座して顧客を待つものなり、然らば露國と經濟關係を結ばんとするものは、自から露語の研究に從事し、露人と語して商業に從事するものならざるべから

ず、少なくとも露語を以て通信するものならざるべからず。

第二　掛取引の陋習　露國商人は未だ掛取引の舊慣を脫せず、若し對手商人より現金取引の要求を受けんか、恰かも老舗の名折れの如くに考へ、相場の高下を問はず談判を中止するが如き一種古風の商習慣あること、既に數回報告したる所にして、本邦の如く急速なる資本運轉の必要を感ずる國に在りては、掛取引は頗る困難なる條件なるも、資本に餘裕ある外商は此の點に於て常に露國市場に勝を占め、宵に自國品販路の擴張を計るのみならず、我日本品の多くが彼等外商の手によりて露國に輸入せらるゝの奇觀を呈せり。

前記第一の障碍は、露語學の奬勵、露國向商人徒弟の養成によりて之に打勝つことを得べきも、第二に至りては本邦商人の商習慣及經濟狀態に鑑み一見困難にして、且つ頗る不安なるが如きも、露國事情に精通する商人の言を聞くに露人相手の商業は頗る有利にして確實なりと、顧ふに本邦人は皮想の觀察の下に失望して、當國市場を見捨つるが故に、外商が當國に於て着々成功しつゝあるに拘はらず本邦人の事業のみ成立せざるの理由決してあるべからず、本邦人の露國事情研究は外人の夫れに比して不充分にして且注意熱心の爲遠く彼等に及ばざるが如し、今左に外商が如何にして前記二個の困難を排して露國市場に近づき彼我産物を交換しつゝあるやを述べん。

露國には各種の營業を通じて代辨業者（英語之れを Agency と譯す、本邦の仲立營業者と少しく異にして問屋とも亦相違するを以て暫く之の譯語を用ゆ）なるものありて、外商と露國商人との間に介在し、現品を取扱ふことなく、見本に依りて商品の提供注文斡旋をなす一種の營業者あり、大なるものは會社組織のものあり、小なるものは自己住宅の一室を割きて之れを事務所に當て其の業務に從事し居れり彼等は列國の語學に通じ西歐諸國の工業家又は輸出商との間に通信を交換し、露商と外商との媒介をなす、其の營業方法に至りては賣買成立の際取引額の何歩（通例二歩）と約することあり、又自から注文を引受けて露人に對して賣込商となり、外國人に對しては買主となりて利潤を得ること

あり、要するに語學を能くし辭令に巧みにして、露國事情に精通し、對手商人の信用程度を熟知するものありては資本なくして相當の利益を得べき業務なるを以て、露人又は外國人中此の業務に從事するもの多く、莫斯科市のみにても大小數百人を數ふを得べし、外商の露國市場に自國の生産品を供給するは、始めに此種代辨業者の手を經て輸入し、漸次販路を擴張し其地盤鞏固なるに及んで代理店を置き又は支店を設くるものとす。

然るに代辨業者なるもの本邦の才取業者と等しく、巨額の資本を擁するもの少なく、隨て得意者其の他の關係より信用確實なるものは充分信用を置き得るも、其信用程度不明なるもの彼等の大部分を占め、始めて彼等と事業を共にせんとするものは、第一着に對手の信用程度人物の如何を愼重研究するにあらざれば、不慮の損失を招くことあり、而して數百人の代辨者中、其の信用、人物の如何を知るは難事中の難事なるを以て、本邦人の對露貿易業者は互に聯合して此際進んで外人の例に倣ふて露語に精通する本邦商人の代辨業者を設くるを以て機宜に適するの策なりとす、蓋し斯の如くにして露國の經濟事情を研究し得ると同時に、我商工業の眞情を露國の得意先に知らしむるを得べく、彼我大に利益することあるべきを以てなり。

二八　ニコラエウスク

當地は邊陬の小市なるが故に、各國商人の商業も振はず、又其數も微々たるものなり、先づ露國商店「チューリン」を除き、屈指の外國商店は「アリベルス」「ネーベリ」の二商店とす、其內「アリベルス」商會の如き純然たる獨逸商店にあらず、其本店は浦潮に在りて、當市に在るものは其支店なり、又「ネーベリ」商會に至りても、本店は獨逸に在りて「ヂクマン」商會と稱し、就れも獨立直輸出入の取引を行ふものにあらずして、本店の仕送りを待つものなりと云ふ、故に營業方法に就き參考と爲るべき何等特色を發揮し居る點を認めず、或は微細に研究せば多少の特色は各々有之ならんも、何れも祕密に屬すれば容易に之を知るを得ず、今茲に海外に於ける本邦商人に限らず、內外に於ける我商人に注意を喚起したきは自己の營業に忠實なること是なり、凡

其商人が信用を博するも、又失墜するも、皆一に此の自己に不忠實の致す所にして、豈に啻出來合洋服に限らず、萬の營業に親切なると否とに係り、各自商業の盛衰興亡を定事が前記の如くなるに於ては當業者大に戒愼すべきことなむるものなれば、片時も之を閑却すべからざる根本的心得りとす、次に本邦商人は團結力に乏しく同業者と協同し、なり、然るに兎角我商人は此忠實を缺き目前の利に走る傾製造場に多數の注文を爲し比較的安く仕入することを講せきあるは頗る遺憾とする所なり、例へば見本に依り商品の ず、抜け駈けを以て獨り利益を占めんと計る如き、何れも注文を受け、見本と一致せざるものを送り苦情を釀すが如失敗の原因たらざるなし、此點には清國商人に鑑み此弊を き、屢々之を聞く、斯る弊は外國に於て殆んど之を聞かず、矯正せざれば、外國に在る本邦商は日本商品を支那人より外國の製造所工場若くは商店の如き其親切なること感賞に仕入るゝ方遙かに廉なるの滑稽を演ずるに至るべし、尙ほ値するものあり、例へば歐露若くは獨逸に注文し出來合洋參考に加へ置かんに、本邦仕切書及商用書簡等が罫紙或は服を仕入れするに、一般裁縫に注意を加へあるのみならず卷紙半切等ありて一定せざるは、海外當業者に取り取扱及其衣囊に萬一の豫備に供する切れ地の一片と釦一二個を入保管上甚だ不便とする所なれば、和洋紙に拘らず、大は美れあること是なり、然るに我邦より仕入るに出來合洋服なる濃判小は半紙判等一定の用紙を一般に使用せば、商業取引るものは如何、第一必要の切れ地を儉約し、第二裁縫に手上便利尠なからざるを信ずるものなり。

を抜くが故に忽ちにして破綻し、釦は落つる比々皆是なり、

俗に出來合物と云ふ一種の忌むべき名稱ありて、出來合物

に入念的のものなきを意味し居るに至りては、眞極と謂つ

べし、我商人中疲猾行爲は一の商略と心得居る輩あるは此

衣囊の豫備釦に對し慚愧すべきなり、是れ畢竟自己の營業

二九　浦潮斯德

露領西伯利亞の地たる本邦との距離近く、日本海の航程二晝夜を出でず、敦賀浦潮斯德間には毎週三回定期の航海あり、長崎、神戶、函館、小樽、新潟其他の諸港と浦潮斯德との

間にも交通常に行れ居るにも係はらず、在當地露國商人、獨逸商等は更に本邦の事情に通せず、些々たる事項に關しても其都度當總領事館に質ね來る有樣にして、叙日本に於ける本邦商も更に當地方の事情に通せず、蓋し是れ言語の關係上本邦人にして露語を解するもの少なきと、露人にして日本語、英語等を解するもの殆んど皆無にして、共通の言語無きに起因するなるべし、現に露人にして本邦に打電するに當り、又は本邦より接電して了解する能はず、これが反譯方當館に願出でたるもの一再にして止まらず、斯の如くなるを以て、在當地外國商は勢ひ先づ在當地本邦商中比較的信用あるものに依賴し、其手を經て本邦に注文等をなさゞるべからざるにより、遂に商機を失ひ豫期の結果を見ざるに至る、されば現今の狀態にありて、在當地外國人と在本邦商賈と直輸出入取引を開始せんとせば、當地外國商は本邦に出張員を派し、在本邦日本商は當地に出張員を派して取引をなすを要す、斯くて雙互の信用程度を熟知し各其在留國の言語に練達し、其法律、習慣、風俗等に博通し、更に其嗜好を察して、最誠意を以て確實に其契約を履行せんことを力むるときは、自から取引の發展を見るべきなり。

三〇　伯剌西爾

當地に於ける外國商人が直輸入取引營業方法に關しては、之れを左記の三種に區別することを得、卽ち

一、本店を輸出國に有し支店を當國に置くもの、

二、取引店を輸出國に有し本店を當國に置くもの、

三、當國在住の外國商品輸入代理商あり此の手を經て現品又は注文によりて輸入するもの、

當國に商店を有する輸入商は卸、小賣共全然外國人の經營によるものにして、殊に自國の特種產物を有する同人の經營に係ること、例へば

呉服及化粧品は佛國人

藥種及金物類は獨逸人

食糧及酒類は伊西人

によりて各國特種の物產を主眼として、之れに同種類の商品を各國人より輸入して、殆んど專賣的に營業するが如き

狀態にして、彼等は本店又は取引店を自國に有し居るか、或は歐洲の代理商にして、自國の商店又は工場數多と特約を有して手數料によりて賣込をなす商人とあり。

如此く當國の輸入業は、全然之れを外國商の手に歸し、殊に佛國の主要物産は佛國人の手により、獨逸の輸出品は獨人に待つが如く、日本商品は本邦人の經營に依らざれば誰れか是れを開始するものなく、又信用を博するに困難にして、日本商品を販賣する商店には日本人が經營し居ると云ふにあらざれば、顧客を引くこと難し。

以上の如き狀態にあるを以て南米貿易の發展を計るものは宜敷先づ第一着として資本と經驗とを有する我が商人の渡米を希望するものなり、經營の方法は小賣にても卸賣にても何れにしても有望なるも、唯だ玆に條件として希望し居ることは、資本金十萬圓の融通の付くこと、及び西班牙語又は葡萄牙語を解することの二事にして、之れを兼備する本邦貿易業者にして、南米貿易を志すものあらば、本邦に於て此の資金を流用するよりも、遙かに利益多き事業を見出には決して困難ならざることを信ず。

獨逸人が土耳古と貿易を爲す場合に於て心得と爲す事項

土國の商店は往々危險なりとの評あれども移住人種の子孫を除けば寧ろ着實也然れども土國商店との直接取引は慎しむべし何となれば商業上に於ける正當利益等の觀念全然我が西歐人と異るのみならず同國の商法裁判並に法の執行は不完全不充分なる所あれば也

近年貿易の進歩に伴ひ稍々西歐の商業原則土國に入り來り其商業及慣例漸次歐化の傾きありと雖も然かも土國商店と直接經營の不可は今尚は變ずることなきを以て各地に信用すべき代理人を設くるを可とす全土國若は其大區域に總理代理店を置くを止め二等地にて確かなる筋の推薦ある人物を擧て代理人となすべし

代理人は獨乙國民若くは少くも獨乙國又は其他の領事裁判權の下に立つ商店に托するを可とす代理人を決定する場合には一應商事案内所獨乙銀行君府支店に其人物を問合するを可とす又代理人より紹介し來る顧客の身許に就ても既引の度毎に必ず確否を取調おくべし土國の商人は西歐其他に於けるよりも盛衰陸續甚しきに付能く心得べし

近來貿易に付最も心得べきは總じて注文品を見本通り寸毫をも違へざること肝要也土國人は殆んど總的に見本を固執するの癖あるは假令見本よりも奴品を引渡すことありとしても往々苦情を申込み其引取方を說得するに非常の困難を被むることあり

見本は時々改むるを可とす

品物引渡期限は約定通り嚴守するを要す何となれば年中取引をなす顧客は多少の延着あるも平生何等の苦情を述べずと雖も特別の事情起りたるときは延着物の引取方を拒むことあるを以て也

代理人の撰定及見本の撰擇に付て深重の注意を要する外每年又は或る期日を隔て、土國の大都會に相當の人物を派遣すべし

第三　本邦重要貿易港に於ける貿易業者及其の他關係業者間の商習慣

一　横濱

第一　賣込問屋と輸出業者間に行はるゝ取引上の慣習

一　契約の要項　問屋と輸出業者間に一定文面契約書の印刷物あり。特定事項を記入するを以て足る特定事項は引渡期間、代金數量等なり。

二　代金支拂の方法　普通商取引の方法による、決算時期は十五日拂三十日拂一週間内の特定曜日拂等なり、而して普通十五日拂なり、一週間内特定曜日拂とは各店舗により支拂曜日を月曜日或は火曜日等に特定し置き其特定曜日を支拂日とし其以外には支拂をなさゞるなり。

三　受渡場所及期間　普通倉庫渡しなり、現品納付期間は、物品により各相違あれとも、合意契約なるを以て一定したるものを記する能はず。

第二　輸入業者と引取商との間に行はるゝ取引上の慣習

普通の商取引にして特筆すべき慣習なし。

第三　本邦直輸出入業者と海外各地の外國商人間に行はるる取引上の慣習

前項に同じ唯代金支拂時期に相違あるのみ、其時期は三十箇月拂六箇月拂を以て普通とすれとも、荷物到着檢査後直拂其他特定契約をなす事あり。

第四　賣込問屋と本邦工業者及商人間竝に引取商と本邦商人との間に行はるゝ慣習

賣込問屋は取引先より注文と同時に見本を受け、又は注文あるべきを豫期して工業者に注文を發し、總べて普通の手續なり。

外國商人中取引當時契約をなし、契約書面に現はれたる代金あるに關らず、代金支拂は際し契約金額より二割乃至一割を手數料と稱し減額し、代金受取人もそれに甘んずるは不可思議の事實なり。

備考

近來外國商人は本國より注文あるに際し、其注文入電中の指値數量等を祕密にし、甚だしきは注文入電さへも祕密にし、本國よりの指値に關せず、自己の意の儘に指値し注文代價を減額し、能ふ丈減額し又は中止入電ありたる如く粧ひ、以て契約代金を不正に減價せしめんと計るもの往々あるを耳にす、之れ本邦商人にして海外に支店を設け外國商人と直接取引をなし或は直接入電により注文を受け、或は發する等本邦商人の商取引上一大進歩を來したる結果、外國商人（本邦にあるも）が不當の利益を得る能はざるに至りたるに由るなるべし。

又商取引の期節中確然たる期間を有する商品は左の如し

製茶の五、六、七、八、九月	
甘藷の十一、十二、一、二、三、四、五、六月	取引期間
絲瓜の九月より翌年四月に至る	
百合根の八、九、十月	

經木眞田の農家繁忙中製産なき等なるを以て主なるものとす

二　神　戸

（神戸商業會議所調査）

第一　賣込問屋と輸出業者との間に行はるゝ取引上の習慣

一　取引契約の要領

取引せらるゝ商品の種類及當業者の慣行に依り一定せざるも、茲に雜貨取引に對し、普通一般の上より視たる契約事項を摘記すれば、

1 物品の品質、形狀等の要點
2 賣買數量
3 價格
4 歩引
5 引渡期限
6 引渡場所
7 代金支拂方法
8 荷造方法
9 違約の際に於ける場合
10 其他隨時必要事項を加ふ

上記の要領を記載したる契約書を作成し、賣買雙者間に各一通宛取替せ置き以て、取引成立の證となす。

又或方面に於て相互の信用上前段の如き、嚴格なる契約書に據らず單に口頭を以て契約をなすか、或は極めて單簡なる書類を用ゆることあり、例へば買方よりは買付通知書賣方よりは賣付通知書又は承諾書と稱し、書中引渡場所、期日、單價、數量等を記入したる一片の書類を互に交付し置くことあり。

海產物の如きは量に現物取引なるが故に先物に對する契約書を要せず。

二　代金支拂方法及決算時期

支拂期に對し特に契約ある場合は格別とし、普通は品物引渡後十週間以內とす。

長期のものにて二週間を出でず。

三　商品受渡場所及注文より現品納付迄の期間

通例買方輸出商の指定せる倉庫（卽ち品質檢査受取の必要上）又は稅關波止場渡とす。

現品納付期間は商品の種類により長短あるも、雜貨にて大凡三十日乃至六十日間位とす。

四　賣込問屋の受くる手數料

物品は場合によりて異なるも賣上高に對し百分の三乃至百分の五を以て通例となす。

五　苦情の裁決

賣買雙者間に於て取引上苦情起り、談合容易に纏まらざる時に當りては、合意を以て雙方の同業者中より一人乃至二人の仲裁者を選み、之れに依りて解決を求むるか、又は同業組合の設けあるものは組合之れが仲裁をなすが、特に事件の重大なるものに至ては其他の商業會議所に請求して仲裁判斷を請ふか、又は更に法衛

に訴訟を提起するものもあり。

六　取引の時期

多數の品種なるを以て期節一定せず、四季間斷なく取引せらるゝものあり、又は其季節に限りあるものあり例へば夏期に需要ある商品に對しては前年末頃より商談開始せられ其年の初めに於て輸出せらるゝ等、海外需要地の趨向に從て輸出行はれつゝあり。

第二　輸入業者と引取商との間に行はるゝ取引上の習慣

一　賣買契約の要領

既に第一項の部に於て記載したる如く、商品の種類により多少の相違あるは勿論なるが、本項に於ては織物金物等の類に對し普通行はるゝものを摘載す。

1、物品の性質、形狀等の要點
2、賣買數量
3、價格
4、引渡期限
5、引渡場所又は積出期限
6、代金支拂方法
7、貨物入港の際海關稅の增減ありたる場合
8、貨物に對し不可抗力の事件發生の場合
9、苦情其他違約の時に於ける場合
10、其他隨時必要事項を加ふ

上記の要領を記載したる契約書二通を作成し、賣買雙方に於て一通宛保有し取引成立の證とす。

現在商品の取引せらるゝ場合は、上記の如き契約を用ゆることなきは勿論なり。

二　代金支拂時期

貨物引取と同時に代金支拂を以て通例となす（此間三四日位延引することと一般の習慣なり）、然れども特に約定あるものは三十日乃至六十日延の勘定となすことあり、此場合に於ては約束手形を發行するもの多く、又は單に信用貸借に止まるものあり、要するに是等は信用關係に依りて夫々差別あり。

三　貨物引渡場所及期限

稅關揚渡、本船渡、倉庫渡等の區別ありと雖も、最も多く行はるゝは稅關揚渡即ち通關後其場所に於て引渡すものとす、注文より引渡迄の期間は生產國に對する交通の遠近及物品の種類により一樣ならざるも、普通は契約後二箇月乃至六箇月位となす、火急を要する貨物に對しては、一箇月以內に於て引渡の契約をなすことあり。

四　賣方の受くる手數料

不詳

五　苦情の裁決

前記第一項輸出者と賣込商との間に行はるゝものと略々同事なり、而して事件解決の結果、輸入業者の引受けとなりたる損害に對し、事情に依りては更に本國出荷主に向て交涉をなし、損害の分擔を求むることあり。

六　取引の時季

物品の需要季節前に入荷し、市場に賣出し得る時機を見計ひ取引をなす。

第三　本邦直輸出入業者と海外各國商人との間に於ける取引習慣

一　賣買約定要領

直輸業者は每外取引先に對し、不斷敏活に見本及通信の交換を行ひ居ること勿論なるが、偶々雙方商談成立の曉は、豫め定め置ける條件に從ひ、船積の上貨物の發送をなす、而して條件の主なる點、左の如し、

1　賣買數量
2　價格
3　保險價格（インボイス面に對し割增の程度）
4　貨物引渡場所
5　積出期限
6　支拂方法
7　苦情發生の場合
8　其他隨時必要事項

二　代金支拂

海外に於ける輸入者の取引銀行は豫め信用狀を發行し居るが故に、輸出者は貨物船積と同時に船積證券を得之れを以て銀行より爲替金を受取ること普通の例なり然れども中流以下の輸出商は自己の信用を確實にする爲め銀行に相當の擔保を提供し置きて、輸出荷物に對

する爲替金を受領す、此場合銀行は荷物の總價額に對する全部（丸爲替と稱す）を支拂と雖も、場合に依りては總額に對し七掛乃至八掛の金額を拂ふことあり。

三　貨物引渡場所及期限

最も多く行はるゝものはC、I、Fと稱して、其荷物の到着したる港に於て引渡をなすものとす、又品種と事情によりてはF、Q、B、と稱し、其地の發送港にて引渡をなすものあり。

船積期限は商機に重大關係を有するを以て、斯業者の最も注意を要する點なりとす。

貨物發送期間は現品在合のものと更に製造を要するものとに依り、各々長短あるも大約三十日乃至六十日位とす。

四　手數料不詳

五　苦情の裁決

本件は賣買雙者に於て豫め協定し置くこと勿論なるが例へば船積遷引の爲め貨物延着し、爲めに商機を失するか、又は輸入商が受取りたる商品にして契約と相違

せるものありて、苦情の發生したる場合に於ては、荷受者は先づ其地の領事又は公團體に依賴して其證明を得るか、又は更に鑑定人の選定を受け、之れの鑑定に基て海外出荷者に向て交涉を遂ぐること普通の例なりとす、其他場合により法衙に訴訟を提起することあるも、斯の如きは殆んど稀有のことに屬す。

六　取引時季

品種によりて一定せず前段記載と同樣なり。

第四　賣込問屋と本邦工業者又商人間竝に引取者と本邦商人間に行はるゝ慣習

一　賣込商と本邦工業者及商人間の習慣

賣込商と工業者及商人との間は常に連絡を通じあるものなれば、其間消息自から明らかなるを以て、商品賣込契約成立の際は直に製品に著手するか、又は既製品を調ひ期日に至り、賣込商へ送附し來る貨物を輸出商に引渡しをなす、而して前段記載の如く、輸出商より代金の支拂を受けたる後に決算を行ふこと通例なるも、時に依りては賣込商は工業者に對し相當の前金渡しをなすことあり。

二　引取商と本邦商人間の習慣

引取商は輸入商と取引約定を結ぶと同時に、一方內地商人に對し夫々先物渡しの契約を行ふこと通例なりと雖も、敏活なる商業界は斯の如き緩漫なる常軌に據るを許さず、引取商は豫め思惑的見込を以て約定を行ひ現品到着の上時機を視て賣出すことあり、又は內商に賣約をなしたる後に至り相場の成行を窺ひ初めて輸入商に對し引取契約を取結び、其間相場の變動に乘じて損益を決することあり、如斯場合は危險の伴ふと同時に利益も隨て多大なるものあり。

以上兩者の間代金支拂方法は現金渡のことあるも、多くの場合は三十日乃至六十日間の延勘定なり、此際約束の手形を使用するもの多し。

參照の爲め輸出入に關する當業者間に於ける契約書雛形を掲くれば左の如し。

No.

通知書

一荷渡期日
一荷渡場所
一要　件

前記ノ通　賣付帳簿ニ記入仕候間此段御通知申上候也

明治四十　年　月　日

賣買契約證書

明治(何)年(何)月(何)日賣主 ト買主 戸神

市仲町百十八番ノ(何々)商會ト買主トノ間ニ下記ノ如シ締結スルコトヲ約セル契約ニ付キ賣買ス可キ物品ヲ左ノ通リ完納スル事ヲ約ス

契約番號第 號

QUANTITY. 數量	Contents of each Cace. 大箱一個中ノ數	DESCRIPTION. 品名	Sample No. 見本番號	PRICE. 替	Per. 毎	Discount 歩引	Time of Delivery. 引渡期限	REMARKS. 摘要

(1) 賣主は前記各契約品を各其定ひる期限内に遲滯無く買主の倉庫に完納す可きこと

(2) 前記契約品の品質色合量目寸法形狀數量材料意匠等は凡て買主より提出したる見本又は契約條項記載通りの品たる可きは勿論萬一見本と相違するか又は契約通りの品に非らざる時は買主は現品の引取を拒絶すると有る可し因て起る買主の損害は一切賣主に於て負擔す可きこと

(3) 前記契約品は凡て外部に鐵帶及機巻を施したる輸出に通する堅固なる大箱に包裝すること

(4) 前記大箱代及荷造費幷に買主の倉庫に至る迄の運賃其他諸雜費は賣主の負擔たる可きこと

(5) 買主は賣主が期限内に契約通りの品物を完納する時は引取を爲す可きこと

(6) 賣主又は買主に於て萬一此契約の條項に違反したるときは其賠償金として金 圓を違約者より他の一方に無異議支拂ふ可きこと

以上記載の條項各自承認の證として同文二通を製し各記名捺印の上其一通を所持するものなり

右賣渡主

右買受主

注意 此契約に納入したる物品に對する仕切書又は案内書には左の事項を記載すること
契約番 (何)號の內(箱番)(何)號

承諾書

拜啓左記ノ物品御注文申上候處卽チ

一、代價
本國積出或ハ到着
受渡場所
受渡期日
支拂方法

補則

一 不可抗力其他總テ賣主ノ責ニ歸スベカラザル事故ニ因ラズシテ生ジタル船舶ノ件其他一切ノ損害及物品ヲ當方指定ノ場所ニ於テ當方又ハ當方ノ荷扱人ニ引渡シ後ニ生ジタル損害ハ賣店一切其責ニ任ゼズ

二 受渡期間內ニ右物品ヲ引取ラザルトキハ之レニヨリテ生ズベキ金利、火災保險料、檢數料、人足賃等ハ當方ニ於テ負擔スベシ

三 若シ品質ニ關シ紛議生ズトモ其物品ノ別取ヲ拒ムコトヲ得ズ當方ヨリ選定シタル仲裁人ニ委シ若シ異見アルトキハ別ニ一人ノ裁決者ヲ選ミ其判定ヲ以テ最終ノモノトシ雙方之ニ服從スベキコト

四 物品到着以前又ハ着荷ニ際シテ請戻金ニ增減アリタルトキハ賣店其責ニ任ゼズシテ當方ノ負擔又ハ收益タルベシ

右當方ノ注文ニヨリ買附相整候趣正ニ承諾仕候也

明治 年 月 日

(何々)商會

本邦重要貿易港に於ける貿易業及其他關係者間の商慣習

No..... (裏)

Messrs.....& Co., ...190.

(address)

Dear Sir :—

I/We beg to inform you that I/We duly noted your having bought the following goods in fulfillment of my/our order :—

.....

.....

.....

.....

Price :
Shipment :
Arrival :
Delivery :
Payment :

Supplementary Clauses as follows :

1) You shall not be accountable for any claims for loss or damage caused by "force majeure" or through inadepts on board ship, or otherwise, so far as such claims are not attributable in any way to negligence or fault on your part ; nor for any subsequent claims after the goods have been delivered to me/us or my/our forwarding agent.

2) In case of delay in taking delivery of the goods within the stipulated time I/we bind myself/ourselves to pay Interest, Fire Insurance Premium, Storage, Cookie-Hire, etc. so caused.

3) In case of any dispute arisin : as to Quality, or any other differences of the goods, I/we shall not have the right to reject the goods, but both of us agree to leave the matter to arbitrators to be chosen by both of us, and if they disagree the decision is to be left to an umpire, which decision shall be final and binding on both of us.

4) Any subsequent alterations in Import Duty &/or Taxes of whatever kind, are to be for my/our account, that is, the difference between present and future charges, if any, to be my/our own profit or loss as the case may be.

第　號（表）

案內書

拜啓左記ノ物品御注文被成下難有拜承仕候卽チ

一

代價
本國積出
或ハ到着
受渡場所
受渡期日
支拂方法

補則

一　不可抗力其他總テ當店ノ怠慢及過失ニ因ラズシテ生ジタル船舶ノ件其他一切ノ損害及物品ヲ貴方御指定ノ場所ニ於テ貴方又ハ貴方ノ荷扱人ニ引渡シ後ニ生ジタル損害ハ當店一切其責ニ任ゼズ

二　受渡期間內ニ右物品御引取無之時ハ之ニヨリテ生ズベキ金利、火災保險料、藏敷料人足賃等ハ貴方ノ負擔タルベシ

三　若シ品質ニ關シ紛議生ズトモ其物品ノ引扱ヲ拒ムコトナク雙方ヨリ選定シタル仲裁人ニ委シ若シ異見アルトキハ別ニ一人ノ裁決者ヲ選ミ其判定ヲ最終ノモノトシ雙方之ニ服從スベキコト

四　物品到着以前又ハ着荷ニ際シテ諸稅金ニ增減アリタル節ハ當店其責ニ任ゼズシテ貴方ノ負擔又ハ收益タルベシ

五　何々商會ハ本書面ニ商業登記濟ノ當會社社員又ハ支配人手署シアラザレバ本書面ヲ有効ト見做サズ

右貴命ニヨリ買附相整ヒ候間此段御案內申上候也

明治　年　月　日

宿所　何々商會

殿

（裏）

……Co.,
……KOBE.

No.……　Kobe,……190

M……

Dear Sir:
We beg to confirm having bougnt the following goods, against your order:—

……

Price:
Shipment:
Arrival:
Delivery:
Payment:

Supplementary Clauses as follows:—

1) We shall not be accountable for any claims for loss or damage caused by "force majeure" or through incidents on board ship, or otherwise, so far as such claims are not attributable in any way to negligence or fault on our part; nor for any subsequent claims after the goods have been delivered to you or your forwarding agent.

2) In case of delay in taking delivery of the goods within the stipulated time you bind yourself/yourselves to pay Interest, Fire Insurance Premium, Storage, Coolie-Hire, etc. so caused.

3) In case of any dispute arising as to Quality, or any other differences of the goods, you shall not have the right to reject the goods, but both of us agree to leave the matter to arbitrators to be chosen by both of us, and if they disagree the decision is to be left to an umpire, which decision shall be final and binding on both of us.

4) Any subsequent alterations in Import Duty &/or Taxes of whatever kind, are to be for your account, that is the difference between present and future charges, if any, to be your own profit or loss as the cant may be.

5) Messrs.……Co. need not consider this document as valid, unless it is signed by a partner or *Shihainin* of the said partnership, who is registered in the Commercial Registration Book.

三大阪（大阪商業會議所調査）

第一　賣込問屋と輸出業者間に行はるゝ取引上の慣習

數年前迄は我邦に於ける商工業の外國貿易に關する智識淺く、從て商取引の方法に於て面倒視されたるものありしを以て、勢ひ賣込問屋なるものゝ必要起り、一般商工業者と外國商館との間に立ちて賣買の媒介を爲したりしが、日露戰爭以後全く此風を一變し、直取引の專ら行はるゝに至りたるを以て、今や賣込問屋なるものゝ微々として振はず、以前有力なりし賣込問屋は今は普通の商店となり、自己の計算を以て商工業者より商品を買入れ、之を外國商館に賣込み居るものゝ如し、加之近來更に進んで外國商館は直接製造業者より仕入をなさんとし、製造業者亦直接其製品を外國商館に賣込まんとする傾向あるを以て、勢ひ賣込問屋なるものゝ存在を認むるの餘地なきに至れり、唯居留支那人に對する取引には、今尙賣込問屋なるもの多少勢力あるものゝ如し、是れ支那人は習慣を重ずる故ならん。

左に從來專ら行はれたる賣込問屋と輸出業者に於ける取引上の慣習を揭ぐべし。

一　賣込問屋と輸出業者間に行はるゝ契約の要項

（イ）數量
（ロ）價格
（ハ）品質
（ニ）期限
（ホ）代價
（ヘ）苦情裁定方法

往々紛議を起すべき虞あるものは（ハ）品質の注文品は異なるものあること、（ニ）期限履行の不正確等なりとす。

二　代金支拂方法及決算時期

（イ）物品引換現金拂
（ロ）物品檢査濟現金拂
（ハ）物品本船積込後現金拂
（ニ）延拂

（ニ）の延拂は主として特種商品に行はれ、一般の輸出品に對しては（イ）（ロ）（ハ）の支拂方法專ら行はる、又（イ）は主として多額の商品取引に行はれ、（ロ）は品質不同にして檢査を要する商

品に行はる、(ハ)は(イ)及(ロ)に屬する商品と雖も輸出商の金融上取引銀行より荷爲替を行ひ支拂に充つ。

決算時期は大抵一口宛決濟するを以て、其時期と稱するものなきが如きも、往々雙方の便宜上內金の受渡をなし月末に清算をなすものあり。

三 商品受渡の場所及注文より現品納付迄の期間其他商品受渡に關する事項

(甲) 受渡の場所

(イ) 賣主の庭離

(ロ) 買主の倉庫渡

(ハ) 稅關又は本船々腹渡

(イ)は頗る確實にして大なる商品に行はれ、(ロ)は一般輸出品に弘く行はるゝ方法なり、(ハ)は確實にして特に容積の大なるもの、又は運搬費の商品代價に比し高額となるべき性質の商品に行はる。

(乙) 注文より現品納付迄の期間其の他の商品の受渡に關する事項

最初一定の品質、期限代價を定め注文をなし其期限に後れたる時は輸出商は品質の檢査をなし、合格する時は之を受取るべく、又一般に期限に先つて納付するものは買主に於て默認するも、期限に後るゝ時は破約、辨償金の要求、代金の直引となり、往々苦情を引起すことあり、殊に安價なる諸雜貨に到りては現品の品質見本品に劣り且つ納付期限確實に履行せられざる場合少しとせず。

四 賣込問屋が受くる手數料

阪神地方に於ては、前にも述べたる如く、製茶海產物等を除きては所謂賣込問屋なるもの漸次其跡を絕つに至り、大抵は輸出商と製造業者又は專業者との直接取引なり、而して今尙少數の賣込問屋の如きもの神戶にありと雖も、是等は寧ろ仲立人と稱する側のものにして、資力又信用共充分ならざるも、賣買兩者の便利上僅少なる手數料を受けて仲立をなせるもの、如し。

五 苦情の裁定

(イ) 物品の受渡を賣主の庭に於て又買主の倉庫に於て檢查を受け賣主の責任を終る場合、

(ロ) 物品の海外仕向地に到着し無事受渡を了して賣主の責任を終る場合、

前記二種により苦情裁定の方法を異にするものなり、卽ち

(イ) は內地に於て賣買兩者の立會檢查をなすを以て別に說明を要せざるも、

(ロ) に至りては其裁定方法は往々賣買兩者間に紛議を起すことあり、而して弘く行はるの裁定方法は海外駐在日本領事、仕向地の商業會議所、商品に經驗を有する兩名以上の紳士等に其裁斷を乞ひ以て解決の方法となす、

而して此裁決方法により決定されたるものは賣買兩者共服從する義務あるは一般に認めらるゝ所なるが如し。

六 取引の時期

各商品により海外の仕向地別により、需要地の氣候風土の關係等により、其時期を異にすべきも之を大別すれば、

(イ) 天產物及其種類に屬すべき商品

主として秋及冬期に取引多し、又物品により一年を通じて取引の行はるゝもの、假令ば樟腦、薄荷、魚油の如きものあり。

(ロ) 綿メリヤス類の積出時期は五月より十一月迄とす。

(ハ) 綿布類　同上。

(ニ) 寒冷は年中取引あるも、八月より翌年三月迄を以て取引時期とす。

(ホ) 燐寸は年中とす。

(ヘ) 其他の雜貨は年中取引あれども、下半季に多きを例とす。

第二 輸入業者と引取商との間に行はるゝ取引上の慣習

我商工業者の外國貿易に關する智識の尙幼稚なりし時代に於ては、引取商なるものありて大なる勢力を有し、居留地外國商館と我一般商工業者間に於ける商取引の仲介をなしたりしが、近時我が貿易商に於て直取引をなすの傾向益々盛になり、引取商なるも漸次衰頹し、復た昔時の狀態を在せざるに至れり、今從來廣く行はれたる慣習を調査したるに左の如し。

一 引取商と輸入業者間に行はるゝ契約の要項

元來引取商なるものは俗に「トンビ」と稱へ、身分資產共に

なき者多かりしを以て、彼等と輸入業者との間には何等の契約事項なく、唯商館番頭との間に手數料分配の約束ありたるものゝ如し。

二　代金支拂方法及決算の時期

代金支拂に關しては、引取高は何等重要なる關係を有せず、只其受くる手數料の範圍に於て關係を有したるに過ぎず、故に商品代金は買主より引取高に手渡さず、引取商と同行して商館番頭に支拂ひたるなり、而して其時期は貨物引取前に之を爲すを通則とす、左れど往々引取商が保證の位置に立ち外國商館に貨物引渡をなしたる後、代金の支拂を受くることあり、或は取扱運送店に於て引取貨物代金に相當する支拂小切手を商館に交附し置き買主の店舗に着荷したる上、買主より該立替金を受領し、其取引銀行に預入れて振出小切手の支拂に充つるものあり、而して此慣習を洋反物取引に最も多く行はれ、往々運送店は數千圓の立替をなすことあり。

決算時期は一定せざるも、取引頻繁なる商館と買主との間にありては不斷、內金拂を爲し時々決算をなせるもの〻如し。

三　商品受渡の場所及注文より現品納付迄の期間其の他商品受渡に關する事項

買主が外國商館に於て貨物輸入の約定をなさんとせば、先づ引取商を介し商館番頭を經て契約締結せるが如し、而して貨物の到着したる時は引取商は注文者に代り商館より之を引取り運送店に托して買主の店舗に配達せしむる等一切の手數をなしたり、又引取商の中相當の資產を有するものは純然たる仲介の位置に立ち注文者よりの注文を取纏め自己の名義にて商館と約定をなしたるものあり、而して此場合に於ても其契約の要項は一々注文者に示し其承認を得たるものなり。

而して貨物受渡の場所は

(イ)　神戸波止場
(ロ)　商館倉庫內
(ハ)　大阪濱渡し
(ニ)　買主の店渡し

等なり、而して最初は貨物の受渡は到着港の波止場に限りたりしが、其後引取には六十日間の猶豫を存することゝなり、此期間に於て代金を支拂ひ隨時貨物を引取たりしが、近時買主の勢力加はるに隨ひ大阪濱渡となり、更に買主の店渡となり、是れが爲め代金の支拂にも大なる影響を及ぼし維新前後にありては現金は首に懸け或は馬背によりて持ち行きたることもありしが、現今に於ては波止場渡現金拂の約定と雖も、貨物受渡後一週間內に外國商館より買主の店舗に至り代金の受渡をなすを普通とするに至れり。

注文より現品納付迄の期日は、從來特別に受渡期限を契約せざる限りは電信の注文は注文の日より五ヶ月、手紙の注文は同六ヶ月內に受渡をなすの普通としたりしが、近時航海日數の短縮せられたると郵便電信の早着、殊に歐洲に對する西伯利亞便を以て郵便の送達をなすを以て、約一箇月間貨物納付の期限を短縮したり。

尙現品の受渡に關しては從來檢査をなしたる後行ひたりしが、近時商標貼附及製造所の指令等により賣買兩者間に確實に協定せらるゝを以て、貨物受渡前に現品を檢査することは頗る稀にして、引取後十日以內に貨物實見の結果を申出

四　引取商の受くる手數料

從來は紙類は一步、金物其他は二厘五毛なりしも、現今は一般に二厘五毛を以て最高額となす。

五　苦情の裁定

昔時純然たる引取商存在の時代にありては、苦情の起りたる際は引取商之を引受け解決したるが如し、近時は原產地國に駐在せる本邦領事に依賴し、其國人より相當の鑑定人を選み、其鑑定報告により裁斷するものあり、されど買主は此方法に滿足せざる場合多く、最近に至り受渡地に於ける商業會議所の鑑定により最後の處斷をなすに至れり。

六　取引の時期

商品により異なれども、之を大別して夏物冬物の兩期に分ち、夏物は冬期に、冬物は夏期に輸入せらる、されど概して夏期は閑散なり。

第三　本邦直輸出入者と海外各地の外國商人間に行はるゝ取引上の慣習

一 契約の要項

(イ) 地理上の地域を定め互に其區内に於ける他商人と取引せざるを約するもの

(ロ) 隨時契約の要項を定むるもの、

二 代金支拂方法及決算の時期

(イ) 信用狀の發送

(ロ) 荷爲替の取組

荷爲替にありては一覽拂、一覽後一ヶ月拂、同二ヶ月拂、同三ヶ月拂、同四ヶ月拂最も多く行はれ、稀には一覽後六ヶ月拂のものあり、而して別に決算時期の如きものなし。

三 商品受渡の場所等

(イ) 神戸又は大阪港渡

(ロ) 海外各地渡(主として輸出品に)

注文より現品納付迄の期間に就ては別に記すべきものなし

四 手數料

一定せずと雖も、競爭に至る場合は千分の二五、乃至千分の五、にて甘んずべく、又無競爭のものは百分の五を取るものあり。

居留地外國商館は餘り薄利のものは商談に應せざるも、本邦直輸業者は薄利の取扱を意とせざるもの、如し。

五 苦情の裁定及**六** 取引の時期 に關しては前書にある處と異なることなし

第四 賣込問屋と本邦工業者及商人間並に引取商の本邦商人との間に行はるゝ慣習

一 貨物の受渡に就て

(イ) 受渡の際檢査をなし不合格品の排除をなすものあり

(ロ) 契約によりて貨物に關する責任は最後に至る造製造家の負擔とし、受渡の際別段の檢査をなさざるものあり。

二 苦情の裁定

何等定まりたる裁定方法なく、凡て示談によりて決せらるるが如し、時に或は賣買兩者間に意見の一致を缺きたる場合に於ては、互に相知れる相應の資格あるものに之が裁定を一任することあり。

又海外に於て起りたる場合に於ては、其地所在の商業會議所に屬し、是れが裁定を依頼することあり。

三 其他別に特記すべき慣習なし。

四 函 館 (函館商業會議所調査)

第一 賣込問屋と輸出業者間に行はるる取引上の慣習

一 契約の要項

賣込問屋より支那商人に賣込まるゝ海産物は現品一覽の上別に證書等の交換を爲さず商品引渡拂の契約を以て賣買せらる。

二 代金支拂方法

代金は商品引渡後直に支拂はるゝを普通とするも、偶には兩三日延期せらるゝことあり。

三 受渡場所及期間

商品は賣買當時現存する倉庫に於て引渡すも、少額の品は買受人指定の個所に運搬して引渡すことあり。

四 問屋手數料

手數料は普通賣買價格の二分五厘の割にして場合によりては其幾分を荷主に割戻を爲すことあり。

五 苦情の裁定

別に差したる苦情なく、概して當事世間に於て解決せらる。

六 取引時期

商品は出廻時機同一ならざるも、品物の出廻り次第夫々取引せらる。

第二 輸入業者と引取商との間に行はるゝ取引上の慣習

麥粉石油の類は當港本船渡にして、代金は普通着荷拂なるも擔保を提供しある場合の如きは、着荷後六十日を限り、支拂延期せらる、又手數料は概して二分位なり。

第三 本邦直輸入業者と海外各地の外國商人間に行はるゝ取引上の慣習

英國より鐵物及工業品類を着荷拂として、本邦在外商人を介して輸入するものあり、其手數料は二分五厘前後にして注文後三ヶ月目位にして、着荷するを以て毎年十一月頃に於て見越注文を發し運送中の危險は賣主に屬す。

又露領沿海洲より海産物の輸入あるも、這は生魚を本邦漁業家に於て購入の上加工し輸入するものにして該當するものなし。

第四 賣込問屋と本邦工業者及商人間並引取と本邦商人と

の間に行はるゝ慣習

本項に就ては別に見るべきものなく、又引取商と本邦商人間に於ては同地産普通商品と同樣にして、別に異なりたる慣習を認めず。

五　長　崎（長崎商業會議所調査）

第一　賣込問屋と輸出業者間に行はるゝ取引上の慣習

一　賣込問屋と輸出者間に行はるゝ契約

凡て口頭を以て契約を締結す、初め賣込問屋の委托せられたる貨物は自由に輸出業者の點檢に任せ、爰に双方駈引の上直組を爲し、之を決定し後日引渡すべき數量及價格を各其帳簿に記入するに止まる。

二　代金の支拂方法及決算の時期

貨物の引渡終れば勘定書を輸出業者に示し、代金の支拂を受くるものにして、其支拂は現金拂を原則とするも、三日目、一週目、十日目、二週目、遲くとも二十日を過ぐる事稀なり、尤も時として一二ヶ月後に代金の仕拂をなし、又は通帳を用ふることなきにあらざるも、資本薄弱なる輸出業者よりは必ず即時拂をなさしむ。

三　商品受渡の場所及注文より現品納付迄の期間其他商品受渡に關する事項

貨物代價の協定を終れば、問屋は仲仕をして貨物を輸出商館に持ち込ましめ引渡を了す、現品納付迄の期間は一定せず、契約當日に引渡す場合も少らず、又貨物によりては契約を締結する際總價格の二三割乃至五割以上の手附金を受取り貨物の交付をなす事あり。

四　賣込問屋の受くる手數料

普通三分なれども、海産物の取引に於ては却て賣込問屋より輸出業者（商商）へ百圓に付拾錢の手數料を出すの異例ありとす。

五　苦情の裁定

賣込問屋の提供する貨物が見本と相違せざる以上は苦情を生ずることなく、凡て現品の inspection を了へて後契約を結ぶものなれば、苦情の起る場合少し、稀に有るも双方立會の上裁定をなし、別に裁定の機關有ることなし。

六　取引の時期

貨物により自ら一定せず、例ば海産物の取引は夏季（六月より八月迄）最も盛なるが如し。

第二　輸入業者と引取商との間に行はるゝ取引上の慣習

輸入業者と引商商との間に行はるゝ契約も、口頭若は書面を以て締結す、本港に於ては清商及三井物産會社の輸入に係る貨物を保稅倉庫及自由倉庫に藏置中若は輸入船舶航行の途中に於て引取の契約を結ぶこと多し、此場合には輸入手續一切は凡て引取商に於て行ふものとす、代金は其都度支拂ふこと多く、定期決算を行ふことなし。

第三　本邦直輸出入業者と海外各地の外國商人間に行はるゝ取引上の慣習

本港に於ける輸入業者にして、直接海外各地の外國商人と取引するもの極めて少く、多くは在外本邦人及三井物産會社支店其他の本邦商館と取引をなし、或は此に委托すること多し、直接商人と取引をなす場合は双方の信用不明なる爲、代金支拂方法は凡て荷爲替組手形其他信用狀により支拂等確實なる方法を採るものにして、露領方面は露清銀行より清國、米國其他は正金銀行に爲替取組をなし、定期に決算をなすことゝなし。

第四　賣込問屋は本邦工業者及商人間並に引取商と本邦商人との間に行はるゝ慣習

荷主（工業者及商人）が、其貨物販賣を委託するに方つては問屋の信用如何により或る指値を申送ることなく、販賣の時機價格等の如き亦全く問屋に一任することあり、或は指値をなし一定の制限を附するのみならず、時としては荷主自ら上乘りをなし問屋の相談を受くることあり、其他時としては問屋に於て輸出業者と商談し、電文にて代金を通知し荷主の指揮を待つ等慣例區々たり、荷主が問屋に仕拂ふべき諸掛は手數料、電報料等にして、此他時として倉敷料利息を支拂ふことあり、荷主其貨物に對し爲替を附することと附せざることあり、而して問屋の引受くる爲替金額は貨物の時價全額の七掛を定規とするも實際は八掛を以て例とし、若し荷主の信用厚き時は時價全額の引受をなすことなきに非ず、然し貨物に故障あるときは荷主の信用如何により爲替金の仕拂を拒むことあり、委託貨物の販賣を了したるときは代價を計算し、爲替金及諸掛を控除し賣上勘定

書を添へ手取金を荷主に送付す、若し其賣上代金にして爲替全額に滿たざるときは問屋は直ちに其不足額を請求することあり。

引取商と本邦商人間の取引は現金取引を原則とするも、往々延同樣代金の仕拂ひ數日若は一ヶ月二ヶ月の猶豫を見ることあり、又平素信用ある商人に對しては半歲以上に亘る延取引をなすことあり。

書を添へ手取金を荷主に送付す、若し其實上代金にして爲替金額に滿たざるときは問屋は直ちに其不足額を請求することあり。

引取商と本邦商人間の取引は現金取引を原則とするも、往々延同樣代金の仕拂ひ數日若は一ヶ月二ヶ月の猶豫を見ることあり、又平素信用ある商人に對しては半歲以上に亘る延取引をなすことあり。

輸出商品の製作上注意すべき
海外の風習及好尚

一牛　莊

従來清國向として本邦より輸入する雜貨の大部分は、概して價格の低廉を主とし、意匠製作等に至りては甚しく意を用ひざるやの感あり、之れ清國人は一般に生活の程度低く且つ節儉を貴ぶものなりとの想像より生じたる結果なるが如しと雖、清人實際の生活は決して從來邦人の思惟せしが如くに低度のものにあらずして、其購買力其觀察眼共に豫想外に高尚なるものあり、蓋し清人の節儉を貴ぶは顯著なる事實なるも、其一物品を購買せんとするときは、仔細に其實用の如何を研究して果して堅牢便利なりと認むる時は價格の如きは敢て意に介せざるが如し、且つ清人家居の風は本邦人の室内に端座するものと同一ならずして、食事、應酬、座臥凡て椅子「テーブル」を用ふるものなれば、諸種の器物裝飾品も亦之に準じて製作するを要す、例之食器、裝飾品の如き卓上より墜落するとも容易に破損せざるもの

に非れば、清人の實用に適せざるなり、故に本邦製作品の如きも漸次改良を加へて、清國向のものは特別に堅牢と耐久を旨とし、且つ其價格も歐米品と大差なからしめんか、現今の需要をして更に數倍せしむること左迄難事に非ざる可し。

構造　極端なる實利主義を可とし、一種の物品にして數種の用途に供し得るものを喜ぶ、例之齒磨罐入の裡面に寫眞若は鏡を付せる齒磨楊子に舌こきを付屬せる如き是なり、又石鹸の如きも可成堅製にして冷水には容易に溶解せざる者を喜ぶ、貴重品の外箱及其他の箱入物は凡て切組み若は釘付を可とす、糊付は剝落し易しとて嫌忌すること甚しく時計の龍頭巻よりも鍵巻を好むが如きは畢竟堅牢を主とするが爲なり、故に漆器類、寄子細工等は容易に縁の脫落せざるを要す、一般の陶磁器は厚手にして火力の充分なるを好とす、清人は平常冷水を飲用に供することなく、必ず煮沸する風習なる故火力不充分のものは熱度に耐へざる虞あり、又絲底の成るべく大なるを適當とす、卓上に並列して据り好く墜落の恐れ少なけれ

ばなり、外箱及外裝は極めて美麗且つ丁寧にして室内裝飾となるなり、又外箱外裝其ものを別途の用に供し得る樣製作するを可とす、清人間に好評ある置時計を見るに大概硝子箱内にあり、其外箱の花模樣金線等凡て裝飾的に出來居るもの多し、又極めて新奇を好む風あり、繪模樣の浮き出し又は透し模樣、寫眞若は花模樣燒付の硝子製物品等は其嗜好する所なり、但新奇のものは不耐久不堅牢なりとの念に驅られ需要多からず、故に新奇なる物品は必ず清人をして一見其堅固なるを認め安意購買せしむる程度に製作するを要す、箱類は可成蓋の「ピッタリ」と合するものを好むが如し、齒磨、石鹸、香水等一般の放香物は香氣極めて高く寧ろ激烈に近きものを宜しとす清國の如く居家出門共に汚穢なる地に在りては激烈なる香氣にあらざれば四邊の臭氣を一掃して爽快を感じ難ければなり、又現今鐵葉の外面に琺瑯質を引きあるものにて各種の物品を製作し輸入するものあり、堅牢耐久の點より需用非常に多し、洗面盆、石鹸入等は此等の製品なり。

形體　形體に付ては別に顯著なる嗜好なし、只圓圓不缺の意よりして正方形三角形の如き銳角を忌み、圓形惰圓形を好む。

摸樣　清人の嗜好する模樣は、大略左の如し。

鶴	鷹	鳩(紅色)	孔雀	燕	
錦鷄	鳳凰	鴛鴦	鵲	蝙蝠	
蜂	蝶	鹿	馬	美人	
文昌星	駱駝	獅子	象	虎	
飛龍	豹	羊	雙	山水	
兩仙人	双童壽星	鴛鴦花	水仙花		
梨花	桂花	蘭	菊	梅	
竹	薔薇	松柏	茉莉花	牡丹	
唐草	氷文雲	雙喜	桃		
福喜壽	同クズシ	嘉	貴	萬	

祿　(福喜壽以下皆漢字其儘の字形)雷紋

如意　萬不斷　鯉魚　金魚　雙魚

魚鱗　狗牙兒　(▲山を繋ぎたる形)銅錢の形

方色兒　(井桁の入組みたるもの)

其厭忌するものは

兎	蟹	狗	猿
鬼	龜		

配色　清人は優美高尚をるものよりも、寧ろ濃厚華麗を好むが故に、我國に於て派手とせらるゝ數種の色彩を配合して光彩燦然一見目を驚かす的のもの一般の嗜好に投するものゝ如し、絹織物、綿布、手巾類は色彩表裏共鮮明にして光澤あり、且つ染料の良好にして屢次洗濯するも褪色せざるを良しとす

深紅	一深綠	純白	淺黃	茶褐色	
黃綠色	桃色	薄桃色	葡萄鼠	鶯茶	
水色	銀白色	黃色	深藍色	紫色	
薄鼠色					

以上は用途最も廣きものとす、但白色のものは可成光澤若くは模樣あるを好とす、綿布類は十中八九淺黃を用ふ。

凡て諸種の器物には一般人士に分り易き樣、漢文若は俗語にて効能書及び説明を附するを可とす、清人は目に文字あるもの甚だ少きを以て、可成は俗語にて朱字を用ひたる説明書を附する方得策ならん、又商品の名稱も大に需要に影響するものなれば注意するの値あり、清人が本邦製の賣藥實丹、清心丹を喜ぶが如き其一斑を推知す可きなり、元來清人は極めて迷信に富めるを以て萬事に吉祥なる文字を用ふるの風なれば、之に準じて名稱を選擇するの必要あるは勿論なり、米色と稱する薄濁色は凡て使用せざるを可とす、清人の死亡を通知する時に限り此種の色を用ふるものなればなり、又物品在中の箇數又は本數を外箱上に明記しあるを喜ぶの風あり、其他紙煙草の重さを量り尺寸の本數を數へ殘物の量目を云々する如き已に世人の知れる所なればの又贅述せず。

二　重　慶

構造　器物の構造に關する清國人の觀念は、便不便は深く問ふ所にあらずして、一に頑丈堅固のものを好むの風あり、其然る所以は幾分經濟的意味を含むべしと雖、重なる原因は彼等の性質に於て然らしむるものゝ如し、蓋し一般清人の思想は粗大にして手指亦概して敏捷ならざ

るが故に、細密なる構造の器物は彼等の使用に適せざればなり、其裝飾に付ても前述の理由よりして壯大と頑強とを喜ぶの風あり、當國に於ける日常用器を見るに、大なる置戸棚衣櫃の類より小は鏡臺、櫛箱各種の手箱等に至るまで、其構造の頑丈堅固にして且つ之に用ひられたる金具の壯大繁雜なることは驚くべき程なり、實に如斯ならざれば彼等の注目を惹き又滿足を與ふるに至らざるなり。

形體　器物の形體に付ては、特殊の忌避又は特殊の嗜好あるを見ず、彼等が日常使用する器物に就て論評せば、意匠を加へず研究を爲さず、只從來の形式に照して方圓長短隨意に製作せられたるものに過ぎず。

圖樣　圖樣に付ては特殊の忌避及特殊の嗜好あること已に例證に示されたるが如し、龜は俗に忘八と稱し仁義禮智忠信孝悌を忘却せる痴人を意味するよりして之を忌避し、鬼は惡魔不吉を意味するよりして之を忌避するは人の知る所なり、尙素足を顯はせる婦人畫は當國人の觀念に於ては春畫を意味するか故に宜しく注意すべし、又大黑は本邦にては目出度き畫なれども清國にて大黑の二字は暗黑不明を意味し忌避する所なり、（但清國に大黑の圖なし）又例證に示されたる龍は當國の織物其他に於て最も用ひらるゝ圖樣なれども、原來龍は帝國の徽章なるが故に、臣間圖樣には必ず龍の爪を殘し四爪と爲すの習慣あり、其他花卉鳥魚昆蟲の類にして圖樣とし格恰好きもの見場の好きものは皆用ひざるなけれども、就中竹葉、牡丹、蝴蝶、蝙蝠の如きは最も多く見る所なり、竹葉、牡丹、蝴蝶は只其格恰好きよりして見場好きよりして用ひらるゝに過ぎざるべきも、蝙蝠は蝠の字福の字と同音なるが故に歡迎せらるゝものとす、元來當國の圖樣には團花と散花との別あり、散花とは散布せる模樣を言ひ團花とは團欒せる模樣を言ふ、近年團花の模樣衰へ散花の模樣流行し、且つ散花の模樣の大なるもの益々流行すると言ふ、當國に福祿壽と言へる圖あり、一般祝賀に用ひらるゝものにして本邦に於ける鶴の畫に同じ、福は眉目圓滿の人物を描きて幸福を顯し、祿は高位戴冠の人物を描きて官祿を顯はし、壽は白髯長老の人物を描きて長壽を顯はしたるものなり、此圖樣を京都の天鵞絨織物に用ひなば必ず清國人の嗜好に適するならん、又同織物には松に鶴及松に鹿等も好しかるべし。

配色　配色に付ての清國人の觀念は、最も幼稚にして、彼等は高尙を解せず、優美を解せず、只濃厚なるもの光澤あるもの即ち心目に映じ易きものを好むに似たり、故に紅、黃、黑、白何色にても濃厚にして光澤さへあらば歡迎せらるゝが如し、尤も當國一般の習慣に於ては、紅色は慶事を意味し、白色は不祥を意味するが故に、紅色は最も多方面に歡迎せられ、白色は單獨にて使用することは忌避するの習慣なり。

其他販售に關係ある風俗習慣　當國には奇數を忌み、偶數を貴ぶの習慣あり、就中置物掛物の類若は都ての禮物の如き苟くも裝飾の意味を有するものに就ては、已むを得ざるものを除くの外は、必ず偶數ならざるが如し、清國輸出品製造者の注意すべき點なり。

又當國は到る處木材に乏しく、且つ當國は木工の幼稚なるよりして、本邦製手箱類の如きは彼等の歡迎する所なるが故に定量ある商品の容器、例之紙捲煙草のボール箱等の如き他の用器も供し得らるゝ樣、幾分の裝飾と意匠とを加へたる木製の箱となすは販路を擴張するの一策ならんか。

三　福州

構造　由來清國人の日常使用する器物の構造は、古來の意匠を襲用し改良を試むること甚だ少なく、其技術の如きも頗る幼稚なり、例之陶器類の如き「イピッ」なるも敢て怪まず、土瓶は茶の出方惡しく其製作は不細工にして見るに足るもの少なし、如斯外觀は美ならざるも其構造に至りては本邦品に比し遙に堅牢なるもの多し、是れ全く清國人が專ら實利を尙ぶに因るなるべし、されば若し器物の意匠に多少の注意を用ひ、主として構造堅牢なるものを製するに於ては清國人の嗜好に適すること必然なる可きか、今當港へ輸入する品物に就て見るに、琺瑯製模樣付洗面器並に小皿類の如きは此條件に適ふものにして、近來は殆と此種の製品が凡ての陶器に代用せられつ

つある狀況なり、而して日常使用する器物に就て其構造を見るに、食器の如きは一家數人一卓を圍み一器の食物に對し數人同時に箸を下すの習慣なるが故に、多く盞なきものを使用し居るが如く、其他小箱類には錠前付なるを喜ぶが如し、種類に依りては蝶番のものなど輕便にして面白からん、然るに本邦より輸入する精級の點に於ては清國人の嗜好に適せざるに非らざるも、構造堅牢ならざる爲め長く其聲價を持續すること能はず、是れ全く從來清國貿易が本邦に在住する支那人の手に壟斷せられしより自然商品の價格を法外に値切られたる結果、粗製品を製出したるより出たる弊竇なるべきも、將來之が聲價を恢復せんには其構造に於て精巧を求むるよりも、寧ろ堅牢を主とし耐久性を有せしむる方必要ならん。

形體　形體に就ては清國人の嗜好ずる特殊の形體あることは未だ聞知せざれども、意匠の方面に於て幼稚なる國民の常として概して言はゞ單純にして整齊を得たる形式を喜び、不規則にして複雜なる形式を好まざるが如し、而して小置時計にありては花形、塔形に摸したるもの、皿菓子鉢の類にては花形木の葉などになりたるもの、近來輸入せられて清國人の嗜好に適ひ居るが如し、但し餘りに長方形なるものは棺形に似るが故に之を好まざるべし。

圖樣　圖樣に就ては近來已に本邦人の研究を經し處にして、新聞雜誌等に記載せられ居るもの其概要を盡せり、猿、桃などは延年の標にして、蝙蝠は福、鹿は祿を示すものとして之を喜ぶ如く、鬼、龜、鳥、蛇、蛙、狐、狸、鼠、豚、妖怪の類を甚しく厭嫌す、而して清國人は古を尚ぶの風あるが故に、其歷史上の事跡の如き圖樣として最も適せるものなるべく、例之李白瀧を見るの圖を描きては瀧に配するに蝙蝠を以てし、虎溪の三笑を描きては卓上に桃を盛るなどは最も妙ならんか、其他清國史料の本邦書題に上り居るものは皆圖樣となすに適すべし、模樣に付ては清國古代の貨幣、若は鏡、鼎、鈴、刀劍等の器物の圖樣を研究し、之を用ひなば支那人の嗜好に投するならん、之に反し清國人は所謂中華自尊の民にして外國の風俗歷史等には更に趣味を有せざるが故に、歐米向輸出品に附するが如き本邦歷史上の人物若は風俗畫等は當地方人などには寧ろ奇怪の感を起さしむるに過ぎず、之を用ひざるを可とす。

配色　凡て物の彩色に就ては清國人は白若は黑を忌み、金色、紅色其他最派手にして光澤あるものを好む、而して色彩に關しては清國の家屋の構造に付て最も注意を要するものにして、其室は一般に薄暗きが故に、餘り濃厚なる色彩は引立たず、彼等が着用する絹織物の染色の如きに就て見るに、低き光度に於て美しく見ゆる淡色のもの多し、近來外國製に係る菓子鉢花瓶等にて彩色を有する硝子器の賣行善きは其色彩の美麗なるに依るものにして、婦人の耳飾り、簪の類に多く所謂「ビードロ」製のものを喜ぶは其光澤の麗しきに因るなり。

近來獨逸製と稱する陶器花瓶、皿等にして清國產藍染付物に擬し之に赤色等を配色したるもの見本として輸入せられたるを見しが、支那製品に比し遙に精緻美麗にして且頗る光澤に富めるを以て、此等は當地人の嗜好に適すべく、若し此種の配色を有する日常品にして、價格比較的低廉ならば大に販路を得るならん、然るに本邦銅製品の如き低價は則ち低價なるも、外見頗る見苦しく到底此獨逸品に比肩し難し。

以上は構造形體圖樣配色等の商品に對する當地方の嗜好の概要なり、而して數に對する清國人の考は奇數を忌み偶數を喜ぶものにして、日常贈答の禮の如き可成偶數を爲したる對、若は四個六個の物品にして、必ず偶數の種類なるを要す、而して二百五、三百六の數は特に當地方の習慣に於て一種他人を嘲弄するの語に用ひらるゝが故に斯る數は基督敎國民に對する十三と均しく避くるを宜しとす、尙此以外に注意すべきは、本邦製品は兎角品質粗惡にして構造堅牢ならずとの評あるを以て、單に本邦製品と言ふ時は其品質の粗惡を聯想して賣行宜しからざる傾向あること之なり、之を恢復することは到底短日月の能くする所にあらざるべきにより、一時の便法として製造者產地等を正確なる英語を以て製品に記入するが如きは或る一策なるべきか、但し橫文を記入したりとて其品質の改良を計るにあらざれば、何等の效驗なきは勿論

なるを以て、品質の改良に特別の注意をなし、我商工業者に於て互に相戒めて粗製濫造の弊を矯正するの策を講ずること何よりも必要なり、斯く言へば品質の改良に對し特種の注意だになさば、敢て横文字などを我製品に記入するの必要なきにあらずやとの說をなす者あらんかなれども、當地に於ける本邦品取扱者の經驗談によれば、横文字を記入する方實際上賣行宜しく、且賣捌上便宜多しとのことなれば、一時の便法として此方法を行ふ方可なるべし。

右の外注意すべきは反物等の價格を低廉ならしめんが爲め包紙を省略し、若は丈を短くするが如きは最も避くべきことにして、同品質のものにても包紙なきときは其不良なるかを疑はしめ、丈の短きときは一定の衣服を裁ち得難きに至り、却て販路を沮害せしむるに至るべし、然るに獨逸より輸入する綿繻子の如きを見るに、其丈、幅及び染色は蘇抗産の綢緞を參酌して之に擬し、其光澤の如き一段の工夫を加へたるものにして、其價格も低廉なるが故に當地方人の嗜好に適ひ居るが如し、要するに本邦人の近來漸く知悉せしが如く清國人は決して値段安きものゝみを喜ぶに非ず、其嗜好に適せしむるの途は特に掛け離れたる意匠を採るにも非ず、又清國從來の意匠を其儘襲用するにも非ずして、種々の事態を參酌商量し相當の工夫と改良とを試み、製品構造の美と共に堅牢耐久の性を付するに勉むるに在り。

四　厦　門

構造　器物の構造は其種類によりて同じからず、例へば木製の器具の如きは冠せ、蓋よりも蝶番のものを尚び、就中左右に開き得べき開き戸（双開戸）のものを慣用す即ち衣裳箱、鏡臺等皆此式なり、而して其外面に特に錠前を付して締置くの仕掛けを要す、内容の抽戸には内鍵の多くあるほど安全なりとして喜べり、日本にて普通使用する如き倹飩戸の類は外箱の外は寧ろ絶無の姿なり、簡單なる器具にして椅子、卓子、抗机、阿片盆の類の如き稍や高尚に屬するものは中央に木石の箝め細工するを尚ぶ、否らざれば總體に渉り表具を併入す、即ち箝嵌の材料には石は大理石、木は花紋樹（花櫚木なり）其他の香木等とす、食器類は陶器、錫器の別なく蓋附きを要す、蓋ー食物の溫度を保たん爲めなり、或は又二重底となし下層に熱湯を盛り置くの仕掛けも鮮しとせず、總じて外觀の美よりも物質の堅實なるを要す。

形體　總て方形を嗜好し正方形、長方形兩ながら多く使用さる、古來の習慣としては何れの圓形何れの角形とも需要ある罕なり、普通一般に用ひらるゝ所の鏡の如きも圓形は古に屬し、目下は圓形竝隋圓形を採らずして長方形を取れり、但し皿鉢類の圓形若は六、八角形、衣紋の丸龍等は除外例とす、想ふに別意味あるにあらず、方形の製造し易く隨て工銀の低廉にして又實際上他に比し永く使用に堪ゆるあるを以てならん。

圖樣　圖樣は概して吉兆、安佚、幸福、佚祿、壽老等日本の俚俗延喜を尚ぶと同風にして更に甚しきものあり、例へば花の類に於ては牡丹は花の富貴なるものに因み、蓮は花の君子なるものに因みて賞美せり、蓮花は日本にては佛に因むとて或は厭惡するものあるも、支那は然らず、夏季大家は庭前に蓮花を盆栽して裝飾となす、是れ其一例なり、其他は歲寒の三友たる梅、蘭、菊、水仙、竹又は椿壽八千に因める椿、海棠、桃、紫薇花等皆嗜好あり、但薔薇は刺子ありとて嫌忌するもの勘なからず、動物にては鹿は祿と、蝙蝠は福と猿猴は侯と同音なるを以て大に之れを喜び、龍、虎、麒麟、鳳凰、孔雀、鶴、金鷄、金魚竝に登龍門なる鯉魚の類之に亞ぐ、世間龍は清廷の記章なるを以て之を憚る樣信せらるゝも、幷は一を知つて二を知らざるの誤解に屬す、何となれば龍は騰上の意味を以て一般に嗜好せらるればなり、但五爪の龍（五指あるものを云ふ）は官章なるを以て庶民の陽に之れを避くること、譬へば日本の十六葉の菊に於けるが如くなれ共、無論菊章に於けるが如き嚴なるものにあらず、陶器、銅器、漆器若は織物即ち金襴緞子等に標織せらるる五爪の龍は官民擧て之れを官窯官造云々と稱し頗る之れを得るを欲す、其精工たりとの故を以てなり、而して之れを裝飾に之れを實用に比々皆相供せり、一言にして之れを蔽へば五爪は官廷の外現に個人の之れを製造する

を許さずと云ふにあり（規定の當時は無論之を使用するを禁ぜられたり）四爪は親王の記章とし三爪は普通に屬す、故に三爪は如何なる場合如何なる人民も一般に之を使用し得べし、視よ江西の陶器福州の漆器或は各種の織物上多くは九龍、騰龍其他種々の龍を表出し、斯くして一般の人氣を博しつゝあるにあらずや、故に龍は一般の最も愛重せらるゝものと信じて不可なし、十干十二支の全幅を畫けるものゝ如きも可なり、乍去單獨にて狗又は猪を好まず、鬼又は龜は絶對的に厭惡せらる鬼の恐怖すべきは云ふ迄もなけれど龜は俗に之れを「ワンパ」と稱し、忘八と同音にて仁義禮智孝悌忠信の八義を忘るとの謂に係るを以てなり、其他は總て猛獰の種類を嫌忌す、繪畫の類に於て景色としては西苑雅集、湘濱八景、竹林七賢、曲水流觴、桃源、西湖、綠野、赤壁等、若し夫れ個人の人物畫としては壽老人、西王母、楊貴妃、仙女の最も歷史に富み人口に膾炙し居るものを尚ぶ、但日本人が孤清なり君子なりと稱し尊敬を拂ふ處の首陽山若は汨羅等は商品上決して用ふ可からず、蓋し不幸を意味すればなり、若し夫れ模樣としては古金石卽ち古鐘、鼎、彝、古錢及石皷、古磚卽ち未央宮銅雀臺の磚瓦の模樣幷其文字等とす、陶器漆器彫刻物の上に慣用する多し、但文字は一時限りにして直に廢棄するものには宜しからず、惜字の習慣あればなり、衣裳其他に供する絹織物類卽ち緞綢等に於ける模樣の如きは前顯の花艸の如きものを撰むを至當とす。

配色　是亦種類に依り一樣ならず、黃色は愛親覺羅氏が建國の色なりとて宮廷の儀式に重用せらる、卽ち其宮廷の奉事する佛教を黃教と云ひ、其寺を黃寺と云ひ、其緇衣を黃色とし親王以下にあらざれば黃轎に乘るを許されず、黃馬袍は褒衣にして或優等の勳功あるにあらざれば下賜せられずと云ふ如きは現に之れあり共、未だ必しも如何なるものたりとも黃色を尚ぶと云ふにあらず、例へば死亡通知等の用紙は面色と稱し淡黃紙を用ひ、祭祀の時又黃紙を用ふる如き其例鮮しとせず、若し夫れ衣裳の配色に就き一言せば、夏季に於ける木綿單衣の類の如きは水湧黃色十の七八を占め、之に亞で白色なり、絹物類は或は淡色或は濃色の別あるも大概紅黃綠桃水淺黃各種の茶、茶褐、海老、樺、青（藏青、天青の類の如き）鼠の色の如き皆平等に需要せらる、但し布と絹との別なく純紫、純黑は多用せられず、純紫は婦女及小孩の一部に限り、純黑は比年流行を來せし廣東式の窄袖窄袴の輕便なる洋風衣裝にして、呉絽羅紗地及廣東製の油綢を以て製したるものに限り其他は使用罕なり、之に拘はらず木製の器具類は黑色を尚び、硬木細工は重に黑色を塗着して黑檀に模倣する比々皆然り、總じて配色は一物を一樣色とし、染分け等の配合を用ふることなく、又一樣の色にして濃淡同じからざる「ボカシ」色等を用ふることは古來の慣習に之なし、尤も近來形付或は縞地等の襯衣又は夏衣に使用するの傾きを生じ、之に伴て廣東製に係る把頭（頭を卷くもの）には往々「ボカシ」の如き染色あるも是れすら僅々たる少數に過ぎず、紙類に就ては宣紙は黃、紅、桃、白の四色多用せられ、詩箋亦之に同じ總して之を言へば紅色は冠婚祝賀より延て普通何れの場合に於ても差支なきが故に黃色と幷び用られて、其販路は寧ろ其上にあるが如し。

其他商品の販售に關係ある風俗習慣　支那人は總て偶數を尚び奇數を嫌ふが故に、數に於て常に雙對を撰むを例とす、而し一個の双對のみならず、延て多數對に及ぶ多數對は重に四の數を起點とし二四の八、三四の十二、四四の十六、四五の二十、四六の二十四に至つて止む、其他無論四、六、十の數等を慣用するも、何故か二七の十四なる數は多用せず、是れ注意すべきの一點なり、風俗に就て一言せば男女の別なく比較的衣服及携帶品の奢靡又は鳴りものを歡迎するの風あるが故に、携帶品其物に餘地あらば美人畫又は鏡などを附着し置くも時好に適すべく、美人畫は猥褻程多望なれども之れは敢て慫慂すべき限のものにあらざるを以て一新圖を按出するは肝要ならん、商品等には右の外尚其蓋或は戸の開閉押縱毎に音樂的聲調を皷吹せしむる一奇軸も珍重せらるべく、現に廣東製の枕時計に「オルゴル」を仕掛けて好評を博しつゝあるも一例として徵するに足らん。

右は支那一般に關し云々したるものにして、此外諸開港場若は南洋等に往來するもの、舶來品の需要に關しては、多

少趣を異にするものありと雖、汎は小部分に屬し且其需要品の性質に就ては支那の風俗慣習と相埃つものたらざるを以て之れを省く。

五、天津

總說 適好なる北清向の商品を吟味するに當りて先づ注意すべきは、當地方人情風俗の南清地方に比して敦厚質朴なること、及び風氣未だ多く開發せられず、從て生活の程度尙ほ低下なること、又實用實益を主とし利害の計算に敏なること、且つ自尊固陋にして妄に新奇の事物を採取せざること、又迷信深く守舊頑冥なること等の諸點なり、敦厚質朴なるが故に織巧綺麗なる品物よりも耐久堅牢なるものを撰み、風俗開けず生活の度低きが故に高尙優雅なる品物よりも通俗卑近なるものを好み、實益實用を主とするが故に高直なる美術的製品よりも廉價なる實用品を喜び、自尊固陋にして且つ迷信深きが故に自國在來の慣行と信仰を株守して容易に易俗移風するを肯せざるなり。

右の如くなるを以て、外國品の當國市場に販路を穫るに至るは、能く當國人在來の風俗、人情、嗜好、習慣に投合するか、若は少くとも此等のものに牴觸せざるものなるを要するなり、又彼等が外國品を採取するに至りても總て之を自國化し、必ず之に自國の新名稱を附し自國特有の用法に由りて之を使用するを常とし、仕出地、生産地に於ける固有の用法如何の如きは毫も顧慮する所にあらず、嘗て本邦に於て一時舶來品とし言つゝ爭ふて之を購入し、其用法取扱方に關しても自國在來の風俗習慣に關係なく、一に原產地若は仕出地に於ける用法取扱振に模倣し唯及ばざるを恐れたるものと全然其撰を異にす。右は本邦と當國との間に於ける著しき相違の點なるを以て、本邦生產業者並に商業者に於て當國人の用法取扱方を研究考察し、出來得べき限り彼等の要請に適合すべき樣仕向けざるべからず。

總て貨物を當國に輸出するに方りては、決して本邦產の剩り物を賣込むに非らずして、清國向に特製したる貨物を賣込むの覺悟あるを要す、此點に關し從來本邦當業者に於て缺くる處あり、故に一言し置くものなり。

構造 總て品物の外觀の美麗なるを要するは勿論なりと雖、萬事に實用的、計算的なる當地方に在ては、物品の構造に關して注意すべきは、徒に織巧綺麗ならんよりは何所迄も堅牢にして耐久力に富み且實用的なるを要す、又氣候常に乾燥するを以て塗物は龜裂を生じ易く、木製品の如きも往々木地に開裂を生ずることあるを以て、此等の點に關し特に注意して製作するの要あり。

器物の構造は蓋物よりも蝶番を附したるものを撰び、就中小器物に於ては殊に彈機附のものを喜ぶが如し、蓋し便利なると新奇巧妙なるを好む爲ならん。

箱物竝に抽出類には總て堅牢なる錠を附くる樣構造するを要す、如何なる小形の器物にても容易に內容物を拔き出さるゝ虞なき樣錠前を附け置くの要あり。

形體 當國人の形體に關する好惡概ね左の如し。

方　形
圓　形 }……共に正形として大に之を愛好す。

八角形……方形に工夫を加へたる形なりとて亦大に之を好み正方形正圓形と共に喜び用ひらる

長圓(隋圓)
長方　形 }以上三者に亞て行はる

右の外行はるゝ形體は六角形、玉角形（⬡）扁面形（◇）如意形、古錢形（凸）花朶形（✿）等なり、此外に於ては、

扁　形……形體の扁平、扁長なるが如く、總て正形を失し扁傾なるものは規矩正しきを好む、性情上之を忌む、

斜　形……此種の形狀は不規則不規矩の故を以て之を好まず、

三角形……三角兒は字音三脚兒(隱語)に相通ずるを以て之を忌む、

五、七角形等總て之を好まず、

又下方の大にして上方の少さくなれる形體は古來の器具に多く用ひられたる形なるを以て、慣行上依然之を喜ぶが如し當國人の家屋の造作及家具等の形體は千遍一律にして圓形若は方形又は其他眞直なるものを無意味に細かく種々に組立てたるものなり、蓋し一は美術的思想の未だ開發せられざると、又一には破損の場合に於て容易に

修理し得らるゝの實用的必要より來りたるものならん歟

圖樣　清國人は一般に圖畫を愛好するものなり、而して其迷信、好尚上各種の圖樣に對する好惡概ね左の如し、

愛好するもの

鹿……祿祿の祿と字音相通ずるよりして之を喜ぶこと甚だし多くは之に松樹を配す又鹿に鶴を配すれば高貴鶴と祿祿の鹿とを併せ有して幾久しく高貴たらんとの表彰となると言ふ

蝠(蝙蝠)……福と字音相通ずるより亦多く之を好む

鶴……高貴を意味す

龍……皇帝の記表にして高貴に渉るを以て民間用のものには之を用ひず

蝴　蝶……好

鯉　鰣……走獸中最も多く喜ばる

金　魚……好、其形は何處までも所謂支那金魚形にして目の飛出したるものに限る然らざれば金魚とし觀られざるなり

鯉　魚……水に躍るは其高升の速なる登天の美となるなり

鴻　雁……吉兆あり又信義の鳥として之を好む

牛……天地祝祭の場合に之を用ひ且つ稼穡を助くるものなれば吉と能との點よりして之を好む

馬……吉祥

鳳　凰……飛禽中に就て最も多く之を好む之には必ず梧桐を配するを要す

雞　子……高貴、氣品高き點を取る

公鷄(牡鷄)……高官に就くを意味す之に牡丹を配すれば鷄の冠に由りて官位の高きを意味し牡丹の富貴の花なるが爲め高位に上り富貴となるの繰享なりとして之を好む又牡鷄と鷄頭花とを併せ描かば冠上冠を加ふるものなるを以て官位更に上るを意味するとなり

孔　雀……好

牡　丹……花の開きたるは富を彰し未開の花は官位の貴きを彰はす

葡　萄……子孫繁榮の表彰なり

桃……柘榴……三仙々は三多

佛手柑……

桂　花……

海　棠……三秋

竹……

菊……

蘭……

臘　梅……

夜來香……九如

僧道帽……

玉　針……

芍　藥……

梅……

杏……

荷　花(蓮)……

葡　萄……

百合花……

松……常綠を喜ぶ

靈　芝……海棠、靈芝、梅を併せ描くは甚可なり

靈芝に松と鶴とを併せ描くは靈を延ばすとして之を喜ぶ

鹿は祿、蝙蝠は福を表はし而して桃は長壽の靈藥として秘藏し蝠、鹿、桃を併せ描き以て福祿壽を表すなり

右の外綾、元寶(馬蹄銀)形をも好む

厭忌するもの

烏……凶兆なり大に之を忌む

梟……陰惡、不孝、不吉の鳥として之を忌むこと甚だし

燕……不貞、不節、不慈の鳥なり

狗……猛烈なるを以て之を好まず

鬼……感傷又は男娼を意味するものなりとして之を忌む

龜……龜は古來千齡萬龜と稱し最其物は蓄福の記表として之を喜ぶには相違なけれども龜に似て大なるものに蠢なるものあり多淫の生物にして亡八と稱し極端に之を忌む故に會々龜に非ざる龜を畫くも蠢に似通ひ若は之を聯想し易きを以て斷して之を避くるを要す

猫

螺　子

楓　樹

梧　桐……單に梧桐のみを畫くは不可なり必ず鳳凰に配加して畫くを要す

之を要するに清國人の繪畫に對する好惡は古來の傳說、迷信若は特殊の好尚に基けるものにして、畫模樣取合せの自然不自然、適不適の如きは多く顧る所に非らず、其圖樣往々不自然幼稚にして一見噴笑を禁ずる能はざるものあるを免れず、例へば桃に蝙蝠と鹿とを併せ畫きて福祿、壽に象れるが如き、海棠に靈芝、梅を配列するが如き、若は牡雞に牡丹又は雞頭花を配するが如き、畫模樣としては自然を缺き且其配合の不適合なるには相違なけれとも、皆畢竟當國人特殊の迷信、傳說、慣行等に基けるものなるを以て注意して其好尚に反せざるを要す。

總て畫模樣は色取り鮮明にして畫樣確的なるを要す、又輪廓の如何にも明晰にして畫の形狀正整なるを要す。

彩色の淡洒模糊なるは一般に不向にして圖畫は一目瞭然として明快に其何物を畫けるかを看取し得るものなるを可とす、超脫せる意匠を加ふるも當國人の爲めに了解せられざるを病ひなり、畫樣は濃厚重密にして本邦人の目より視て寧ろ不意氣、不恰好、幼稚、拙劣と思はるゝものなるを可とす、脫俗、高雅、優越若は俗に稱する意氣、粹とも言ふが如き畫樣は斷じて不可なり。

當國人は何處までも自尊自負の人民なるが故に、其好尚趣味の如きも亦自尊自負的にして自國慣行の好尚に非れば之を容認せず、當地方に喜ばるゝ畫樣は所謂南畫にして最も乾隆、雍正時代のものを喜ぶ、西洋畫風の畫模樣、意匠は全然彼等の爲めに了解せられず。

人物、風俗畫を用ふるに當りて當國向に描かざるべからず、西洋若は日本の人物、風俗を描くは一切無用と心得べく、畫題は當國人の目に馴れたる支那の人物畫、風俗畫なるを要す、特に當國の人口膾炙せる歷史畫ならば最も妙なりとす。

半身像、首像の如きは未だ當國人の嗜好する所に非ざるを以て、此等に象れる製品は全く不向と考ふべし。

柄物畫樣は總て大柄なるを要す、蓋し當地方の習慣として衣服其他の柄合、模樣等は老幼男女一切差別なく同一の反物を以て一家族共通じて使用し居るなり。

縞柄は明劃なる立棒縞若は大柄の格子縞を愛好す、不明瞭煩雜なる縞柄若は絣類は一切不向なり。

配色　色彩に對する當地方人の好惡左の如し、

紅　色……吉、賀、祝儀用の色彩にして上下の差別なく好で之を常用し特に婚嫁の場合に於ては專ら之を使用す

黃　色……帝室用の色彩にして滿洲僧侶及道者の外は他の之を使用するを容さず

青（黑）……青と黑とは混稱す當地方にて青と云ふも實は黑色なり冬向の色彩にして上下の差別なく之を用ふ

藍……一般に廣く行はる

紫……官員、紳商等は藍色と併せて其衣服に使用す

灰……大商人は藍と併せ用ひ小商人及一般の身分なき者は單に此の灰色のみを用ふ

此外湖月（淺黃）洋妃（とき色）蔡綠（Yolkish Green）紬月（Light Lue）は好で之を用ひ、石青（紺）羔綠（濃綠）桃紅（桃色）荷灰（銀鼠）等亦行はる、而して白色は不祝儀の色彩にして獨り祭喪の場合に用ふるに過ぎず、常時之を用ふること斷じて之れあるを見ず、故に痛く白色、無色を忌み家具其他に於て如何なる木質のものも必ず色附けするを常とす、現に淸國人間に近來日本の竹細工を喜び用ふるも、白竹製のものは一切使用せざるなり。

絹手巾は男子間には行はれず、殆ど婦人の專用品なり、心なき本邦製造者は白無地、白地綾製、白織模樣入及白縫取の等絹手巾を當地方に仕向け來るも、前述の如く白色は其絕對に好まざる所なるを以て全く不向なり、故に絹手巾は婦人專用を目的とし桃紅、深紅、淺黃等の著色あるを要す。

其他　總て物品は外部の美麗なるを喜ぶの傾向著し、故に模樣、配色等凡て力を專ら外面に傾注し外觀の美麗なるを好むも內面、內部の如何は寧ろ顧る所にあらず、是れ特に注意を要すべき點にして、日本製品が自國人の好尙に基き內面、內部に力を用ふるが如きは當國人の嗜好に反するものなり。

當地方の淸國人は其好尙未だ幼稚なるを以て高雅、淡洒にして俗に所謂澁き物を好まず、織物等にても光澤麗はしきを好むが故に、近來漸く販路を開き得たる木綿織物にも撚絲を用ひ光澤を付するを要す。

織物に對して光澤あるを好むと同樣、石鹼其他化粧品に對しては香氣（特に麝香）高きものを喜ぶ、石鹼の下等品は其の廉價なる點より香氣如何に關はらず實行くべきも稍々上等品に至りては本邦品は香氣の點に於て到底獨、佛品に敵する能はざるなり。

當國向の織物は使用上の必要より凡て三十六吋幅なるを可とす、當地方輸入の天竺金巾（二十四吋幅）は米國產の「シーチング」（三十六吋幅）の爲め方今殆と販路を奪はれんとするもの全く之が爲なり、現に本邦產の綿「ネル」に對しても三十六吋幅に爲し呉れんことを請求する向尠からず。

當國人は總て單數を厭ひ雙數を好むこと甚し、故に何物に於ても一雙相對立するを必要とし、花瓶、置物、扁額掛物、卓子、置鏡等如何なる瑣末のものにても悉く一對物たるを要す、故に此等のものに印記すべき繪畫等に於ても夫々左側向のものと右側向のものとの區別をなし、兩々相對立せる畫模樣若は裝飾を加ふるを要す。

當國人は重きを商標及招牌に置くの風あり、故に深く其特殊の迷信、好向を利用し、適否を判別して之を使用するを要す、之を爲すには豫め圖案を作りて關係の商店に送り、其意見を徵して後始めて之を實行するを利巧なる遣口なりとす。

當國人は頑陋にして容易に推移せざるものなるを以て、商標にして一旦當國人の信用を獲るに至らば品質の粗惡とならざる限りは、他に如何程の品物新來するも容易に之より彼に移るものに非ず、故に利巧なる商人特に外國商人中其獲たる商標の信用を憑み、多々益々品質を改良し、頻りに其價格を騰貴するも依然顧客を吸收し居るものあり、其實例一再にして足らず、以て當國人の商標に對する氣風の一斑を察知すべきなり、故に商標にして一度信用を得るに至らば寸毫も其品質を下すことなく、徐々に其價格を上ぼすを以て得策とす、本邦商人の弊所は少しく賣行き良き品物に對しては、往々にして其品質を下だして以て差額の利益を獲んことを企つるに在り、是れ極めて短見淺薄なる遣り口にして淺ましきことの極みなるのみならず、決して永遠の利益を獲る所以の方法に非ず。

商標に使用する用紙の色は黃若は赤色を可とす、又使用すべき文字は漢字を用ふべし、西洋文字、日本假名字は無意義に屬す、最も石鹼、煙草の如き日常の消耗品に於ては包裝紙に漢字を使用するは差支なしと雖　物品自體に漢字を使用するは惜字の習慣上之を忌むが如し、又商標は鮮明なるを要す、不鮮明なるときは廻て內容品の粗惡なるを想見せしむるに至る傾向あり。

六　長　沙

構造　湖南省は久しく鎖港的境遇にありしを以て外界との接觸少く、從て器物等の構造は純然たる淸國風にして今日使用せらるゝは何等外國風の構造を交へず、其使用する日用小器具は殆ど悉く冠せ蓋風にして蝶番を有するものなし、故に蝶番を付したる小器具を彼等に示すときは、其開閉に苦むの有樣なり、又家具中戶棚の如きは其開戶の兩緣に各戶一箇宛の楔と其穴を有し閉づるときは此楔と穴とを合せ、然る後之を鎖すの仕組あり、又家屋窓戶の如きは之に使用したる玻璃は其脫落を防ぐ爲め釘を以て窓框に固著しあり、此等は未だ其工作上に於ける技術の幼稚なると其使用に慣れざるとに因るものにして一度其使用上竝に工作上の技術に於て外國風の便利と堅固とを知るときは直に改良を加ふべく、何等迷信若は其他の理由あるに非ざるなり。

形體　最も喜び使用する器具の形狀は正面形竝扇形にして、此等の形狀は重に圓滿及び吉事の徵として喜ふものの如し。

圖樣　一般に行はるゝ圖樣は多く四君子竝に福、壽、囍等の字を選み、雲形及び蝙蝠の圖樣は割合に少きものゝ如く、其他外國風の圖樣を加味したるものは皆無なり、之れ湖南人等が外國人との接觸日尙ほ淺く、未だ外國器具竝に物品の使用を知らざるに基因す。

配色　淸國一般に最も喜ぶ處の配色は紅色にして、彼等が吉兆の色として賞美する所なり、湖南も亦其例に漏れず、紅色を最も喜ぶの風あり、故に其吉兆を顯はさんとするときは必ず紅の字を使用す、例へば爆竹の如きは紅紙を以て裝し大紅鞭爆と稱するが如し、次は金色にして金色燦爛たるものを喜び、非常の吉兆を示す場合には常に紅色地に金色を配す、之に反し最も嫌忌するは白色にして死の色として絕對に之を避け、鳥獸に至るまで其毛羽の白色なるときは吉兆の色たる紅色を其毛羽に點じて漸く自ら安ずるの風あり。道路に飼養する豚及鴨鵞の如きに至るまで白色のものには其身體二面に紅色を塗抹してあるを見る、卽ち配色は淸國人一般に注意するものなるを以て、我商工業者の最も留心すべき所らなんか。

其他商品ノ賣買ニ關スル風俗習慣　淸國人は一般に奇數を喜ばずして偶數を好むの癖あり、奇數は缺けたるものにして偶數は滿足の數と爲すもの丶如く皆對字を用ひ掛軸の如きは對子と稱し一對を用ひ、其他室內器具は例へば簞笥、戶棚、椅子、洋燈に至るまで雙を貴ひ、必ず對を用ふる風ありて、本邦人にして器具類購買に際し一箇を購はんとするときは商人は殘餘の一箇を販賣するの困難なるより頗る高價を得んとするの風あり。

七　暹　羅

構造　暹國人は器物の構造に就て特別に好惡の區別あるを聞かざるも、飮食物を貯へ置く器物の如き一般に使用せらるゝものは概して冠せ蓋を有するものなり。

形體　是亦特種の嗜好あるを聞かず。

圖樣　元來邏人の眼界は甚だ狹くして外國の事情に通ずるもの稀なるを以て、圖樣中外國の事物、風俗等に關するものは其好奇心を誘起すること少く、而して普通に嗜好するは草花、小鳥、胡蝶及小魚族の浮游せる等の圖樣にして、其最も喜ぶものは象或は龍を書きたるものなり、蓋し邏國人は此等を動物界の大王として尊重するの風あるを以てなり、又當國は佛教に熱心なる國柄なるを以て宗教に因みたる古代の人物書或は寺院の景色等も甚だ稱賛せらるゝ意匠なるが、是は第一當國古來の傳說及歷史等に準據し、又人物及建築建物等の如きも亦可成實際を模倣すること肝要なり。

當國は邏人の外多數の清國人をも有するを以て、清國に於て嫌忌せらるゝ圖樣は亦當國清人の厭忌する所なるを特に注意せざるべからず。

配色　邏國人の特に嗜好し又特に嫌忌する色合あるを聞かず、但黑の無地は多く喪服に用ひらるゝを以て平常之を使用せざること、他の諸國に於けると異なることなく

當國佛教僧侶の著衣は總て黃色のものと定まり居れり。

其他商品ノ販賣ニ關係アル風俗習慣　前段需用の項に於て宗教に關する意匠に就き述ぶる所ありしが、玆に注意すべきは佛像畵なり、邏國人は崇佛の念非常に旺なるを以て、何品を問はず佛像を畵きたる圖樣を尊重するも、若し日用の使用品中一時使用したる後廢棄せらるゝものの例之燐寸箱、捲煙草包裝用紙若は罐及團扇等に佛像を畵くは最も之を忌まざる可からず、何となれば此種物品に佛像畵ある場合には之を使用するを以て佛に對する不敬と信ずるを以てなり。

八、比律賓群島

構造　比律賓人は一般に冠せ蓋の器物を好めり、之れ蓋し冠せ蓋は神秘及秘密を惹起するものなりとの迷信に基因するもの〻如し、特に貯金用として愛玩せらる。

形體　比律賓人は其敬信する羅馬舊教上の關係あり、十字形を好み、又馬蹄形を愛す。

圖樣　圖樣としては比律賓人は花鳥、馬及犬ぎ喜べり、

然れとも怪獸及兇猛醜惡なる圖形は之を嫌忌す。

配色　比律賓人の多數は赤、紫、青の如き華美艷麗なる彩色を好めり、又教育の素養ある者は菫色、淡紅色、淡青色の如き一般に薄色を嗜む、然れとも黃色は比賓人全體を通じて好む所に非らず。

其他ノ風俗習慣　比律賓人も亦泰西國民の如く十三なる數を忌めり。

宗教上の感念に投合し若は感情に訴ふる事物は概し律賓人の愛好する所なり。

九　シドニー

商品の構造、形體、圖樣、配色等に對する濠洲人の嗜好、人情等にして其習慣の一般に渉り且つ顯著なりと認むべきは頗る少し、是れ當地方の如き比較的新開の殖民地に在りては一國民或は一地方の風俗、習慣と稱すべきもの少きに依るなるべし、左に習慣の稍顯著なるもの二三を揭ぐべし。

構造及形體　一般に渉る特別の嗜好として見るべきもの

當濠洲に於ては歐洲各地に於けるが如く宗教上其他の迷信等至て尠く、各器物及繪畫等に對する好、忌共に之を英本國人に比すれば比較的尠しと云ふ、之れ濠洲は殖民地として年を歴ること尠く、風俗、習慣等も頗る質朴にして贅澤の風なく、概して單純なる生活を營み居るが故なるべし。

構造　當地方に於ても米國と同じく蓋を有する器物にして蝶番にあらざるもの殆ど之れなきが如し、之れ開閉に便なるが故なるべし、從來本邦より當地方へ輸入する漆器類の如きも皆蝶番式なりと雖、其構造堅固ならず、頗る破損し易きを以て外見の美なるに反し其信用を害するもの尠からず、當業者の改良を要すべき所なり。

形體　當地方に於ては器物の形體に就ては、其嗜好物に依り區々別々にして一言し難きも、宗教其他の關係上より器物の形體に付云々するものなきが如し。

圖樣　當地方にては清國人の龜、鬼を忌み、獨逸人の孔雀を忌み或る歐洲人の杜鵑を嫌ふが如き特種の習慣なしと雖、梟は不祥の鳥として忌み嫌はれ、或る迷信家の如きは旅途に上るに際し梟に出遇ひたらんには其旅行を中止するが如きものあり、又蝙蝠も不祥のものと考へらるるが故に、右等の如き繪畫ある器物は人々の嫌忌する處なり、之に反し家鳩は吉祥の鳥として遇せられ、旅途の始め家鳩を見たらんには、途中安全の兆なりなど信ずるもので人々の好む處なり。

獸類中に在りては或る一部の人士は猫を不祥の動物となすものありて、轉宅の際の如き從來飼ひ置けるものさへ新宅には携へ行かざるものあり、又蛇は一般に忌み嫌はれ、若し蛇に關する夢を見たらんには他人より怨みを受けつゝある兆候なりと稱するものありて、右等の繪畫ある器物は一部人士に嫌忌せらる。

配色　配色の如何に就ては各人の嗜好に依り一定し難しと雖、赤、藍、白等の色彩は一般に凡ての器物に對し最も多く用ひられ、一般人士の好む處なるが如し、されども宗教上其他の關係上より特種の色に對し或は好み或は忌むが如きことは當地方に於ては之なきが如し。

其他商品の販賣に關係ある風俗、習慣

數　三及九なる數は當地方人士に於ては一般に吉祥の數とせられ、十三日は最も不祥のものとせらる、茲に一例を擧げんに十三人の客を招かず、十三日に旅途に上らざるが如き之れなり、從て繪畫其他に於ても三及九の數は人々の喜ぶ處なるも、十三の如き數あるは人々の忌む處なり。

日　一週間中良日又は不祥の日を區別するものあり、一般の說に依れば、水曜日は最も吉祥の日にして、金曜日は不祥の日となすが如き之れなり、當地方人士の能く注意する詩句あり、參考の爲め左に之を記せん。

Marry on monday, you marry for health,
Marry on tuesday, you marry for wealth,
Marry on wednesday, the best day of all,
Marry on thursday, yau marry for losses,
Marry on friday, you marry for crosse,
Marry on saturday, no luck at all.

夢に對する迷信　結婚を夢みるものは凶報に接すべし、死を夢みるものは長命するか吉報に接する前兆なりと信ずるもの。

結婚の儀式に關する習慣　結婚の儀式に當り新婦は白衣を裝ふべし、然らざれば不吉あらんとに反し、寡婦の再婚に當りては白衣を裝ふは不吉なりと一般に信せらる。

其他參考事項　其他商品の販賣上には多大の關係なきも或は參考の一助となるを保せざるに付、或る人士間に稱せらるゝ迷信の一二を擧ぐれば左の如し。

一　鹽の容器を覆すは不吉なり。

二　「ペンキ」を塗りつゝある下を通行するは不祥なり

三　途中馬の鐵蹄を拾ひ左肩を越て投棄すれば必ず吉事に接すべし

四　「ピン」の途中に落ちたるを拾へば吉事あるべし。

一一　桑港

原來北米合衆國の如き殖民地殊に其西部地方に在りては外國より輸入の商品に對し其構造及形狀、圖樣及配色等は一般西洋人の嗜好に亘るものを除きては商品の

購入に關し、支那、土耳其、其他の諸國の如き歴史上若くは宗教上より來れる其國特有の風俗、人情若くは嗜好等の存するもの勘く、實利を尚ぶの風あるに依り、構造は堅實にして損破に耐へ且取扱の便なるを喜び、形狀亦何種に屬するものたるを問はず總て其携帶運搬に便なるを旨とし、圖案は美くして人の注意を惹くの趣向を賞し、配色亦特種の彩色を厭忌するものなし、故に米國輸入商は本邦商品に對して一般に稱するところは、食料品の如きは其外觀よりは寧ろ內部の整備及實用を賞するの傾向あり、一例を擧ぐれば本邦製罐詰の如き、外觀を裝する「レーベル」は巧みにして購客の目を惹くに充分なるも、實質は整一を缺き大小相混じ液汁に過不足あるが爲め、米國人の嗜好する鰯罐詰の如きも、佛國產に數歩を讓り名聲を損じたるの類往々見受くる所なり、而して內外人共食事方法の異なれるは、殊に此等食料品の貿易に就き最も注意を要すべきこと勿論なり、當方面の外人が支那製のものに對し一種不潔の觀念を連想して排除するが如きは、察するに外人の調理法及食事方法の相異なるに拘

はらず、清人は食料品を自國風に輸出するに困るものにして、本邦商人の大に注意すべき點ならん、其他本邦產絹物の如き花莚の如きは近來頗る米人の趣向に投じ來り實行宜しく、又婦人和服の如きも寢衣として當地貴婦人に愛用せらるゝに至れりと雖、之に對する流行は時々變遷するを以て茲に一定のものを記述し難し。

明治四十四年三月二十日印刷
明治四十四年三月廿九日發行

農商務省商務局

印刷者　東京市京橋區鈴木町壹貳番地　石丸鶴吉

印刷所　東京市京橋區鈴木町壹貳番地　東亞印刷株式會社
電話京橋（二二四）二二五

3337
25

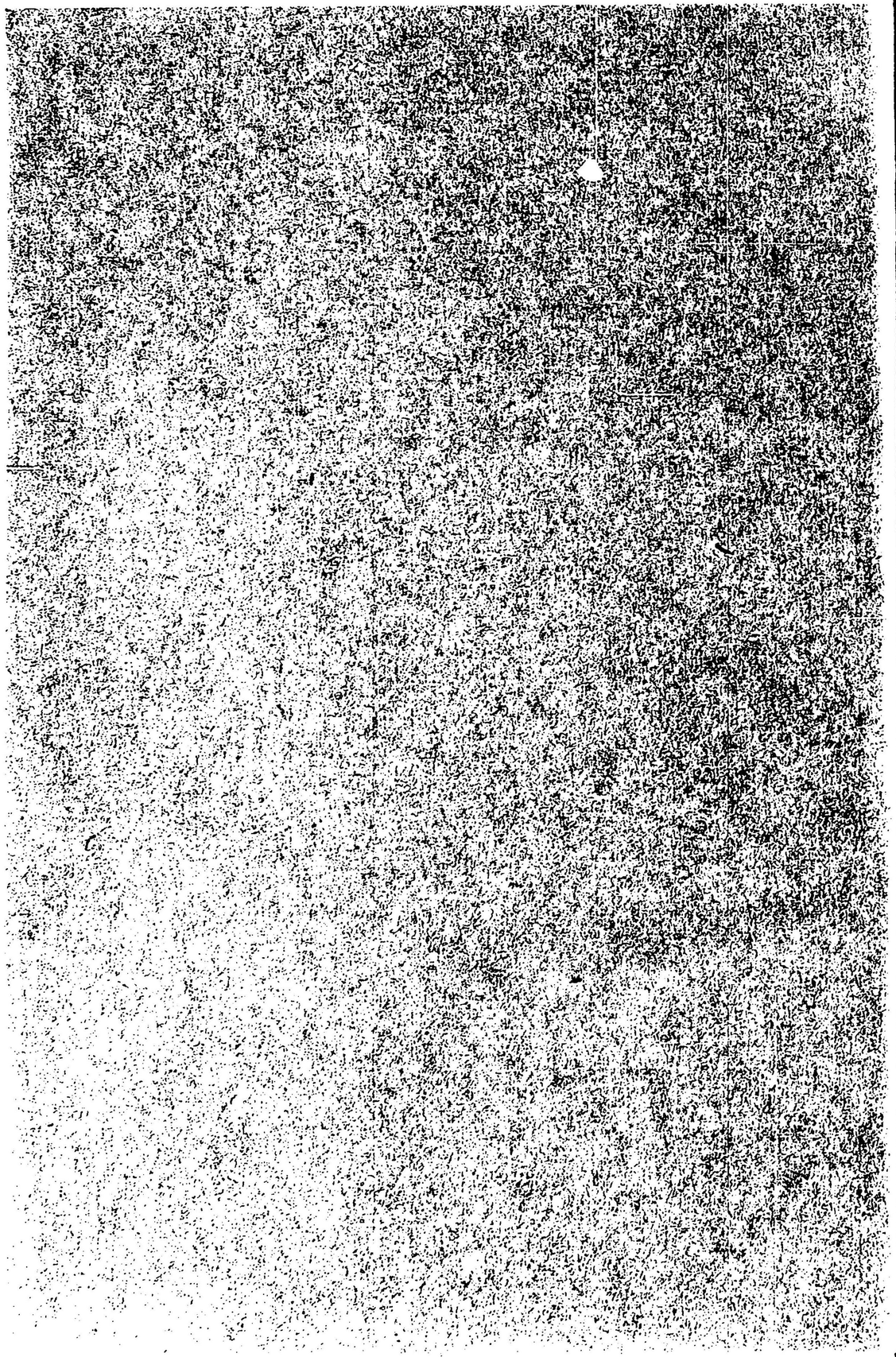

337
25

337
25

044319-000-4

337-25

内外商取引上注意すべき慣習其他に関する調査

農商務省商務局

M44

BDN-0385